

こうかしだい じしやう しゃきほんけいかく ちゅうかんみなお
甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）
だい きしやう ふくしけいかく だい きしやう じふくしけいかく
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

しょう しゃ
障がい者のための

あんしん こうりゆう い
安心・交流・生きがいプラン

みんなでつながり ささ
支えあう

あんしん こうりゆう い かん こうか
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀

れいわ ねん ねん がつ
令和6年（2024年）3月

こうかし
甲賀市

ごあいさつ



近年、障がいのある人の高齢化に伴う重度化とともに、介護する人の高齢化が進む中、親亡き後の問題や、医療的ケアが必要な子どもを含めた障がいのある子どもへのさらなる支援など、福祉のニーズは多様化しています。また、障がいのある人への合理的配慮について理解を深め、障がいの有無に関わらず、すべての人がともに支えあいながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

本市では、前計画に基づき、児童発達支援センターの整備や、地域生活支援拠点の拡充、「甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例」の制定など、様々な施策を進めてまいりました。また、令和7年(2025年)には第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会が滋賀県で開催されます。本市も競技会場となることを機に、障がい者スポーツのさらなる普及とともに障がいのある人の社会参画の促進を図ってまいります。

このような中、「みんながつながり 支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」を基本理念とし、「甲賀市第3次障がい者基本計画(中間見直し)」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。この計画では、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに理解・尊重し、共に生き、共に支え合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた各種施策に取り組むこととしています。

加えて、本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、地域コミュニティ、市民活動団体、民間事業者の皆様と連携・協働して「オール甲賀」で取り組みを進めることが重要でありますので、引き続き皆様のご理解と温かいお力添えを賜りますようお願い申しあげます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、活発なご議論をいただきました甲賀市障害者施策推進協議会の皆様、並びに関係者の皆様に心からお礼申しあげます。

令和6年(2024年)3月

甲賀市長 岩永裕貴

目 次

1	第1章 計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨と目的	1
2	法律改正等の状況	3
3	計画の位置づけ	10
4	計画の対象	11
5	計画の期間	12
6	計画の策定体制	13
2	第2章 障がいのある人の現状	14
1	障害者手帳を持っている人たちについて	14
2	難病（指定難病）について	19
3	発達障がいについて	20
4	強度行動障がいについて	20
5	高次脳機能障がいについて	20
6	特別支援学級と特別支援学校の在籍児童生徒の状況について....	21
7	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況について..	22
8	アンケート調査結果	33
3	第3章 計画の考え方.....	49
1	計画の理念	49
2	計画の基本方針	50
3	計画策定の4つの視点	51
4	それぞれに期待される役割	51
5	施策の体系図	53
4	第4章 第3次障がい者基本計画（中間見直し）	54
1	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる.....	54
2	障がいのあるこどもの学びと成長を支える.....	62
3	生き生きと働くことができる	67

4	しょう 障 がいのある人 ひと の自己実現 じ こ じつげん と社会参加 しゃかいさんか	71
5	ふくし 福祉のまち すいしん を推進 きょうせい するための共生社会 きょうせいしゃかい の実現 じつげん	75
5	だい しょう 第5章 第7期 だい きしょう 障 がい福祉計画 ふくしけいかく ・第3期 だい きしょう 障 がい児福祉計画 じ ふくしけいかく	85
1	基本指針 きほんししん について	85
2	成果目標 せいかもくひょう	87
3	しょうがいふくし 障害福祉サービス等 どう りよう み こ の利用見込み かくほほうさく と確保方策	95
4	しょうがいふくし 障害児福祉サービス りよう み こ の利用見込み かくほほうさく と確保方策	119
6	だい しょう 第6章 計画 けいかく の推進 すいしん	124
1	けいかく 計画 すいしん の推進	124
	しりょうへん 資料編	126
1	こう か ししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎかいじょうれい 甲賀市障害者施策推進協議会条例	126
2	こう か ししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎかい いんめいぼ 甲賀市障害者施策推進協議会委員名簿	128
3	さくていけい い 策定経緯	129
4	よう ごかいせつ 用語解説	130
5	じぎょうしよいちらん 事業所一覧 (令和6年(2024年)1月末現在)	136

近年、我が国においては、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、平成 26 年(2014 年)に「障害者の権利に関する条約」を批准、平成 28 年(2016 年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を施行し、障がい福祉の分野に限らず、教育や防災をはじめとする様々な分野において、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた施策の展開が進められています。

本市においても、「障害者基本法」に基づき「甲賀市第 3 次障がい者基本計画」(令和 2 年(2020 年)度)を策定し、「みんなでつながり、支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」の基本理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援を総合的に推進してきました。また、障がいのある人の生活支援として「第 6 期障がい福祉計画」「第 2 期障がい児福祉計画」(令和 2 年(2020 年)度)を策定し、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業や児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

この度「甲賀市第 3 次障がい者基本計画」については計画の中間年度となることや、「第 6 期障がい福祉計画」「第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間が令和 6 年 3 月をもって終了することから、本市の障がい施策を計画的に推進するため、計画の見直しを行います。

「障害」「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、法令や制度によるものは「障害」、それ以外については「障がい」と記載しています。

福祉制度の実践

戦後の混乱期や社会福祉が世間の人々の関心事にもならなかった時代から、常に利用者の立場に身を置き、未発達であるわが国の福祉制度に息吹を吹き込んだ実践家が、滋賀県から数多く輩出されてきました。

戦後から今日までの間に、福祉実践を通じて、社会福祉の専門化、制度施策化等に、生涯にわたり取り組んでこられた方々がいました。

甲賀市において、昭和 27 年(1952 年)に創設された信楽学園は、創設者の池田太郎氏の理念や系賀一雄氏の主張した生産教育の大切さを今日に引き継ぎ、障がいのある人の社会的自立に大きく貢献しています。そして、信楽学園の創設者である池田太郎氏の『はたらく』ことを通して『地域で実践』し、ものづくりを通してひとづくりへ、そして、まちづくりへと展開してきたことが礎となり、さまざまな事業が推進されています。

●系賀一雄氏

「この子らを世の光に」という有名な言葉を残した系賀氏は、戦後日本の新しい社会福祉基盤をつくった一人とされます。没後 50 年を経た今なおその業績は高い評価を受け、理論派の福祉の父として尊敬されています。数多くの言葉を残した系賀氏ですが、中でも「福祉は人なり」という言葉にも表わされているように、福祉に携わる後継者としての人材発見とその養成に大きく寄与しました。

●池田太郎氏

信楽学園の開設とともに、信楽のまちにやってきた池田太郎氏は、知的障がいのある人たちが、人として尊重され、歓びをもって暮らしていくための支援を進めました。職員の育成から始まった信楽学園の立ち上げ、そして、全国初の成人を受けとめる信楽青年寮の開設、現在のグループホームにあたる民間下宿の開拓、事業者の協力を得ての就労等、彼らの幸せのために地域を取り込んだ先駆的な福祉を実践してきました。地域で受け止める共生のまちづくりは、今も脈々と受け継がれています。



障がい福祉に関する法律改正・施行等の経過や概要は次のとおりです。

表 1-1 障がい福祉に関する法律改正・施行等の経過

年	月	障がい福祉に関する法律改正・施行等の経過
平成 19 年(2007 年)	9 月	障害者の権利に関する条約に署名
平成 23 年(2011 年)	8 月	障害者基本法の改正
平成 24 年(2012 年)	6 月	児童福祉法の改正
	10 月	障害者虐待防止法の施行
平成 25 年(2013 年)	4 月	障害者総合支援法の改正 障害者優先調達推進法の施行
平成 26 年(2014 年)	1 月	障害者の権利に関する条約の批准
平成 27 年(2015 年)	1 月	難病法の施行 指定難病 111 疾病
	7 月	難病法の施行 指定難病 306 疾病
平成 28 年(2016 年)	4 月	障害者雇用促進法の改正 障害者差別解消法の施行
	5 月	児童福祉法の改正 成年後見制度利用促進法の施行
	8 月	発達障害者支援法の改正
平成 29 年(2017 年)	4 月	難病法の施行 指定難病 330 疾病
平成 30 年(2018 年)	4 月	障害者総合支援法（障害者自立支援法から改称）の改正 難病法の施行 指定難病 331 疾病
	5 月	バリアフリー法の改正
	6 月	障害者文化芸術活動推進法の施行
平成 31 年(2019 年)	2 月	障害者雇用促進法の改正
	3 月	第 4 次障害者基本計画の策定
令和元年(2019 年)	6 月	障害者雇用促進法の改正 読書バリアフリー法の施行
	7 月	難病法の施行 指定難病 333 疾病
	10 月	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の全部施行
令和 2 年(2020 年)	5 月	バリアフリー法の改正
	6 月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行
令和 3 年(2021 年)	3 月	滋賀県障害者プラン 2021 の策定
	6 月	障害者差別解消法の改正
	10 月	甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例の施行
	11 月	難病法の施行 指定難病 338 疾病
令和 4 年(2022 年)	5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
	6 月	児童福祉法の改正
	12 月	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 難病法の改正
令和 5 年(2023 年)	3 月	第 5 次障害者基本計画の策定

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

国では、平成 19 年(2007 年)9 月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年(2014 年)1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年(2011 年)8 月に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策等が追加されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年(2012 年)10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、家庭や施設等で障がいのある人に対する虐待を発見した場合に自治体への通報を義務付けているほか、養護者による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けること等が盛り込まれました。

(4) 障害者総合支援法(障害者自立支援法から改称)の改正

平成 25 年(2013 年)4 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的として、改正・施行されました。障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護サービスの対象拡大等が定められました。

また、平成 30 年(2018 年)4 月改正施行により、地域生活の支援として、新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されました。令和 4 年(2022 年)12 月の改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講じられました。

(5) 児童福祉法の改正

平成 24 年(2012 年)6 月の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（現障害者総合支援法）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年(2016 年)5 月の同法改正により、平成 30 年(2018 年)度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。令和 4 年(2022 年)6 月の改正により、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、こども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等の体制強化が定められました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年(2013 年)4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされました。

(7) 障害者差別解消法及び滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年(2013 年)6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成 28 年(2016 年)4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。また令和 3 年(2021 年)6 月の改正により、事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。（令和 6 年(2024 年)4 月 1 日施行）

なお、滋賀県では、平成 31 年(2019 年)4 月に、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とした「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が一部施行、同年 10 月には全部施行されました。何人も障がいを理由とする差別をしてはならないことが規定され、また、差別に関する相談・解決のための体制整備を強化し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策として、障害者差別解消相談員と地域相談支援員（地域アドボケート）が配置されました。

(8) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年(2016 年)4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需用に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

(9) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年(2016 年)8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援等が規定されました。

(10) 障害者雇用促進法の改正

平成 28 年(2016 年)の改正により、障がいのある人に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示され、平成 30 年(2018 年)度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。

また、令和元年(2019 年)6 月の改正により、障がいのある人の活躍の場を拡大するため、国及び地方公共団体に、障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員の専任や、障がいのある人の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

令和 3 年(2021 年)3 月に、民間企業の法定雇用率は 2.3%に引き上げられ、対象となる企業の範囲が常用雇用労働者 43.5 人以上に拡大されます。また、国、地方公共団体等は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%に引き上げられました。

令和 4 年(2022 年)12 月の改正では、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日以降に順次施行されています。

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

平成 26 年(2014 年)5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成 27 年(2015 年)1 月の施行から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が令和 3 年(2021 年)11 月の施行により 338 疾病に拡大されました。令和 4 年(2022 年)12 月の改正では、難病患者のデータベースを整備し製薬会社などが活用できるようにすることなど、治療薬の開発につながると期待される施策や、難病患者への支援策として、医療費助成を開始する時期をこれまでの「申請時点」よりさかのぼって「重症化した時点」とすること、自治体が患者に「登録者証」を発行し、就労支援や福祉サービスを円滑に受けられるようにすることをなどが盛り込まれました。

(12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

平成 30 年(2018 年)5 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正が公布され、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等、ソフトの対策を強化することが規定されました。令和 2 年(2020 年)5 月の改正では、公立小中学校等にバリアフリー基準への適合の義務付けや、旅客特定車両停留施設もバリアフリー基準適合義務の対象に追加されました。

(13) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成 30 年(2018 年)6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」が施行され、文化芸術は障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障がいのある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。

(14) 読書バリアフリー法の施行

令和元年(2019 年)6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な障がいのある人の読書環境の整備が自治体の責務とされました。

(15) 特別支援教育についての動向

特別支援教育の動向として、平成 22 年(2010 年)には、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、平成 24 年(2012 年)7 月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（初等中等教育分科会報告）」が取りまとめられました。同報告の中では、合理的配慮について明記され、平成 25 年(2013 年)8 月には、障がいのある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従来の仕組みを改め、市町村教育委員会が、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする等の学校教育法施行令の改正を行うこととされました。平成 26 年(2014 年)1 月に国において障害者権利条約を批准しており、特別支援教育を一層推進することとされています。

(16) ^{だいご じしょうがいしゃ きほんけいかく}第5次障害者基本計画

内閣府の第5次障害者基本計画は、平成31年(2019年)3月に策定された第4次障害者基本計画を引き継ぎながら、令和5年度から令和9年度までの5年間に重点的に実施すべき施策の方向を定めたものです。基本理念として、障がい者が「自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」という文言が新たに加えられました。基本原則として、「障がい者の多様性を尊重すること」、「障がい者の人権を尊重すること」、「障がい者の自立と社会参加を促進すること」、「障がい者の差別解消に向けた取組を推進すること」、「障がい者の意思決定支援に関する取組を推進すること」、「障がい者の国際的な取組に関する協力・連携を推進すること」の6つが明記されました。

(17) ^{しがけんしょうがいしゃ}滋賀県障害者プラン 2021

滋賀県においては、滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンである「滋賀県基本構想」を具体化するための障がい福祉に関する施策の指針及び実施計画として、令和3年(2021年)度から6年間で計画期間とするプランが策定されています。障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できることを基本的な姿勢として共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。

プランのうち「重点施策」等については、3年目に評価及び必要に応じた見直しが行われる予定です。

(18) ^{ちいききょうせいしゃかい すいしん}地域共生社会の推進

平成29年(2017年)6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域共生社会の実現に向けた内容が示されました。

(19) ^{ちいききょうせいしゃかい じつげん}「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」^{しゃかいふくしほうとう いちぶ かいせい ほうりつ しこう}の施行

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月に成立し、同年6月から施行されました。市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを目的としています。

(20) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和4年(2022年)5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。

この法律は、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定されました。

(21) 「甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例」の施行

手話は、言語音声と異なり、手及び指、体等の動き並びに顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。これまで、ろう者等は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、手話言語を大切に育んできた歴史があります。

また、人と人の結びつき及び絆を大切にする上で、全ての障がい者が可能な限り、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて、お互いの気持ちを理解し合う機会を確保することは、共生社会に課せられた責務です。

手話が言語であることを理解し、また障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び情報取得又は利用の手段の選択の機会が保障され、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するため令和3年(2021年)10月1日から施行しました。



(1) 計画の性格

障がい者基本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる法定計画で、3計画を一体の計画として策定します。

表 1-2 根拠法令

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画 (第5次) (令和5(2023)～ 9(2027)年度)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	滋賀県障害者プラン 2021 (令和3(2021)～8(2026)年度)		
甲賀市	第3次障がい者基本計画 (令和3(2021)～ 8(2026)年度)	第7期障がい福祉計画 (令和6(2024)～ 8(2026)年度)	第3期障がい児福祉計画 (令和6(2024)～ 8(2026)年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

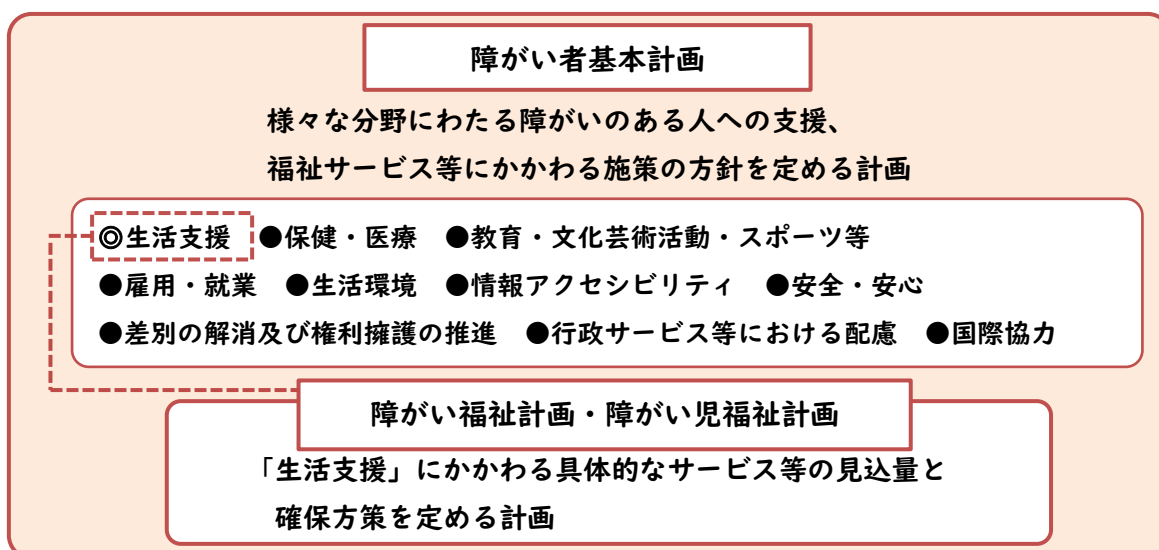


図 1-1 各計画の位置づけ

(3) ^{かんれんけいかく}関連計画

本計画は、国が定める根拠法及び計画に基づくとともに、本市のまちづくりの方針である「第2次甲賀市総合計画」及び「第2次甲賀市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」「健康こうか21計画」との整合性を保ち策定します。

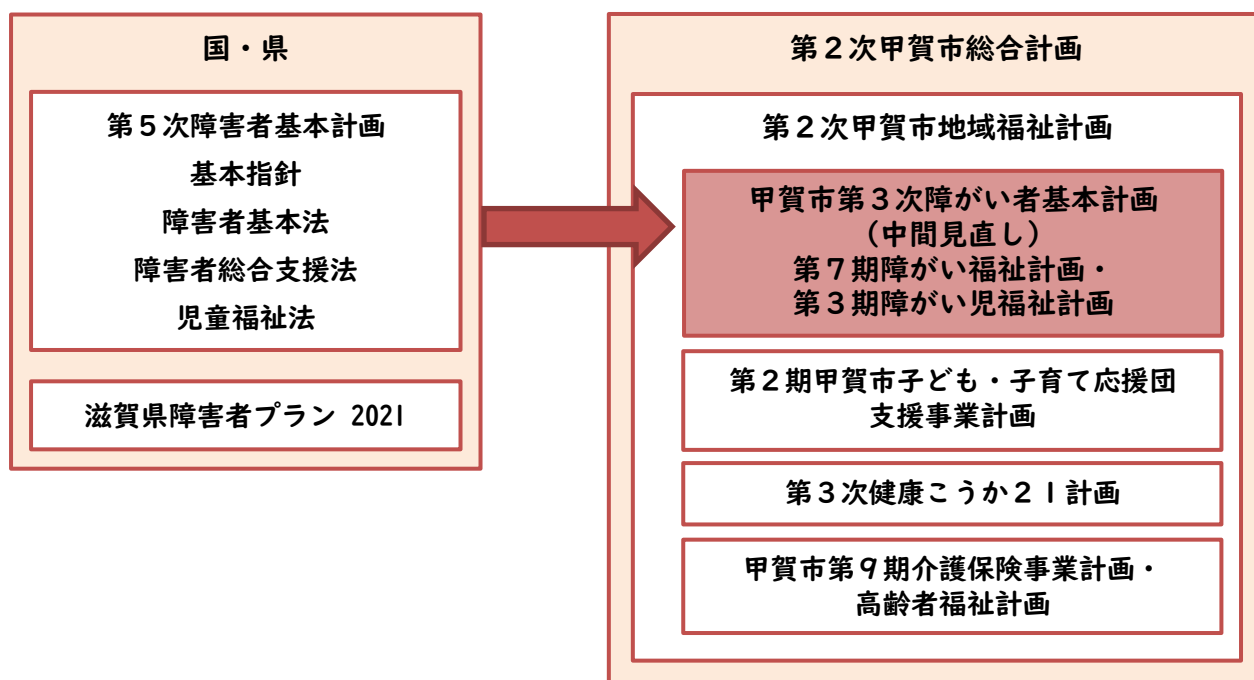
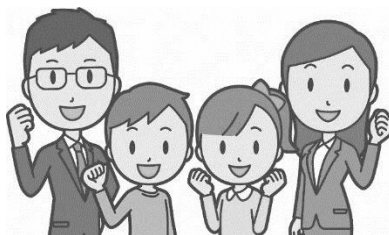


図 1-2 関連計画

4

^{けいかく} ^{たいしょう}計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がいのある人が地域社会で自立をめざし、積極的な社会参加を進めるためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。



5

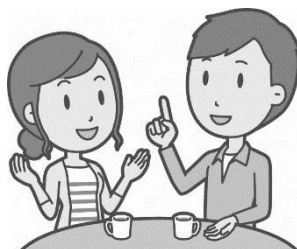
けいかく きかん
計画の期間

甲賀市第3次障がい者基本計画は、令和3年(2021年)度から令和8年(2026年)度までの6年間を、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画は、令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度までの3年間を計画期間として策定します。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
甲賀市 障がい者 基本計画	第3次障がい者基本計画						第4次障がい者基本計画		
甲賀市 障がい 福祉計画	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
甲賀市 障がい児 福祉計画	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

図 1-3 計画期間



6

けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

しょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかい けいかく さくてい (1) 障害者施策推進協議会における計画の策定

本計画を実効性あるものとするため、関係機関である障がい者団体関係者、保健・医療・福祉事業所関係者、学識経験者、行政機関関係者等からなる「甲賀市障害者施策推進協議会」において検討を行い、計画を策定しました。また、甲賀地域障害者自立支援協議会からの提言書の内容を反映します。

- ① 甲賀市障害者施策推進協議会：平成 21 年(2009 年)3 月 27 日条例設置
- ② 甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）

じっし (2) アンケート・ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向を把握するため、障がいのある人及び障害福祉サービス事業所に対してアンケートを実施しました。また、関係団体等へのヒアリング調査により、障がいのある人が地域で暮らし続けるにあたっての悩みや課題を聴きました。

これらアンケート及びヒアリングにおいて明らかになったニーズや課題を踏まえ、本計画を策定します。

表 1-3 アンケートの概要

区分	障がい者アンケート	事業所アンケート	関係団体ヒアリング
対象者	障害者手帳を所持しているサービス利用者及び福祉サービス利用者	甲賀市内の障害福祉サービス事業所	甲賀市内の障がい者関係団体
対象者数	1,000 人	35 法人 (116 事業)	8 団体
調査期間	令和 5 年(2023 年)2 月～3 月	令和 5 年(2023 年)7 月～8 月	令和 5 年(2023 年)8 月
調査方法	郵送	郵送・メール	郵送・メール・ヒアリング
有効回収	515 件 (51.5%)	81 事業所 (69.8%)	5 件 (62.5%)

じっし (3) パブリック・コメントの実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリック・コメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。

I

しょうがいしゃてちょう も ひと
障害者手帳を持っている人たちについて

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしやう
(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 22 年(2010 年)度より年々増加していましたが、平成 26 年(2014 年)度以降は減少の傾向にあります。令和 4 年(2022 年)度の身体障害者手帳所持者数は 3,405 人と、平成 22 年(2010 年)度に比べると 1.15 倍になっていますが、平成 26 年(2014 年)度と比べると、0.91 倍になっています。

障がい種別で見ると、令和 5 年(2023 年)10 月末現在では、肢体不自由が 1,854 人と最も多く、次いで内部障害が 1,023 人となっています。

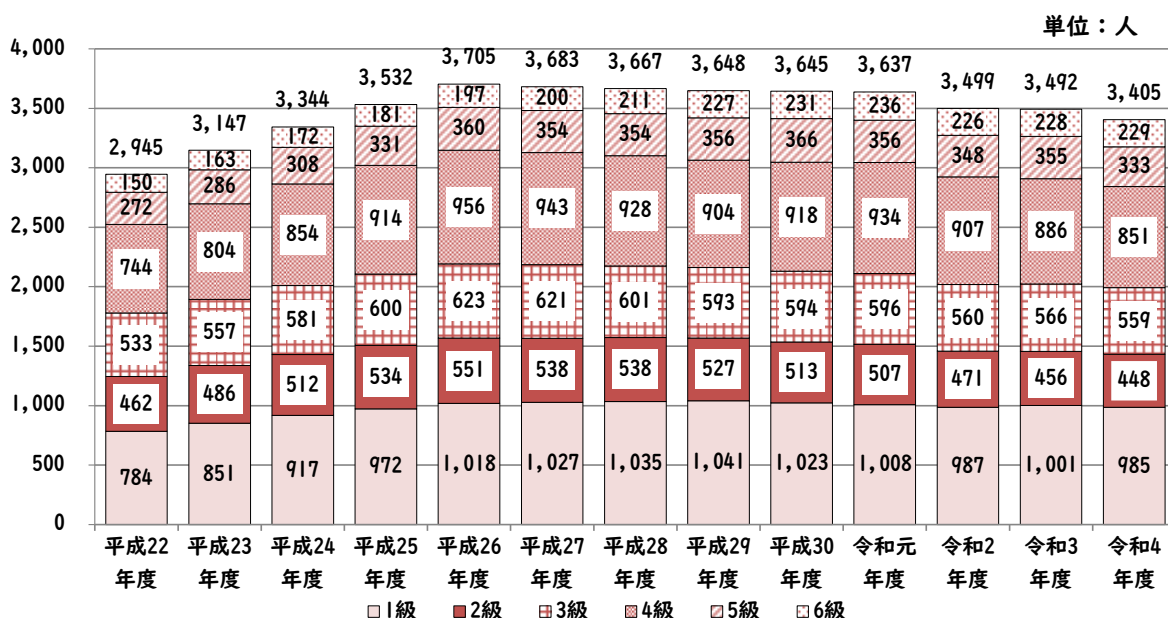


図 2-1 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（平成 22 年(2010 年)度～令和 4 年(2022 年)度）

表 2-1 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声機能・ 言語機能・ そしゃく 機能障害	肢体不自由 (運動機能 障害を含む)	内部障害	合計
1 級	73	7	7	277	608	972
2 級	68	73	2	293	12	448
3 級	10	34	15	347	146	552
4 級	21	39	14	513	257	844
5 級	32	3	1	294	0	330
6 級	12	93	0	130	0	235
合計	216	249	39	1,854	1,023	3,381

資料：庁内資料（令和 5 年(2023 年)10 月末現在）

表 2-2 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳

単位：人

部位	等級	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
視覚障害	1	0	0	4	4	9	3	8	45	73
	2	0	1	1	2	2	8	9	45	68
	3	0	0	0	0	1	1	1	7	10
	4	0	0	3	1	1	1	1	14	21
	5	0	0	0	1	2	9	4	16	32
	6	0	0	0	0	1	1	0	10	12
	合計	0	1	8	8	16	23	23	137	216
	割合	0.0%	0.5%	3.7%	3.7%	7.4%	10.6%	10.6%	63.4%	100%
聴覚・平衡機能障害	1	0	0	2	0	1	1	2	1	7
	2	1	3	5	6	5	9	5	39	73
	3	0	0	2	0	3	2	4	23	34
	4	1	0	2	1	2	2	3	28	39
	5	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	6	0	2	0	2	4	4	7	74	93
	合計	2	5	11	9	15	18	22	167	249
	割合	0.8%	2.0%	4.4%	3.6%	6.0%	7.2%	8.8%	67.0%	100%
音声・言語・そしゃく機能障害	1	0	0	0	0	0	0	3	4	7
	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	3	0	0	0	1	0	1	1	12	15
	4	0	0	0	1	1	3	4	5	14
	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	2	1	4	9	23	39
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	2.6%	10.3%	23.0%	59.0%	100%
肢体不自由	1	11	15	23	20	23	30	36	119	227
	2	4	4	7	9	12	29	54	174	293
	3	1	5	4	4	16	18	54	245	347
	4	0	3	2	4	14	27	87	376	513
	5	0	0	1	5	9	21	54	204	294
	6	0	0	1	5	4	11	30	79	130
	合計	16	27	38	47	78	136	315	1,197	1,854
	割合	0.9%	1.5%	2.0%	2.5%	4.2%	7.3%	17.0%	64.6%	100%
内部障害	1	1	5	10	14	33	45	90	410	608
	2	0	0	0	0	2	1	2	7	12
	3	0	1	6	4	7	10	10	108	146
	4	0	2	2	5	8	11	35	194	257
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	8	18	23	50	67	137	719	1,023
	割合	0.1%	0.8%	1.8%	2.2%	4.9%	6.5%	13.4%	70.3%	100%
合計	1	12	20	39	38	66	79	139	579	972
	2	5	8	13	17	21	47	71	266	448
	3	1	6	12	9	27	32	70	395	552
	4	1	5	9	12	26	44	130	617	844
	5	0	0	1	6	11	30	59	223	330
	6	0	2	1	7	9	16	37	163	235
	合計	19	41	75	89	160	248	506	2,243	3,381
	割合	0.6%	1.2%	2.2%	2.6%	4.7%	7.3%	15.0%	66.3%	100%

資料：庁内資料(令和5年(2023年)10月末現在)

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和4年(2022年)度はこれまでで最も多い1,233人であり、平成22年(2010年)度に比べると1.63倍になっています。

年代別で見ると、20代が最も多くなっています。

等級別では、「軽度(B2)」の割合が最も多く、次いで「中度(B1)」となっています。

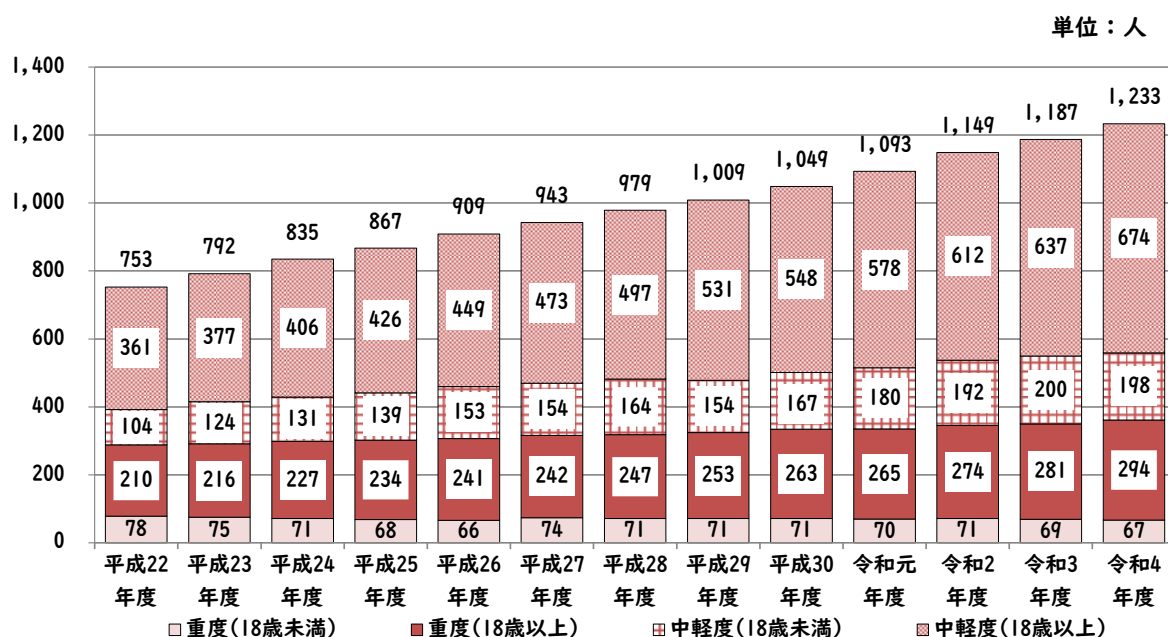


図 2-2 程度別療育手帳所持者数の推移(平成22年(2010年)度～令和4年(2022年)度)

表 2-3 療育手帳所持者の年齢別内訳

単位：人

等級	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
A1	9	27	43	25	18	23	10	15	170
A2	20	28	33	22	29	23	16	22	193
B1	27	45	55	43	54	38	23	24	309
B2	39	154	178	80	63	46	18	8	586
合計	95	254	309	170	164	130	67	69	1,258
割合	7.6%	20.2%	24.6%	13.5%	13.0%	10.3%	5.3%	5.5%	100%

資料：庁内資料(令和5年(2023年)10月末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）の利用者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和4年(2022年)度はこれまでで最も多い759人であり、平成22年(2010年)度に比べると1.81倍になっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数も年々増加傾向にあります。

したがって、手帳所持者だけでなく、手帳を所持しておらず福祉サービスを利用していない人を含めると、精神障がいのある人が増加していることが推察されます。

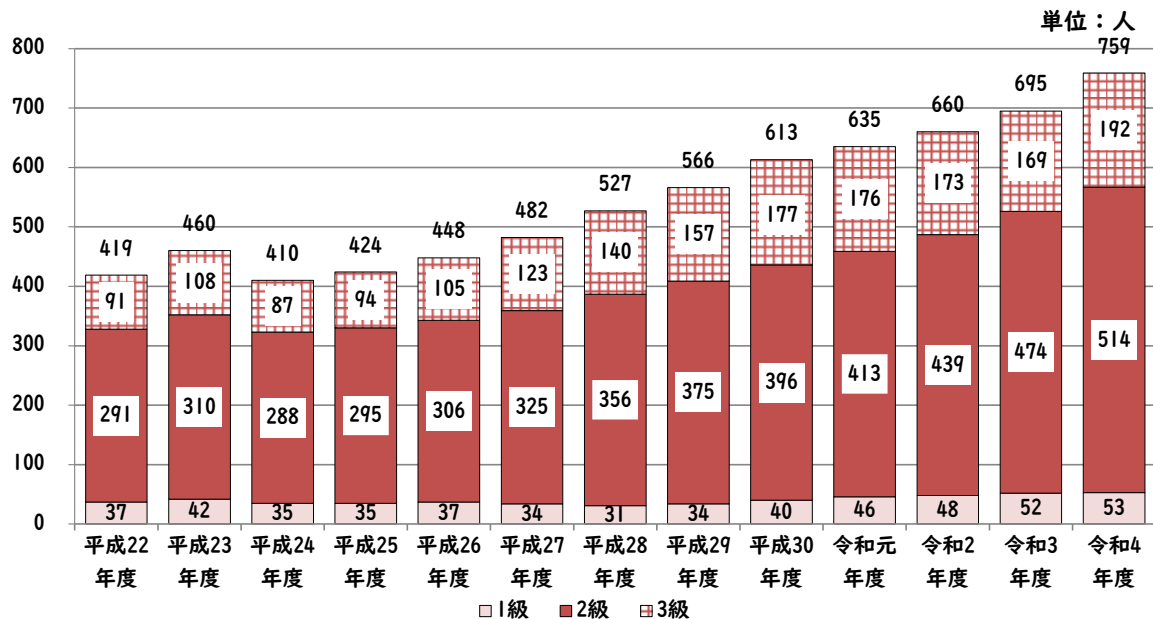


図 2-3 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(平成22年(2010年)度～令和4年(2022年)度)

表 2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

単位：人

等級	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
1級	1	3	7	6	6	10	12	11	56
2級	1	18	47	104	114	128	81	46	539
3級	3	9	33	41	40	45	27	8	206
合計	5	30	87	151	160	183	120	65	801
	0.6%	3.7%	10.9%	18.9%	20.0%	22.8%	15.0%	8.1%	100%

資料：庁内資料（令和5年(2023年)10月末現在）

表 2-5 自立支援医療(精神通院医療)利用者数の推移(平成 27 年(2015 年)度～令和 4 年(2022 年)度)

単位：人

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
1,017	1,037	1,064	1,118	1,159	1,296	1,268	1,337

資料：庁内資料（各年度 3 月末現在）

(4) 手帳所持者^{てちょうしょじしゃ}

本市における各種障害者手帳所持者は、年々増加傾向にあります。平成 22 年(2010 年)度から平成 26 年(2014 年)度までは 1 年当たりの増加数が 200 人以上と多かったことに対して、平成 26 年(2014 年)度から令和 4 年(2022 年)度の 1 年当たりの増加は 20～80 人と緩やかとなっています。各種障害者手帳所持者の合計人数は、令和 4 年(2022 年)度にこれまでで最も多い 5,397 人となりました。

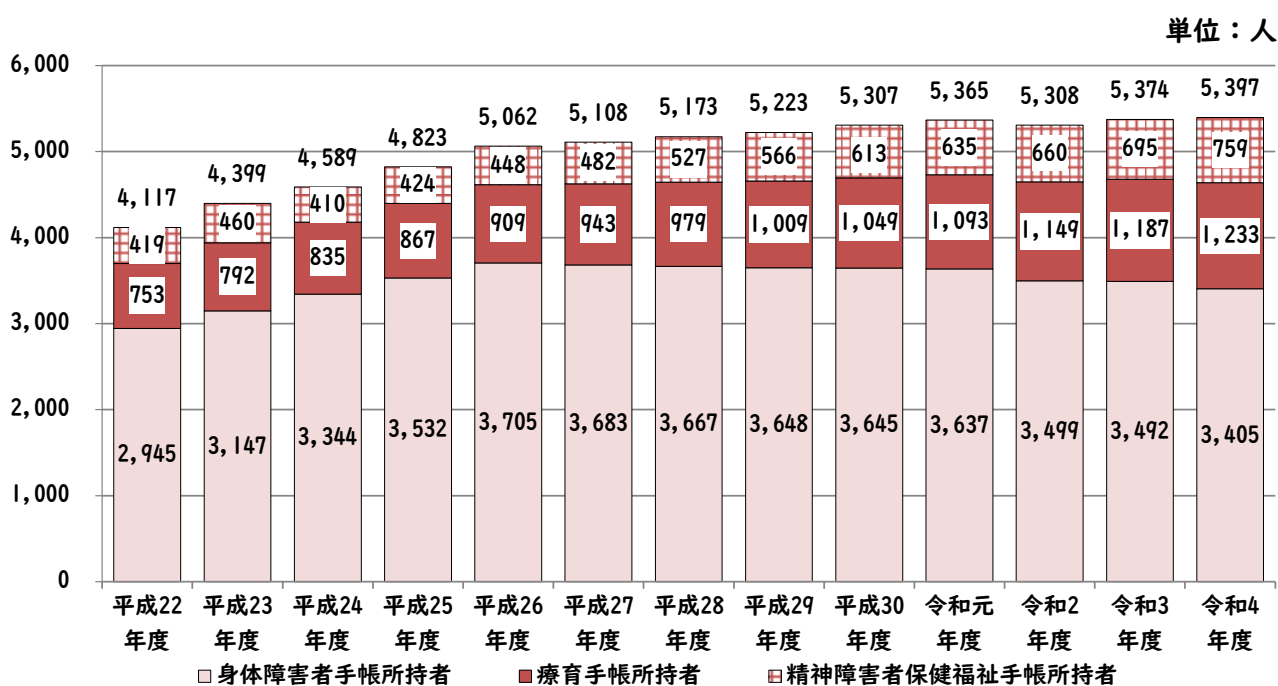


図 2-4 障害別障害手帳所持者数の推移(平成 22 年(2010 年)度～平成 4 年(2022 年)度)

2

難病（なんびょう指定難病^{していなんびょう}）について

難病（指定難病）は、原因不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病で長期療養が必要なものをいい、令和3年(2021年)11月から対象疾病が338疾病となり、令和4年(2022年)度末では、799人に特定医療費（指定難病）受給者証が交付されています。

表 2-6 特定医療費（指定難病）受給者証交付者数（平成27年(2015年)度～令和4年(2022年)度）

単位：人

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
664	715	684	718	729	785	756	799

資料：保健所提供資料（各年3月末現在）

平成25年(2013年)4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の定義の中に「難病等」が追加され、必要と認められた障害福祉サービスを利用できるようになりました。対象となる疾病は、政令で指定難病の他、独自の対象疾病も含めて定められており、令和3年(2021年)11月から361疾病から366疾病に拡大されています。

難病について

難病とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。症例数が少ないものもあり、原因不明で根本的な治療は今のところありません。誰でも発病する可能性のある病気です。

症状や病態に個人差があり、同じ疾病でも、重篤で全面介助の生活を送っている人もいれば、ほとんど問題なく日常生活を送っている人まで様々です。

また外見からは疾病があることがわかりにくい疾患もあり、社会の理解が得られず、就学・就業など社会生活への参加が進みにくい状態もあります。

※ 障害者総合支援法の対象となる難病等については、厚生労働省のホームページ等で確認できます。

疾病の種類

疾病の種類は、血液系、消化器系、神経・筋系など多種多様で、各分野の専門医でなければ診断できない疾患も少なくありません。

血液系の疾患では「再生不良性貧血」、消化器系では「潰瘍性大腸炎」、神経・筋系では「パーキンソン病」等の病名が知られています。

難病の特徴

- ・症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい、症状が見えづらい等の特徴に加え
 - ・進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり悪化したりする、
 - ・同じ疾患でも患者によって異なる症状を示す疾患もある
- という疾病特有の症状が見られます。

合併症のある人も多く、治療のために使用する薬の副作用により別の疾病を発症する、機能障がい数年かけて進行する等、二次的障がい問題となっています。

3

はったつしょう
発達障がいについて

発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」、また「発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とされています。（発達障害者支援法における定義 第2条）

発達障がいのある人は、手帳制度がないため、人数把握は難しい状況です。発達障がいのある人の中には、必要に応じて、知的障がいを伴う場合は療育手帳、知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得されている人がおられます。

最近の傾向としては、乳幼児健診時や園への巡回訪問等により、就学前にその傾向があることを保護者と関係機関が情報共有することが増えています。それに伴い、医療機関の受診や就学先として通常学級以外に自閉症・情緒障害特別支援学級を選択されるケースも増えています。特性を理解した対応が難しい場合は、二次的障がいを生じ、環境調整だけではなく医療機関による内服加療が必要となっている人が増えています。

4

きょうどこうどうしょう
強度行動障がいについて

強度行動障がいは、行動障がいを有する方のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す障がいです。特に重度の知的障がいや自閉症スペクトラムがある人に発生することが多く、障がい特性や環境によっては知的障がい・発達障がいの度合いが軽症の場合でも強度行動障がいが見られることがあります。この障がいは適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた強度行動障がいに関する総合的な支援体制を構築するとともに、障がい福祉施設等の従事者が専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることが重要です。

5

こうじのうきのうしょう
高次脳機能障がいについて

高次脳機能障がいとは、事故や病気などで脳に損傷を受けた後に、記憶力、注意力低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障をきたす障がいです。

このほか、遂行機能障がいや社会的行動障がいなどもあります。

高次脳機能障がいは症状が目立たないため、障がいがあることを本人や周りの人が気づくまでに時間がかかる傾向があります。

医療機関や支援センターなどと連携しながら、本人や家族を支える相談事業をはじめ研修・啓発事業等の支援体制の充実を図っていくことが必要です。

市内における特別支援学級に通学する児童生徒数は令和5年(2023年)度の451人が最も多く、年々増加傾向です。

また、三雲養護学校については、児童生徒数が令和2年(2020年)度の139人がピークとなり、その後やや減少していますが、小学部に通う生徒数は増加傾向にあります。

児童・生徒数の増加に伴う受け入れ体制の整備について調整・検討が課題です。

表 2-7 特別支援学級在籍者数(地域別)の推移(平成27年(2015年)度～令和5年(2023年)度)

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
水口地域	198	214	213	226	211	213	221	225	248
土山地域	31	24	25	27	28	29	25	29	29
甲賀地域	32	37	35	35	41	33	29	36	38
甲南地域	79	94	102	103	102	107	103	107	107
信楽地域	26	31	33	32	33	33	31	31	29
合計	366	400	408	423	415	415	409	428	451

資料：庁内資料(各年度4月1日現在)

表 2-8 三雲養護学校 在籍者数の推移(市内在住生徒数)

(平成27年(2015年)度～令和5年(2023年)度)

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学部	51	44	40	41	50	55	53	57	61
中学部	28	27	38	33	30	26	23	23	21
高等部	26	28	30	35	35	44	37	39	31
高等部 (石部分教室)	7	15	11	15	13	13	15	13	9
紫香楽校舎	0	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	112	114	119	124	128	139	129	132	122

資料：庁内資料(各年度4月1日現在)

表 2-9 甲南高等養護学校 在籍者数の推移(市内在住生徒数)

(平成27年(2015年)度～令和5年(2023年)度)

単位：人

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
19	19	25	26	31	29	31	32	35

資料：甲南高等養護学校HPより(各年度4月1日現在)

(1) 障害福祉計画の成果目標と達成状況

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数は令和5年(2023年)度末で0人の見込みです。

入所者の重度化、高齢化が進む中、日中サービス支援型グループホームなどのサービスの機能強化や地域生活拠点等の取り組みが重要であるとされているものの、現実的には入所者の地域移行は難しい状況にあります。

表 2-10 福祉施設入所者数、地域生活へ移行した人数

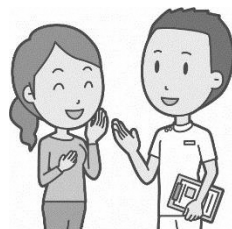
	第6期計画目標値		達成状況
	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度見込 (2023年度)
施設入所者数	78人	80人	85人
地域生活へ移行した人数	0人	0人	0人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、「地域包括ケアシステム推進チーム」として、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）精神障害部会に位置づけられました。

表 2-11 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	第6期計画目標値		達成状況
	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度末時点 (2023年度末)
保健、医療、福祉関係者による 協議の場の設置	1箇所 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)	1箇所 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)	1箇所 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)



③地域生活支援拠点等の整備

既存事業を組み合わせながら、地域の複数の機関が分担して機能を補う「面的整備型」を整備しました。

甲賀市での拠点登録は、令和5年(2023年)10月現在、11法人、33事業所です。

表 2-12 地域生活支援拠点等の整備

	第6期計画		達成状況
	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度末時点 (2023年度末)
地域生活支援拠点等の整備	既存事業での 面的整備 ※	継続 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)	継続 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)

※面的整備：居宅支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域における複数の機関が担います。

④福祉施設からの一般就労への移行等

就労移行支援A型から一般就労への移行者数の目標は達成しています。一方、就労移行支援事業及び就労移行支援B型からの移行者数の目標は未達成です。

令和3年度より就労定着支援事業所として働き教育センター甲賀が事業を開始しています。

表 2-13 福祉施設から一般就労への移行者数等

	第6期計画		達成状況
	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度見込 (2023年度)
福祉施設から一般就労への 移行者数	6人	10人以上	4人 (令和4年度末)
就労移行支援事業	1人	7人	2人
就労移行支援A型	3人	2人	2人
就労移行支援B型	2人	1人	0人
一般就労移行者における就労 定着支援利用者の割合	0	7割以上	7割以上
就労定着支援事業による 1年後の職場定着率	0	7割以上	7割以上

(2) 障がい児福祉計画の成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等

「甲賀市児童発達支援センターつみき」は、令和3年(2021年)4月に開所しました。

平成31年(2019年)4月に重症心身障がいのある児童の「放課後等デイサービス事業所きらっと」が開所しました。

医療的ケア児のための関係機関の協議の場については、「医療的ケア児者支援協議会」を設置しました。この協議会は、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）重心対策部会に位置づけられています。

表 2-14 児童発達支援センターの設置等

	第6期計画		達成状況
	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度末時点 (2023年度末)
児童発達支援センターの設置	0箇所 令和3年4月に 開所予定	1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス	1箇所	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	整備中	1箇所	1箇所



(3) 訪問系サービスの状況

訪問系サービスの実施状況について、令和3年(2021年)度から4年(2022年)度のサービスの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いサービスの利用を控える人がいたため全般的に横這いもしくは減少の傾向にありましたが、令和5年(2023年)度では増加もみられます。

居宅介護、行動援護は目標を達成しています。一方、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所は未達成の状況です。

表 2-15 訪問系サービスの実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年(2021年)度 (実績)	令和4年(2022年)度 (実績)	令和5年(2023年)度 (見込)
居宅介護	平均利用時間 時間/月	計画値	1,260	1,280	1,300
		実績値	1,279	1,187	1,300
	平均実利用者数 人/月	計画値	126	128	130
		実績値	106	99	130
	市内事業所数	計画値	8	8	8
		実績値	8	9	9
重度訪問介護	平均利用時間 時間/月	計画値	8	8	8
		実績値	1	1	2
	平均実利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
同行援護	平均利用時間 時間/月	計画値	360	360	360
		実績値	236	271	300
	平均実利用者数 人/月	計画値	20	20	20
		実績値	21	21	20
	市内事業所数	計画値	5	5	5
		実績値	5	6	5
行動援護	平均利用時間 時間/月	計画値	182	195	195
		実績値	93	139	195
	平均実利用者数 人/月	計画値	14	15	15
		実績値	13	15	15
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
重度障害者等 包括支援	平均利用時間 時間/月	計画値	0	8	8
		実績値	0	0	0
	平均実利用者数 人/月	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
短期入所 (福祉型) (医療型)	平均利用件数 件/月	計画値	188	188	192
		実績値	101	121	126
	平均実利用者数 人/月	計画値	47	47	48
		実績値	19	17	36
	市内事業所数	計画値	7	7	7
		実績値	5	7	7

(4) 日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスの実施状況について、生活介護は利用者数、利用件数ともに減少しています。

施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練はともに利用件数や利用者数が増加しています。

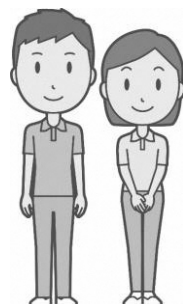
表 2-16 日中活動系サービスの実施状況（1/2）

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年(2021年)度 (実績)	令和4年(2022年)度 (実績)	令和5年(2023年)度 (見込)
生活介護	平均利用件数 件／月	計画値	3,700	3,760	3,820
		実績値	4,133	3,833	3,820
	平均実利用者数 人／月	計画値	185	188	191
		実績値	231	213	210
	市内事業所数	計画値	9	9	9
		実績値	9	9	9
療養介護	基準該当サービス事業所数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
	平均実利用者数 人／月	計画値	16	16	16
		実績値	17	17	17
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
施設入所支援	平均実利用者数 人／月	計画値	78	78	80
		実績値	86	80	84
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
自立訓練 (機能訓練)	平均利用件数 件／月	計画値	23	23	23
		実績値	9	20	23
	平均実利用者数 人／月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	平均利用件数 件／月	計画値	253	253	253
		実績値	95	135	140
	平均実利用者数 人／月	計画値	23	23	23
		実績値	12	14	14
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
宿泊型 自立訓練	平均利用件数 件／月	計画値	250	277	304
		実績値	123	123	123
	平均実利用者数 人／月	計画値	15	16	17
		実績値	9	8	17
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

また、就労移行支援及び就労継続支援（A型）は利用者数、件数ともに増加し、就労継続支援（B型）の利用件数は増加、利用者数はわずかに減少しています。

表 2-17 日中活動系サービスの実施状況（2/2）

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年(2021年)度 (実績)	令和4年(2022年)度 (実績)	令和5年(2023年)度 (見込)
就労移行支援	平均利用件数 件／月	計画値	255	340	459
		実績値	233	258	300
	平均実利用者数 人／月	計画値	15	20	27
		実績値	14	18	27
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	2	3	2
就労定着支援	実利用者数 人／年	計画値	25	30	35
		実績値	25	42	42
	市内事業所数	計画値	3	5	10
		実績値	4	5	5
	市内事業所数	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
就労継続支援 (A型)	平均利用件数 件／月	計画値	1,070	1,075	1,083
		実績値	1,487	1,550	1,600
	平均実利用者数 人／月	計画値	70	75	80
		実績値	78	80	80
	市内事業所数	計画値	6	6	6
		実績値	4	5	5
就労継続支援 (B型)	平均利用件数 件／月	計画値	4,010	4,100	4,200
		実績値	4,443	4,049	4,100
	平均実利用者数 人／月	計画値	240	245	250
		実績値	269	251	250
	市内事業所数	計画値	14	14	14
		実績値	13	13	14



(5) 居住系サービスの状況

共同生活援助（グループホーム）の利用者数はわずかに減少していますが、計画値より多くなっています。

表 2-18 居住系サービスの実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年(2021年)度 (実績)	令和4年(2022年)度 (実績)	令和5年(2023年)度 (見込)
共同生活 援助 (グループ ホーム)	支給決定者数 人／年	計画値	110	113	115
		実績値	117	108	115
	実利用者 人／年	計画値	110	113	115
		実績値	173	171	165
	内 市内実利用者 人／年	計画値	71	74	76
		実績値	72	76	72
	定員数	計画値	187	187	187
		実績値	192	192	190
	現員者数	計画値	156	160	163
		実績値	164	167	162
	市内事業所数	計画値	39	40	40
		実績値	35	35	35
自立生活 援助	実利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

(6) 相談支援の状況

計画相談支援の利用者が増加しており、今後も利用者が増えることが見込まれます。

表 2-19 相談支援の実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年(2021年)度 (実績)	令和4年(2022年)度 (実績)	令和5年(2023年)度 (見込)
計画相談 支援	平均実利用者数 人／月	計画値	125	127	129
		実績値	163	158	160
	市内事業所数	計画値	10	10	10
		実績値	10	10	10
地域移行 支援	平均実利用者数 人／年	計画値	2	2	3
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
地域定着 支援	平均実利用者数 人／年	計画値	2	2	3
		実績値	0	0	1
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	2	2	2

(7) 障がい児に関するサービスの状況

放課後等デイサービスの利用者が増加しており、今後も利用が増えることが見込まれます。

表 2-20 障がい児に関するサービスの実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年(2021年)度 (実績)	令和4年(2022年)度 (実績)	令和5年(2023年)度 (見込)
児童発達 支援	平均利用件数 件/月	計画値	238	252	252
		実績値	206	200	252
	平均実利用者数 人/月	計画値	85	90	90
		実績値	100	89	90
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
放課後等 デイサービ ス	平均利用件数 件/月	計画値	1,914	2,255	2,651
		実績値	1,563	1,818	1,976
	平均実利用者数 人/月	計画値	174	205	241
		実績値	134	151	163
	市内事業所数	計画値	8	8	8
		実績値	8	8	8
保育所等 訪問支援	平均利用件数 件/月	計画値	10	15	20
		実績値	2	2	10
	平均実利用者数 人/月	計画値	10	15	20
		実績値	2	3	10
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
医療型児童 発達支援	平均利用件数 件/月	計画値	5	5	5
		実績値	0	0	1
	平均実利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
障害児相談 支援	平均実利用件数 件/月	計画値	31	33	36
		実績値	43	41	42
	利用件数 件/年	計画値	367	399	434
		実績値	501	483	500
	市内事業所数	計画値	5	5	5
		実績値	6	6	6
居宅訪問型 児童発達 支援	平均利用件数 件/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	実利用者数 人/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
医療的ケア 児に対する 関連分野支 援を調整す るコーディネ ーター	配置人数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3

(8) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業について、実施を見込んでいた事業に関して、概ね計画通り実施できています。手話通訳者・要約筆記者派遣事業、移動支援事業は、多くの利用を見込んでいましたが、利用時間は増加し、利用者数はわずかに減少しています。

表 2-21 地域生活支援事業の実施状況 (1/2)

サービス名	単位	区分	第 6 期計画期間		
			令和 3 年度 (2021 年度) (実績)	令和 4 年度 (2022 年度) (実績)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	事業所数 箇所	計画値	4	4	5
		実績値	4	4	4
基幹相談支援センター	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
市町村相談支援機能 強化事業	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 人／年	計画値	9	10	11
		実績値	6	12	14
成年後見制度法人後見支援 事業	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数 件／年	計画値	421	421	421
		実績値	300	319	300
手話通訳者設置事業	実設置者数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	給付件数 件／年	計画値	4	4	4
		実績値	2	2	4
自立生活支援用具	給付件数 件／年	計画値	8	8	8
		実績値	2	15	15
在宅療養等支援用具	給付件数 件／年	計画値	13	14	14
		実績値	5	8	15
情報・意思疎通支援 用具	給付件数 件／年	計画値	70	70	70
		実績値	48	41	50
排泄管理支援用具	給付件数 件／年	計画値	1,940	1,970	2,001
		実績値	2,044	1,961	2,000
居宅生活動作補助用具	給付件数 件／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	計画値	20	35	35
		実績値	16	39	34

表 2-22 地域生活支援事業の実施状況 (2/2)

サービス名	単位	区分	第6期計画（実績）		
			令和3年度 （2021年度） （実績）	令和4年度 （2022年度） （実績）	令和5年度 （2023年度） （見込）
移動支援事業	延利用時間 数 時間／年	計画値	1,786	1,824	1,900
		実績値	1,295	1,155	1,516
	実利用者数 人／年	計画値	47	48	50
		実績値	37	31	27
	市内事業所 数 箇所	計画値	2	3	3
		実績値	2	2	2
地域活動支援センター機能強化事業					
地域活動支援 センター Ⅰ型	甲賀市	事業所数 箇所	計画値	1	1
			実績値	1	1
	湖南市	事業所数 箇所	計画値	1	1
			実績値	1	1
地域活動支援 センター Ⅱ型	甲賀市	事業所数 箇所	計画値	0	1
			実績値	0	0
	湖南市	事業所数 箇所	計画値	1	1
			実績値	1	1
地域活動支援 センター Ⅲ型	甲賀市	事業所数 箇所	計画値	0	0
			実績値	0	0
	湖南市	事業所数 箇所	計画値	0	0
			実績値	0	0
日中一時支援事業	実利用者数 人／年	計画値	55	60	65
		実績値	46	56	59
	市内事業所 数 箇所	計画値	3	4	5
		実績値	3	3	3
福祉ホーム事業	月平均実利 用者数 人／月	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	2
訪問入浴サービス事業	月平均実利 用者数 人／月	計画値	5	6	6
		実績値	5	4	4
声の広報等発行事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
自動車運転免許取得 助成事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
自動車改造助成事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施

(9) その他のサービス^た

各種サービスの利用実績は下表の通りです。

利用が増加しているのは、「補装具支給（購入・修理）」「自立支援医療（更生医療・精神通院医療）」のサービスです。

表 2-23 その他のサービスの実施状況

サービス名	内容	単位	令和3年度 (2021年度) (実績)	令和4年度 (2022年度) (実績)	令和5年度 (2023年度) (見込)
補装具支給 (購入・修理)	義肢、装具、車いす等の補装具について、購入費又は修理費を支給	件／年	152	151	200
自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療の一つで、身体に障がいのある人の機能回復のための医療費の助成	実利用者数 人／年	293	256	270
自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療の一つで、身体に障がいのある児童に対して、障がいを軽減・除去するために必要な医療費の助成	実利用者数 人／年	14	18	10
自立支援医療 (療養介護)	医療機関で長期入所を必要とする障がいのある人が、医療的ケアを受けながら日中活動や日常生活を行うために必要な医療	実利用者数 人／年	17	17	16
自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療の一つで、在宅の精神障がいのある人の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るための医療費の助成	実利用者数 人／年	1,268	1,137	1,140
福祉車両運賃 助成	通院や買い物のために利用できるタクシー事業者、コミュニティバス、信楽高原鐵道の助成券を交付	実利用者数 人／年	343	339	340
住宅改造費助成	住宅の修繕、改修にかかる費用を助成	実利用者数 人／年	0	1	1
紙おむつ代補助	在宅の重度の障がいのある人で紙おむつが必要な人に補助	実利用者数 人／年	16	14	※令和5年4月1日～要綱改正により日常生活用具給付事業に含む
ナイトケア事業	夜間、介護が必要となった障がいのある人を一時的に介護する事業	実利用者数 人／年	1	1	1
滋賀型地域活動 支援センター 運営事業	法制度の谷間にある社会的引きこもり者等が利用する支援センターに対して助成 (市内事業所は2か所) ・青少年支援ハウス輝 ・青少年自立支援ホーム一歩	実利用者数 人／年	7	9	9

8 アンケート調査結果

(1) 回答者の状況

アンケートに回答した障がいのある人は下図の通りです。

『療育手帳所持者』(55.5%) が最も多く、次いで『身体障害者手帳所持者』(24.7%) となっています。また、現在の生活の場は、「持ち家」(74.4%) が多くを占めています。

(単位：%)

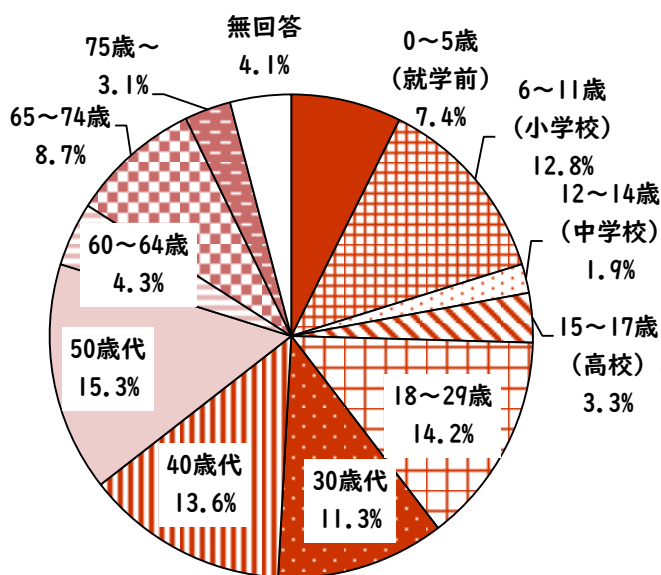


図 2-5 年齢 (N=515)

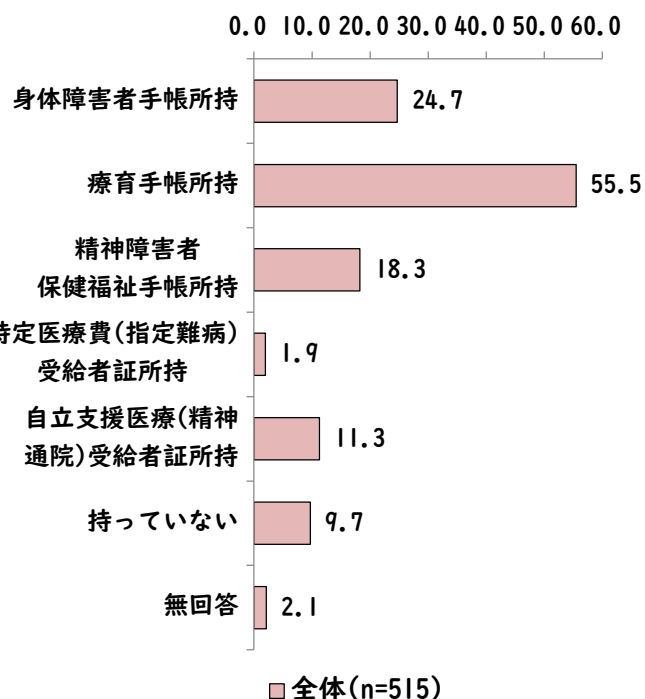


図 2-6 障がいの種類 (N=515)

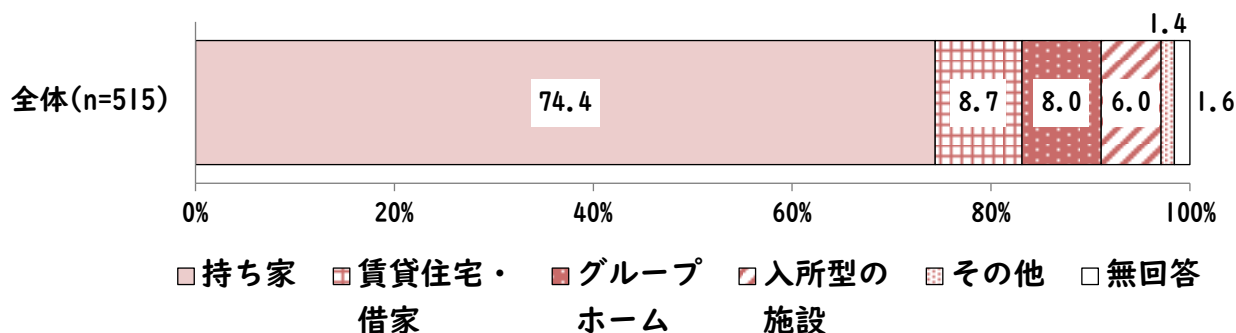


図 2-7 生活の場 (N=515)

(2) 生活^{せいかつ}

主な介護者は「親」(55.0%)が半数以上を占めています。

将来の生活の不安は、「暮らすうえで必要な生活費のこと」(45.6%)、「介助者がいなくなった時のこと」(44.7%)、「病気や健康のこと」(35.5%)の回答率が高くなっています。

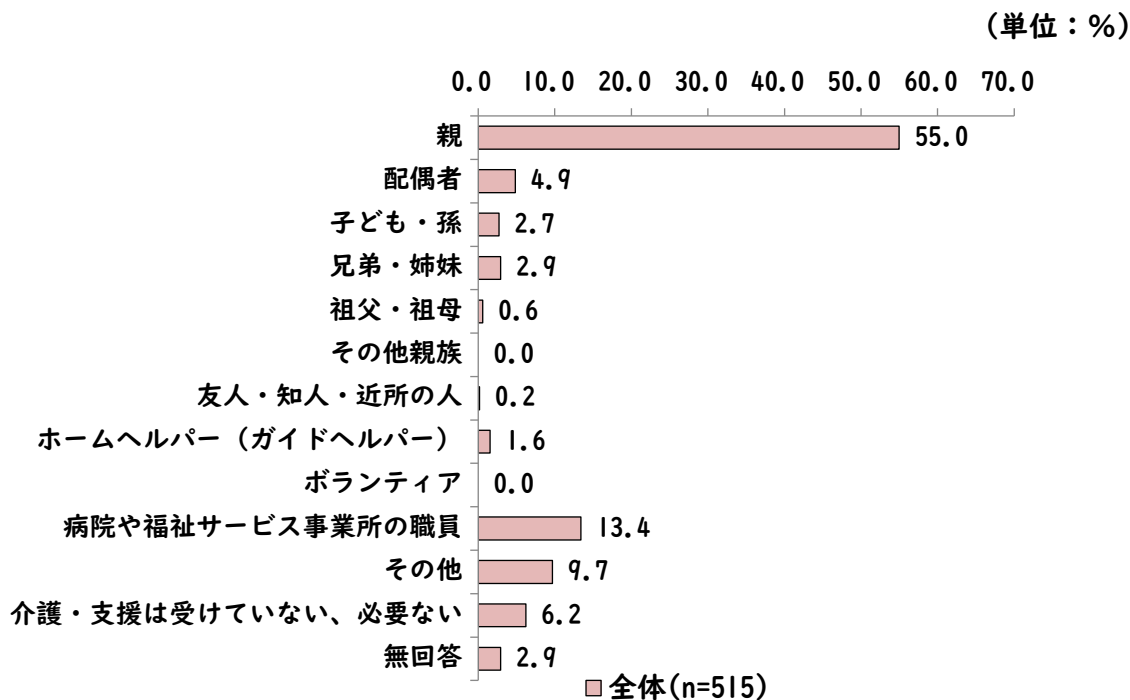


図 2-8 主な介護者 (N=515)

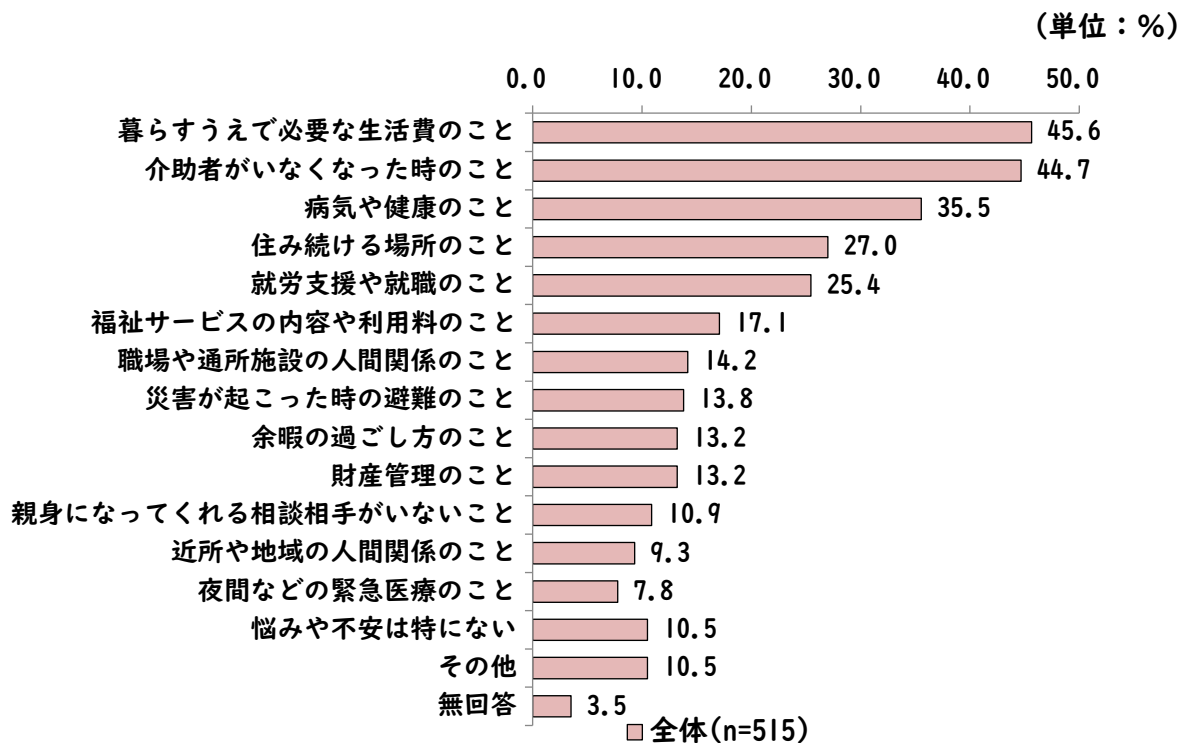


図 2-9 将来の生活の不安 (N=515)

障がい種別でみると、『精神障害者保健福祉手帳所持者』や『自立支援医療（精神通院）受給者証所持者』は、特に「暮らすうえでの生活費」に不安を持っている傾向にあります。

表 2-24 将来の生活の不安（障がい種類別）

	1 位	2 位	3 位
身体障害者手帳所持 (n=127)	介助者がいなくなった時の こと (47.2%)	病気や健康のこと (44.9%)	暮らすうえで必要な生活費 のこと (41.7%)
療育手帳所持 (n=286)	介助者がいなくなった時の こと (55.6%)	暮らすうえで必要な生活費 のこと (41.3%)	病気や健康のこと (33.9%)
精神障害者保健福祉手帳所 持 (n=94)	暮らすうえで必要な生活費 のこと (61.7%)	病気や健康のこと (44.7%)	就労支援や就職のこと (35.1%)
特定医療費（指定難病）受 給者証所持 (n=10)	住み続ける場所のこと 介助者がいなくなった時の こと (70.0%)	暮らすうえで必要な生活費 のこと (50.0%)	病気や健康のこと (30.0%)
自立支援医療（精神通院） 受給者証所持 (n=58)	暮らすうえで必要な生活費 のこと (62.1%)	病気や健康のこと (46.6%)	介助者がいなくなった時の こと (34.5%)
手帳を持っていない (n=50)	就労支援や就職のこと (44.0%)	暮らすうえで必要な生活費 のこと (30.0%)	職場や通所施設の人間関係 のこと (26.0%)



(3) 就労^{しゅうろう}

障害者手帳を持っている人は、障がいの種類にかかわらず、3割～6割の人が「就労している」と回答しています。

就労形態については、障がいの種類にかかわらず「就労継続支援B型事業所で働いている」の回答率が高く、『身体障害者手帳所持者』は、「一般企業などで正社員として働いている」や「一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている」の回答率も高くなっています。

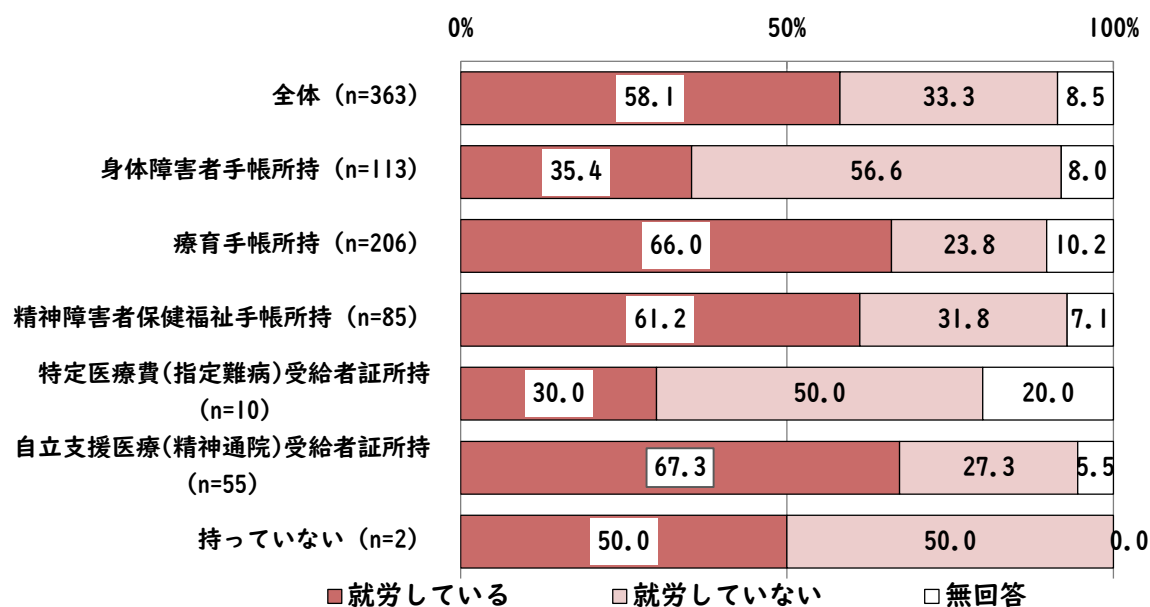


図 2-10 就労状況（障がい種類別、18歳以上）

表 2-25 就労形態（障がい種類別、18歳以上）（単位：％）

	全体	持身体障害者手帳所持	療育手帳所持	社精神障害者保健福祉手帳所持	持難病(指定医療費受給者証)所持	所神立支援医療(精神通院)受給者証	持っていない
回答者数	211	40	136	52	3	37	1
一般企業などで正社員として働いている	6.6	17.5	3.7	5.8	33.3	5.4	100.0
一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている	10.9	12.5	11.0	5.8	0.0	8.1	0.0
自分で事業をしている	1.4	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅で内職をしている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労継続支援A型事業所で働いている（雇用契約あり）	19.0	12.5	17.6	28.8	0.0	24.3	0.0
就労継続支援B型事業所で働いている（雇用契約なし）	50.2	30.0	55.1	53.8	66.7	59.5	0.0
その他	8.1	20.0	9.6	3.8	0.0	0.0	0.0
無回答	3.8	0.0	2.9	1.9	0.0	2.7	0.0

働くために必要なことは、「自分に合った仕事であること」(56.3%)、「身体が元気なこと」(46.4%)、「職場内で障がいのある人に対する理解があること」(45.6%)の回答率が高くなっています。

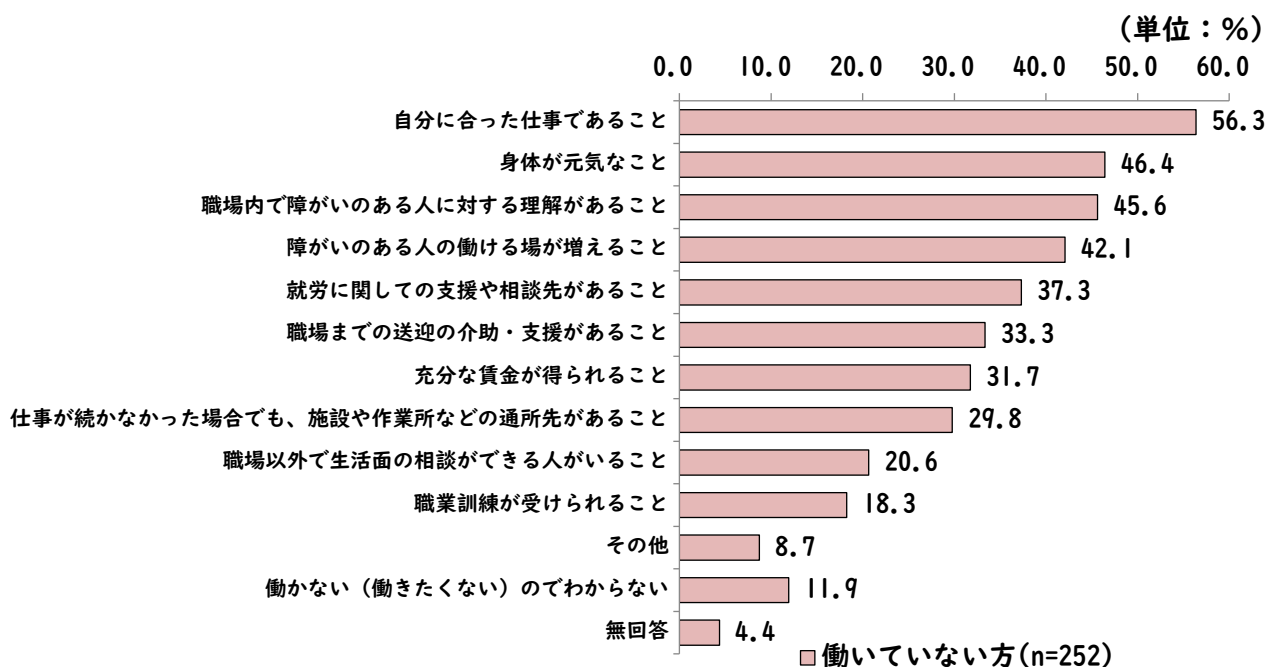


図 2-11 働くために必要なこと(働いていない方対象)(N=252)

障がい種別でみると、上記の3つの条件が、いずれの障がいでも回答率が高い傾向にあります。『特定医療費(指定難病)受給者証所持者』は、特に「職場内で障がいのある人に対する理解があること」の回答率が高く、『療育手帳所持者』は「障がいのある人の働ける場が増えること」の回答率が高い傾向にあります。

表 2-26 働くために必要なこと(障がい種別別、働いていない方対象)

	1 位	2 位	3 位
身体障害者手帳所持 (n=77)	身体が元気なこと (41.6%)	自分に合った仕事である こと (36.4%)	職場内で障がいのある人に対す る理解があること (33.8%)
療育手帳所持 (n=120)	自分に合った仕事であ ること (62.5%)	障がいのある人の働ける 場が増えること (50.8%)	職場までの送迎の介助・支援があ ること (50.0%)
精神障害者保健福祉手帳所 持 (n=33)	身体が元気なこと (75.8%)	自分に合った仕事である こと (60.6%)	障がいのある人の働ける場が増 えること (45.5%)
特定医療費(指定難病)受 給者証所持 (n=5)	自分に合った仕事であ ること 身体が元気なこと (60.0%)	職場内で障がいのある人 に対する理解があること その他 (40.0%)	十分な賃金が得られること/就 労に関しての支援や相談先があ ること/職場までの送迎の介助・ 支援があること/職場以外で生 活面の相談ができる人がいるこ と/仕事が続かなかった場合で も、施設や作業所などの通所先 があること/障がいのある人の 働ける場が増えること (20.0%)
自立支援医療(精神通院) 受給者証所持 (n=17)	身体が元気なこと (70.6%)	自分に合った仕事である こと (58.8%)	仕事が続かなかった場合でも、施 設や作業所などの通所先がある こと/職場内で障がいのある人 に対する理解があること (41.2%)
手帳を持っていない (n=43)	自分に合った仕事であ ること (60.5%)	職場内で障がいのある人 に対する理解があること (46.5%)	就労に関しての支援や相談先が あること (44.2%)

働くために優先的に取り組んでほしいこととしては、「施設や作業所の充実」(54.4%)、「障がいのある人の就労支援」(49.9%)の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『療育手帳所持者』は「施設や作業所の充実」(67.8%)、『特定医療費(指定難病)受給者証所持者』は「障がいのある人の就労支援」(60.0%)が高い傾向にあります。

表 2-27 働くために優先的に取り組んでほしいこと（障がい種類別）（単位：％）

	全 体	帳 身 所 体 持 障 持 害 者 者 手 手	療 育 手 帳 所 持	持 健 精 福 神 祉 障 手 害 帳 者 所 保	受（特 定 給 指 定 者 医 療 証 費 所 病 持 費 ）	受（自 立 給 精 神 者 支 援 証 通 院 所 医 療 持 療 ）	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
施設や作業所の充実	54.4	46.5	67.8	57.4	50.0	55.2	24.0
障がいのある人の就労支援	49.9	42.5	49.0	52.1	60.0	51.7	62.0
就労するための相談先、職業訓練をする場所の充実	39.0	33.1	33.9	50.0	20.0	41.4	54.0
中学校や高校、大学卒業後の進路相談や指導	25.0	15.7	17.5	21.3	10.0	15.5	84.0
その他	7.2	7.9	6.6	6.4	10.0	12.1	6.0
無回答	13.0	19.7	11.2	10.6	30.0	10.3	2.0



(4) 社会参加・防災

自由時間にしたい活動をするために必要なこととしては、「介助者や支援者の付き添い」(41.7%)、「仲間たちと過ごすことのできる場所」(32.8%)、「技術を教えてくれる人・活動を応援してくれる人」(30.3%)の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『特定医療費(指定難病)受給者証所持者』は特に「仲間たちと過ごすことのできる場所」(50.0%)を必要としています。また、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は、他の障がいよりも「技術を教えてくれる人・活動を応援してくれる人」(34.0%)を必要とする割合が高くなっています。

表 2-28 自由時間にしたい活動をするために必要なこと(障がい種類別) (単位：%)

	全 体	身 体 障 害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 所 持	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 所 持	特 定 医 療 費 (指 定 難 病) 受 給 者 証 所 持	自 立 支 援 者 証 所 持 (精 神 通 院 受 給 者 証 所 持	持 っ て い な い	無 回 答
回答者数	515	127	286	94	10	58	50	11
介助者や支援者の付き添い	41.7	53.5	51.7	16.0	30.0	20.7	24.0	63.6
仲間たちと過ごすことのできる場所	32.8	23.6	37.8	26.6	50.0	25.9	40.0	36.4
技術を教えてくれる人・活動を応援してくれる人	30.3	16.5	29.0	34.0	20.0	31.0	50.0	36.4
公共交通機関や公共施設の充実・改善	23.5	25.2	23.8	27.7	20.0	20.7	18.0	18.2
スポーツ大会や文化祭などのイベント	11.1	10.2	12.6	9.6	0.0	6.9	12.0	0.0
その他	3.7	1.6	2.4	8.5	10.0	10.3	4.0	0.0
特にない	17.3	18.9	13.6	21.3	10.0	24.1	14.0	0.0
無回答	7.2	7.9	5.9	6.4	30.0	3.4	10.0	18.2

災害で不安に感じることとして、「安全な場所まで避難できるか」(46.0%)、「周囲に障がいの理解があるか」(44.5%)、「家族以外の支援者の介助はあるか」(38.8%)の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『身体障害者手帳所持者』は「避難所の設備(トイレ、段差)」(57.5%)、『療育手帳所持者』は「周囲に障がいの理解があるか」(52.4%)と「安全な場所まで避難できるか」「家族以外の支援者の介助はあるか」(45.5%)、「意思伝達(コミュニケーション)」(40.2%)、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「安全な場所まで避難できるか」「避難所でのプライバシー確保」(50.0%)の回答率が高くなっています。

表 2-29 災害で不安に感じること(障がい種類別)

(単位：%)

	全 体	持 身 体 障 害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 所 持	社 精 手 神 帳 障 所 害 持 者 保 健 福	持 難 特 病 定 ー 医 受 療 給 費 者 ー 証 指 所 定	所 神 自 持 通 立 院 支 ー 援 受 医 給 療 者 ー 証 精	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
安全な場所まで避難できるか	46.0	48.8	45.5	50.0	50.0	48.3	54.0
周囲に障がいの理解があるか	44.5	40.9	52.4	40.4	60.0	31.0	36.0
家族以外の支援者の介助はあるか	38.8	40.2	45.5	31.9	60.0	29.3	32.0
避難所の設備(トイレ、段差)	36.5	57.5	35.0	29.8	80.0	27.6	32.0
避難所でのプライバシー確保	34.2	33.1	30.8	50.0	50.0	43.1	34.0
意思伝達(コミュニケーション)	33.2	19.7	40.2	31.9	40.0	29.3	38.0
避難所で相談できる人がいるか	31.7	30.7	32.2	37.2	60.0	36.2	26.0
薬や医療のこと	29.5	35.4	26.9	43.6	50.0	43.1	22.0
災害情報が得られるか	19.4	18.9	16.1	27.7	30.0	27.6	26.0
最寄りの避難所の場所を知らない	10.7	12.6	9.4	19.1	0.0	13.8	8.0
不安に感じることはない	7.4	5.5	6.6	7.4	0.0	8.6	4.0
その他	5.4	6.3	7.0	4.3	10.0	3.4	2.0
無回答	4.9	4.7	4.5	1.1	20.0	5.2	8.0

住居や地域での生活のためのサービス、余暇のために優先的に取り組んでほしいこととして、『身体障害者手帳保持者』は「福祉サービスの充実」(44.9%)、「外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災」(44.1%)、『療育手帳所持者』は「住まいの確保」(49.0%)、「福祉サービスの充実」(43.0%)、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災」(45.7%)、『指定医療費（指定難病）受給者証所持者』は「福祉サービスの充実」(70.0%)、「身近に受診ができるかかりつけの医療機関の充実」(50.0%)が高い傾向にあります。

表 2-30 優先してほしい取組（住居・サービス・余暇）（障がい種類別）（単位：％）

	全 体	身 体 障 害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 所 持	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 所 持	特 定 医 療 費 （ 指 定 難 病 ） 受 給 者 証 所 持	自 立 支 援 医 療 （ 精 神 通 院 ） 受 給 者 証 所 持	持 っ て い ない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
福祉サービスの充実（居宅介護、移動支援、生活訓練等）	39.8	44.9	43.0	38.3	70.0	29.3	24.0
住まいの確保（入所施設・グループホーム等の整備、賃貸アパート等への入居支援）	36.7	28.3	49.0	38.3	20.0	36.2	12.0
外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災	36.5	44.1	32.2	45.7	40.0	34.5	34.0
身近に受診ができるかかりつけの医療機関の充実	26.8	24.4	25.5	34.0	50.0	31.0	34.0
学習、文化、スポーツなど余暇や生きがい活動への支援	24.5	14.2	24.8	26.6	20.0	17.2	48.0
金銭管理等の支援	20.2	7.9	22.0	21.3	20.0	22.4	28.0
その他	2.7	3.1	2.4	2.1	0.0	3.4	4.0
無回答	12.0	12.6	11.5	9.6	10.0	13.8	6.0

(5) 市民理解^{しみんりかい}

障がいに対する市民の理解は、障がいの種類に関わらず、「どちらかといえば進んできている」と「進んできている」を3割以上の方が回答しています。一方で「わからない」という回答も1～3割となっています。

障がいに対する市民の理解を深めるためには、「障がいのある人と地域住民との交流」が必要との回答率が高くなっていますが、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「障がいについての関心を深めるための講演会や研修会、福祉教育」(55.3%)が必要との回答が最も高くなっています。

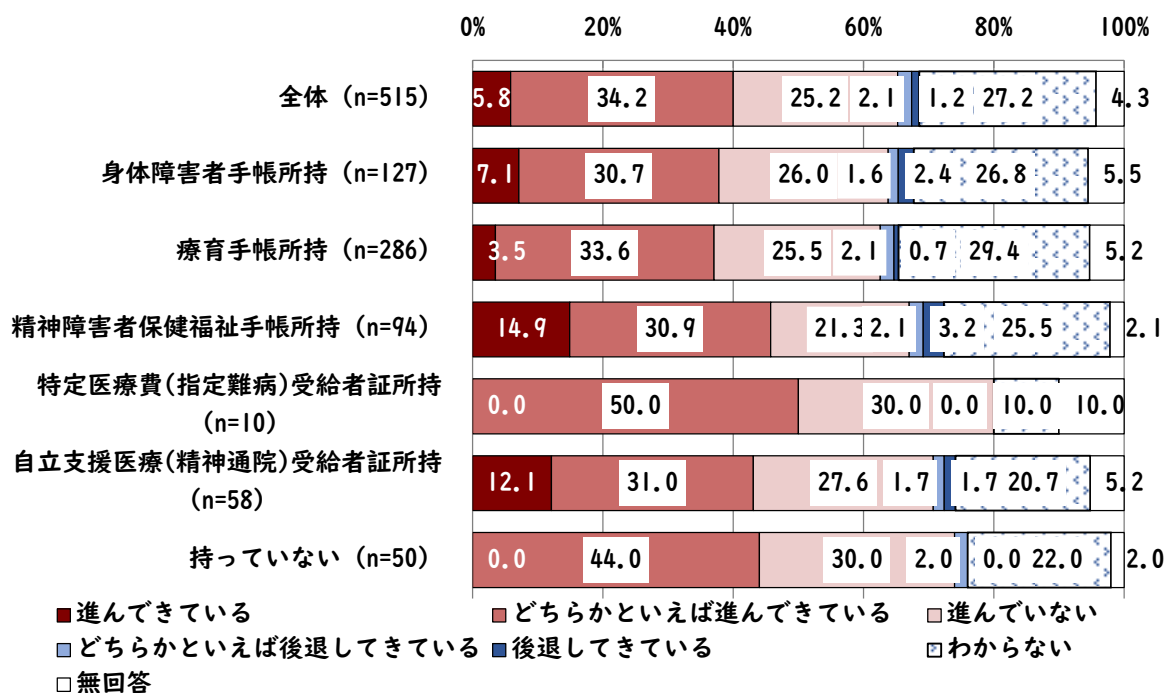


図 2-12 障がいに対する市民の理解度（障がい種類別）



表 2-31 障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこと（障がい種類別）（単位：％）

	全 体	身 体 障 害 者 手 帳 持 持	療 育 手 帳 持 持	所 持 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	受 給 者 証 所 持 特 定 医 療 費 （ 指 定 難 病 ）	院 自 立 受 給 者 証 所 持 自 立 支 援 医 療 （ 精 神 通	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
障がいについての関心を深めるための講演会や研修会、福祉教育	42.7	40.2	41.3	55.3	40.0	50.0	36.0
障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援	39.0	40.2	43.4	31.9	40.0	31.0	32.0
障がいのある人と地域住民の交流	43.3	39.4	49.0	36.2	70.0	34.5	44.0
その他	10.7	10.2	10.1	10.6	10.0	8.6	16.0
無回答	10.5	14.2	10.8	8.5	20.0	8.6	6.0

表 2-32 優先して取り組むべきこと（共生社会）（障がい種類別）（単位：％）

	全 体	持 身 体 障 害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 持 持	社 手 精 神 障 害 者 保 健 福 祉	持 難 病 特 定 医 療 費 （ 受 給 者 証 所 持 ）	所 持 神 通 自 立 支 援 医 療 （ 受 給 者 証 精	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	52.8	60.6	58.4	43.6	60.0	39.7	46.0
障がいのある人に対する理解・啓発	50.7	44.9	54.2	55.3	50.0	51.7	42.0
個性と多様性が尊重されるまちづくり	26.6	20.5	25.5	23.4	0.0	19.0	52.0
障がいの有無にかかわらない様々な交流の場づくり	23.9	16.5	26.6	25.5	30.0	25.9	24.0
権利擁護（自分の権利を守ってくれる）制度の普及	17.7	11.8	18.9	26.6	20.0	20.7	12.0
ボランティアの育成・活動支援	16.9	21.3	19.9	10.6	30.0	13.8	4.0
その他	2.5	0.0	1.7	5.3	0.0	5.2	4.0
無回答	11.8	12.6	12.9	7.4	10.0	12.1	8.0

(6) 権利擁護^{けんりようご}

全体で見ると「いじめ・虐待（家庭・施設・学校・職場）」（25.8％）がもっとも多く、次に「地域社会での孤立（差別・偏見など）」（13.2％）が多くなっています。

『精神障害者保健福祉手帳所持者』は、「プライバシー（個人情報など）の侵害」（16.0％）を受けた経験が多い傾向にあります。

表 2-33 受けたことがある権利侵害

（単位：％）

	全 体	身 体 障 害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 所 持	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 所 持	特 定 医 療 費 （ 指 定 難 病 ） 受 給 者 証 所 持	自 立 支 援 医 療 （ 精 神 通 院 ） 受 給 者 証 所 持	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
いじめ・虐待（家庭・施設・学校・職場）	25.8	17.3	23.1	50.0	20.0	51.7	10.0
寄付金・訪問販売・契約締結の強要	1.9	3.1	0.7	5.3	0.0	6.9	0.0
プライバシー（個人情報など）の侵害	5.4	4.7	3.1	16.0	10.0	13.8	4.0
地域社会での孤立（差別・偏見など）	13.2	15.0	15.0	19.1	20.0	22.4	4.0
その他	3.9	3.1	4.2	6.4	0.0	5.2	4.0
特に権利侵害を受けたことはない	54.4	57.5	53.5	38.3	70.0	27.6	78.0
無回答	8.5	11.8	9.1	3.2	10.0	8.6	6.0

障がい者虐待の通報義務は、59.8%の人が「知らなかった」と回答しており、また、障害者差別解消法による変化は「わからない」(50.1%)、「変わらない」(33.8%)の回答が多くなっています。

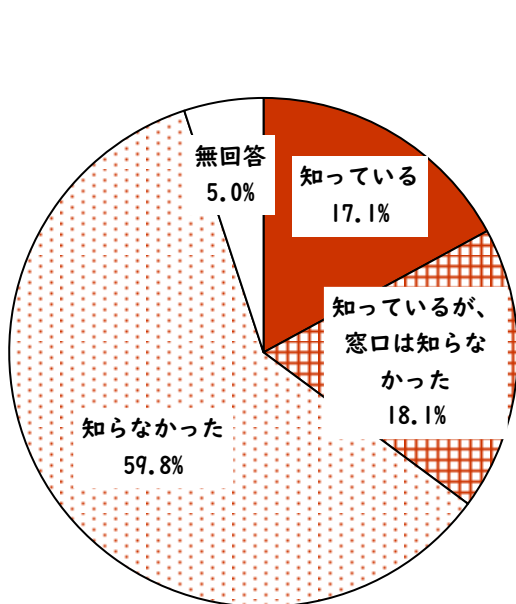


図 2-13 障害者虐待の通報義務の認知度

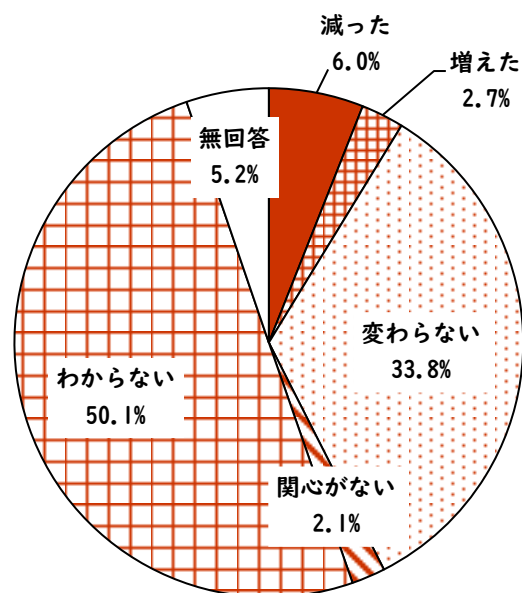


図 2-14 障害者差別解消法による差別や不便さの変化



(7) 教育 きょういく

学校・園生活を送るうえでの問題点として、「通園や通学が大変」(31.3%)や「こどもの障がい特性に応じた教育が不十分」(29.0%)、「他の児童や保護者の理解が得られない」(22.9%)の回答率が高くなっています。

また、優先して取り組むべきこととしては、「発達支援体制の充実」(48.9%)や「放課後や学校の長期休暇などの支援」(38.2%)、「支援を必要とする人とその家族に対しての相談や支援の充実」(33.6%)の回答率が高くなっています。

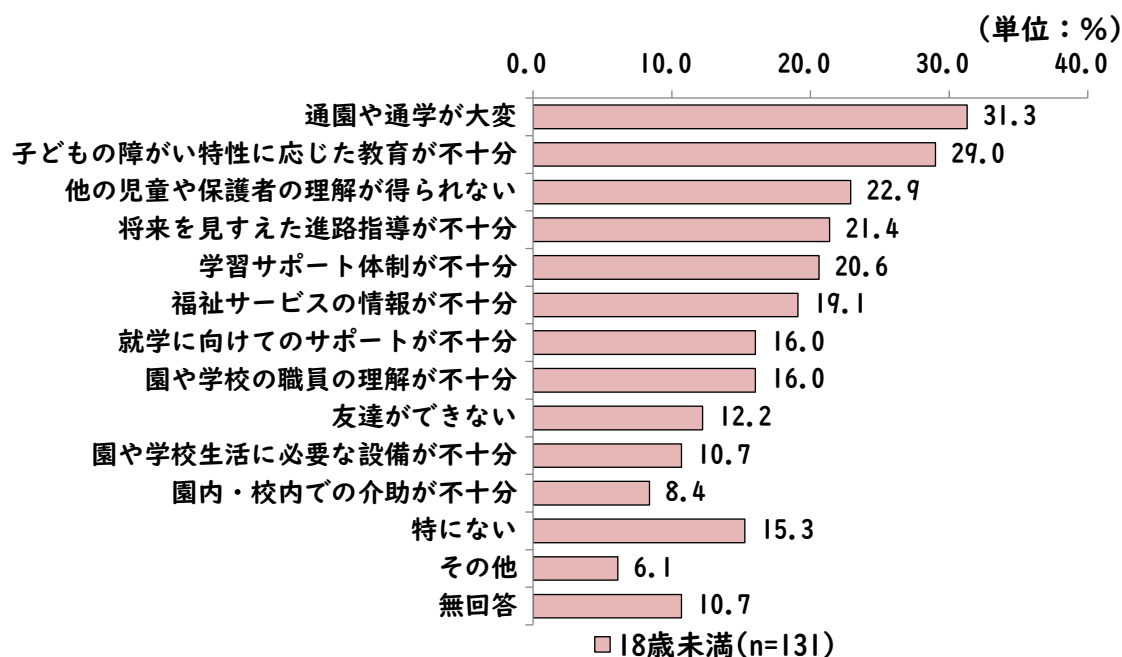


図 2-15 学校・園生活を送るうえでの問題点

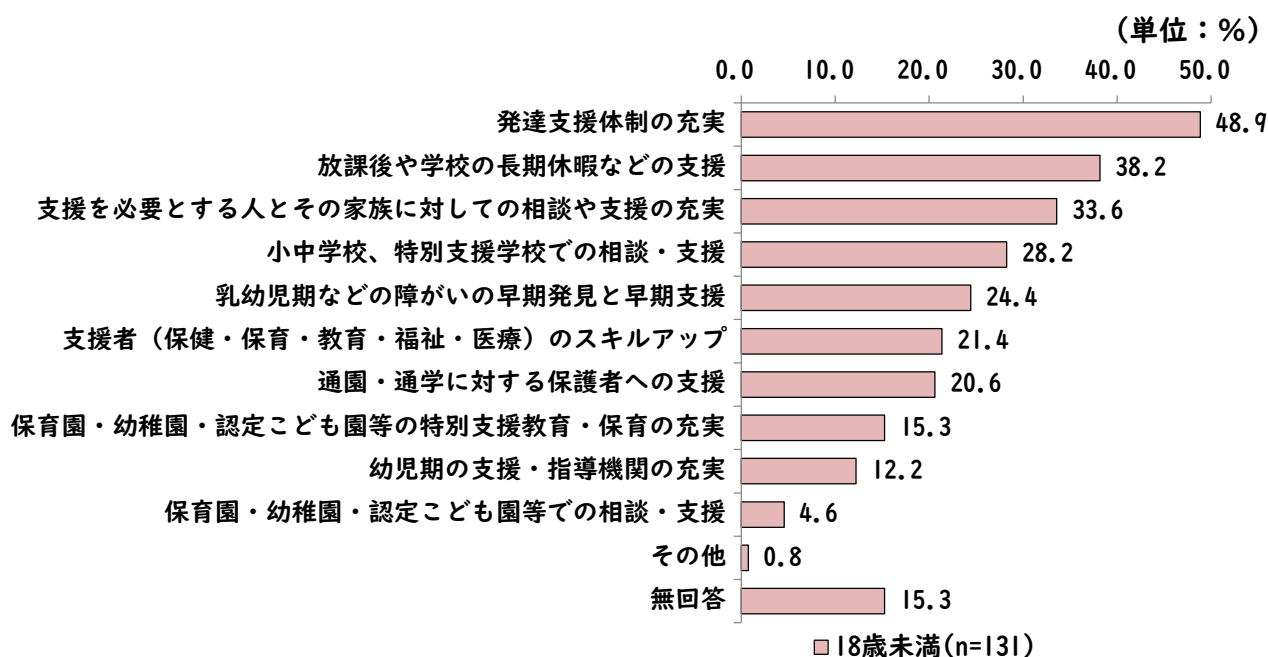


図 2-16 優先して取り組むべきこと（障がい児・保護者支援）

(8) サービス・設備^{せつび}

バリアフリーやユニバーサルデザインについては、35.7%の人が「どちらかといえば進んだ」と回答しています。一方で、「わからない」(28.0%)や、「あまり進んでない」(18.1%)の回答も少なくありません。

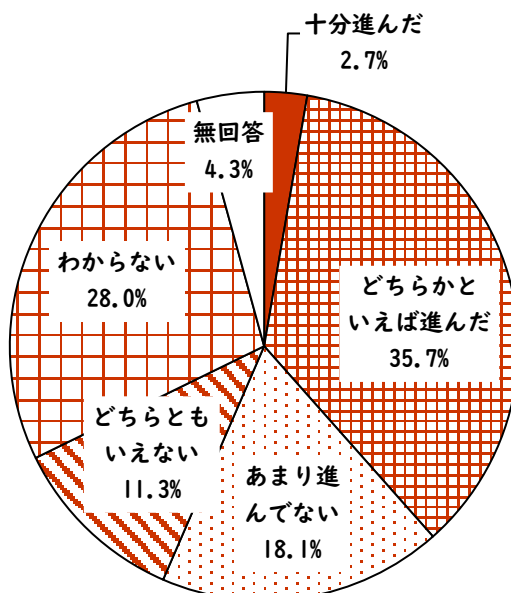


図 2-17 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (N=515)



サービスで困っていることについては、「特に困っていることはない」（38.8％）の回答率が最も高い一方で、「サービスの利用手続きが大変」（30.9％）と「サービスの内容、利用方法を知らない」（15.3％）の回答も少なくありません。特に、『療育手帳所持者』は「サービスの利用手続きが大変」（31.8％）の回答が、他に比べて高くなっています。

表 2-34 サービスで困っていること

（単位：％）

	全 体	身 体 障 害 者 手 帳 所 持	療 育 手 帳 所 持	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 所 持	特 定 医 療 費 （ 指 定 難 病 ） 受 給 者 証 所 持	自 立 支 援 医 療 （ 精 神 通 院 ） 受 給 者 証 所 持	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
サービス利用の手続き（申し込み・訪問調査・契約など）が大変	30.9	27.6	31.8	26.6	50.0	31.0	34.0
サービスの内容、利用方法を知らない	15.3	14.2	16.1	16.0	20.0	19.0	12.0
希望の曜日や時間に対応してもらえる事業所がない	11.8	17.3	15.0	3.2	0.0	1.7	10.0
障害支援区分認定を受けなければならない	11.5	9.4	10.1	11.7	20.0	10.3	18.0
人材不足のため事業所に断られた	8.3	11.0	12.9	1.1	10.0	1.7	4.0
支援内容に不満がある	6.0	6.3	5.6	8.5	0.0	6.9	6.0
医療的ケアなど障がいに対応してもらえる事業所がない	4.9	10.2	5.2	2.1	20.0	0.0	2.0
家族が反対する	1.4	0.8	1.0	2.1	0.0	5.2	2.0
その他	8.7	8.7	9.8	10.6	10.0	8.6	8.0
特に困っていることはない	38.8	33.9	36.0	47.9	10.0	48.3	34.0
無回答	8.3	9.4	9.4	3.2	20.0	1.7	12.0



1

けいかく りねん
計画の理念

本市のまちづくりの指針である「第2次甲賀市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「第2次甲賀市地域福祉計画」においては、誰もが生きがいをもって、安心して暮らすことができ、人々がつながり、暮らしの中で幸せを感じることができるまちの実現をめざしています。

甲賀市は、「この子らを世の光に」と唱えた系賀一雄氏とともに、障がいのある人たちの働きたい、このまちで暮らしたいという願いに応えるために池田太郎氏らが実践を育んできたまちであり、その理念を引き継ぐ支援者や地域の方の温かい見守りにより、多くの障がいのある人が地域の中で生き生きと過ごされています。令和2年(2020年)度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大といった予期せぬ事態が社会全体に大きな影響を与え、生活様式の見直しにより障がいのある人の生活のしづらさも増しました。また、「いのち」や「絆」の大切さを改めて考えさせられました。「本来一人ひとりが光り輝く存在であり、『障がい』を抱えた人も分け隔てなく、共に生きることのできる社会こそ『豊かな社会』である」という先人の教えを受け継ぎ、変わりゆく時代に必要なものを取り入れながら、「人と人との絆」や「豊かな自然の中の暮らし」、「安心安全で多様な生き方ができる地域」等、“真の心の豊かさ”のある市をめざした計画とします。

本計画においては、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、お互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、つながり支えあい、また、「障害の社会モデル」に立脚し、社会的障壁を取り除くことにより、全ての人がその有する力を十分に発揮することで、誰もが住み慣れたまちで、“安心”と“居場所”が感じられ、“役割”と“生きがい”をもって暮らし続けることができる社会の実現をめざして、「みんなでつながり 支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」を基本理念として定めます。

みんなでつながり させあう

あんしん こうりゅう い かん こうか
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を設定し、施策を推進します。

基本方針1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる

地域でともに暮らす

障がいのある人に必要な情報が届くよう、障がいの特性や状況に応じたきめ細やかな情報発信を行い、複合・複雑化した支援ニーズや多様なニーズに対応する包括的相談支援の体制の整備をめざします。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で豊かな暮らしを送ることができるよう、親亡き後を見据え、公的なサービスだけでなく地域の様々な資源を活用し、地域全体で障がいのある人を支える重層的支援体制の構築に努めます。

基本方針2 障がいのあるこどもの学びと成長を支える

地域でともに学ぶ

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、保護者に寄り添いながら、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における教育を、一人ひとりの特性に応じて受けることができる環境を整備し、保育・教育・保健・医療等の関連分野が連携することで、切れ目ない支援体制を構築します。

基本方針3 生き生きと働くことができる

地域でともに働く

就労を希望する人が、企業や事業所で自らの能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障がいに対する理解を促すとともに、関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行います。

基本方針4 障がいのある人の自己実現と社会参加

地域でともに活動する

障がいのある人の文化・芸術活動への支援、スポーツの推進や地域における余暇活動・ボランティア活動の充実等により、障がいのある人の自己実現や社会参加の促進を図ります。

また、障がいのある人や障がいの特性に対する理解を深めます。

基本方針5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現

「オール甲賀」での
まちづくり

「障がいの社会モデル」の考え方が浸透し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、公共交通機関や建物等におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及を進めます。

また、多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生する社会＝インクルーシブ社会の実現を念頭に、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止等の取り組みを強化するとともに、情報アクセシビリティに配慮し、障がいの特性に応じた様々な意思疎通の支援にも努めます。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域ぐるみで防災・防犯対策の取り組みを進めます。

3

計画策定の4つの視点^{けいかくさくてい}^{してん}

これまでの取り組みを継承しつつ、以下の取り組みを進めます。

- (1) 障害福祉サービスのみでなく、地域の社会資源の活用も含めた中で、住み慣れた地域で豊かな暮らしを続けることができる重層的支援(※)体制の整備
 - ※ 複雑化・複合化したニーズに対応するため、高齢・障がい・こども・生活困窮等の分野を越えた「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体実施
- (2) 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いや、災害時等に誰一人取り残さない地域共生社会の実現
- (3) 多様なニーズや障がいの特性に応じた就労の機会の提供や、障がいのある人の文化芸術活動の推進等障がいの有無に関わらず活躍できる社会の実現
- (4) 意思疎通支援の充実及び情報アクセシビリティの向上

4

それぞれに期待される役割^{きたい}^{やくわり}

(1) 地域^{ちいき}（区・自治会^く、自治振興会^{じちかい}）・市民^{しみん}に期待される役割^{きたい}^{やくわり}

- ・市民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を持ち、誰もがつながり、支え合う地域の実現に向けて努力していくことが求められています。
- ・災害時等において、障がいのある人やその家族が孤立することがないように、地域住民による日頃からの見守りや声かけ等によって、地域における協力体制づくりを進めていくことが期待されています。

(2) 障がいのある人^{しょう}やその家族^{ひと}、障がい者団体^{かぞく}等に期待される役割^{しょう}^{しゃだんたいとう}^{きたい}^{やくわり}

- ・障がいのある人やその家族は、必要なサービスを受けながら、地域の人々との交流を深め、社会の活動に主体的に参画し、地域の中で自立して生活していくことが期待されています。
- ・障がい者団体は、障がいの理解促進のため、各種啓発活動を展開すること等が期待されています。また、障がいのある仲間からの相談に応じて支援を行うピアカウンセリング等、心の支えを充実していくことが求められています。

(3) 事業者及びNPO（民間非営利団体）・関係団体に期待される役割

- ・障がいのある人の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や、事業運営の情報公開等公正な運営が求められています。
- ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるために必要なサービスの提供を行うことが期待されています。

(4) 企業に期待される役割

- ・バリアフリー法や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建物等のバリアフリー化を進める等、誰もが暮らしやすいまちづくりに協力することが期待されています。
- ・障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に適した職場環境の整備や、合理的配慮の提供が求められています。（令和6年(2024年)4月1日より義務化）

(5) 市に期待される役割

- ・市民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるために必要な支援を総合的かつ計画的に行う役割が期待されています。このため、必要とするサービスや基盤整備、市民に対する意識啓発等を進めていく役割が求められています。
- ・障がいのある人に適切な相談・支援等を行うとともに、意思疎通支援や権利擁護等に関する様々な施策の実施が求められています。



基本方針	施策の方向性	施策の方針
1 誰もが住み慣れた地域で 安心して生活できる	(1) 相談・支援体制	①生涯を通じ一貫した支援体制の構築 ②相談部署の役割と連携の体制整備 ③相談窓口の周知 ④相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成 ⑤地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備）
	(2) 地域生活への支援 やサービス	①自立支援給付等によるサービスの提供 ②福祉人材の確保・定着 ③グループホーム等の多様な住まいの確保 ④当事者及び家族介護者への支援 ⑤地域生活支援拠点等の機能の充実 ⑥障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応
	(3) 保健・医療	①医療機関との連携 ②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築 ③こころの健康、健康づくり、介護予防 ④多様な障がいや感染症等への対応
2 障がいのある こどもの学びと 成長を支える	(1) こどもの発達と 子育てへの多様な 支援	①早期からの適切な支援 ②発達支援の充実 ③保護者が子育てやこどもの発達について学び相談できる場の充実 ④保育及び教育と専門機関をつなぐ仕組みの充実 ⑤切れ目のない支援の仕組みづくり
	(2) 学校教育と進路支援	①インクルーシブ教育システムの推進 ②適切な就学・進路支援
3 働き生きと 働くことが できる	(1) 雇用・就業の促進	①企業啓発等による雇用の促進 ②関係機関と協力連携・継続的な就労支援 ③就労定着支援の推進
	(2) 職業訓練機会と 福祉的就労環境	①専門的に就労訓練を行える事業所の確保 ②福祉的就労から一般就労への移行の促進 ③多様な就労や体験の場の確保
4 障がいのある人 の自己実現と 社会参加	(1) 生涯を通じた学習・ 文化芸術活動・障 がい者スポーツの 振興	①生涯学習・文化芸術活動への支援 ②障がい者スポーツの普及
	(2) 地域活動や余暇への 支援	①地域活動支援センターの普及 ②地域資源を活用した余暇活動の推進 ③地域で参加できる場の充実 ④ボランティア活動の推進
5 福祉のまちを推進 するための共生社会 の実現	(1) 福祉のまちづくり	①ユニバーサルデザインの推進 ②公共施設及び公共交通機関の環境整備 ③地域福祉活動の推進
	(2) 差別解消・権利擁護	①多様な障がいへの正しい理解の促進 ②差別の解消と合理的配慮の推進 ③権利擁護の推進、虐待の防止
	(3) 情報アクセシビリ ティの推進	①情報のバリアフリー化の推進 ②障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実
	(4) 防災・防犯等の推進	①災害発生時における障がい特性に応じた支援 ②防犯対策や消費トラブル防止の推進

だれ す な ち い き あんしん せいかつ
I 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる

（1）相談・支援体制

【現状と課題】

アンケート調査で、相談したいことを尋ねたところ、将来のことが46.8%、生活の仕方に関することが28.2%、お金の管理に関することが22.1%、自身の障がいに関することが20.6%、学校や職場の人間関係に関することが14.8%と、生活から就労、将来のことなど日常生活に密接に関わる相談が多くなっています。相談機関への聞き取りでは、家庭内や地域、学校や職場等を含めた、相談内容の多様化・複雑化が見られます。

現状として、社会の変化に伴い、複雑化・複合化された生きづらさや困りごとが顕在化しているといえます。介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める相談支援体制の構築が求められています。

また、身近な相談機関と日頃から関係をつくり、緊急時や災害時の予防的な準備体制を考えておくことも大事です。



◆計画期間中にめざす姿◆

身近な地域で気軽に相談でき、
本人の力や周囲の人の協力で解決に向けた行動をとることができる

【施策の方針】

- ① 生涯を通じ一貫した支援体制の構築【継続】
- ② 相談部署の役割と連携の体制整備【継続】
- ③ 相談窓口の周知【継続】
- ④ 相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成【継続】
- ⑤ 地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備）【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	生涯を通じ一貫した支援体制の構築	ライフステージに応じた支援体制、情報の継承・蓄積を行います。	すこやか支援課 発達支援課 障がい福祉課 長寿福祉課 保育幼稚園課 学校教育課	継続

②	相談部署の役割と連携の体制整備	基幹相談支援センター・障害者相談事業所・指定障害者相談支援事業所が役割を理解し、連携する体制づくりを構築します。	障がい福祉課	継続
③	相談窓口の周知	市広報紙やホームページを活用、その他チラシ等で広く相談窓口の周知に努めます。	障がい福祉課	継続
④	相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成	基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業所に相談支援専門員の専任者増員を働きかけます。新規事業所の支援、人材育成のための研修や困難事例のアセスメント等の支援を充実します。	障がい福祉課	継続
⑤	地域を支える相談支援体制の構築(重層的支援体制の整備)	相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、複合的な課題に対し、関係機関間の役割分担を図り、円滑に支援できるようにする重層的支援体制を整備します。	地域共生社会推進課 生活支援課 長寿福祉課 子育て政策課 すこやか支援課 発達支援課 障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 身近な相談窓口の把握に努めましょう。
- 悩みごとを抱えている人に、相談できる窓口の案内をしましょう。

【地域の取組】

- 日々の暮らしや地域活動等を通じて、適度な関わりを持ちながら見守りましょう。
- 困った時に、身近に相談できる民生委員・児童委員等の顔が見える地域づくりに努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 障がいのある人が気軽に相談できるよう努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
④	相談支援事業所数(箇所)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		11	12	12	12	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
④	相談支援専門員の専任者数	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		8	10	10	10	

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援

- ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施

II 参加支援事業

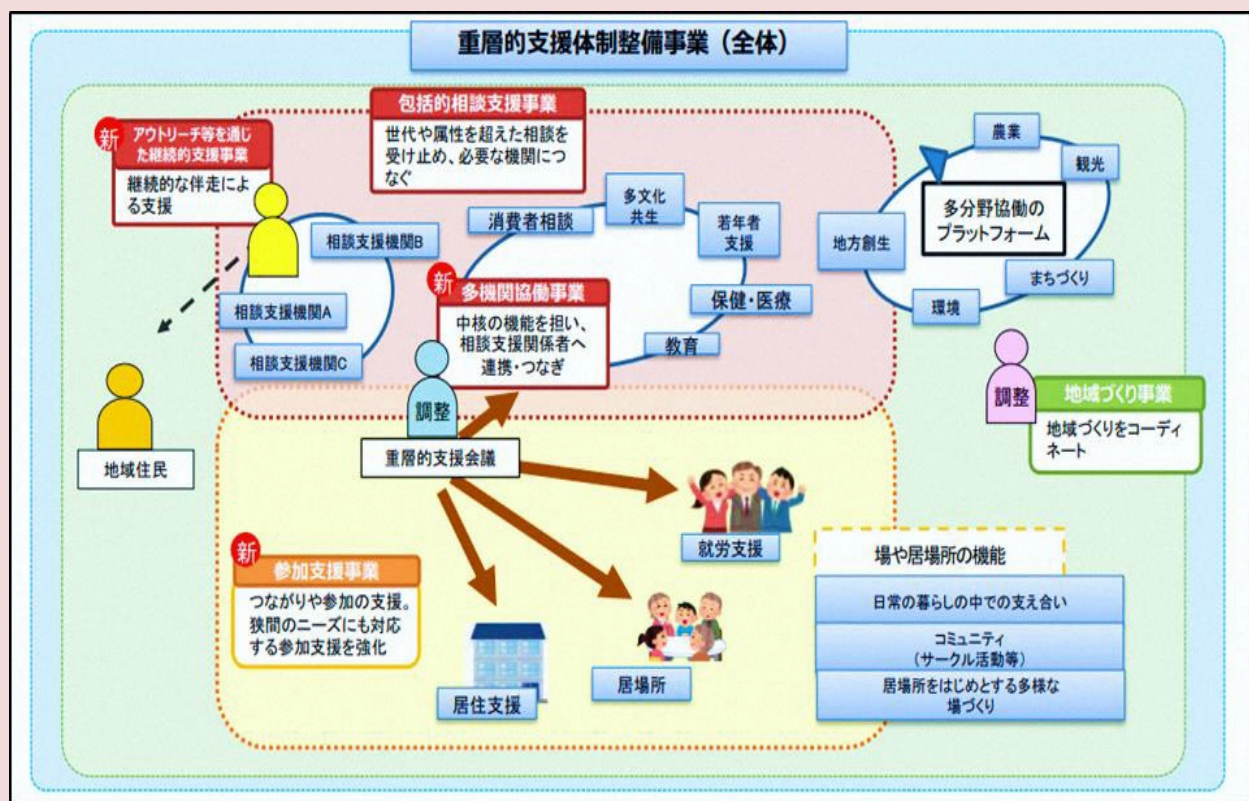
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
- （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
- （※2）就労支援、見守り等居住支援 など

I 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確認
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて

（令和２年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議より）

(2) 地域生活への支援やサービス

【現状と課題】

障がいのある人とその家族の高齢化が進んでおり、アンケート調査では介助者がいなくなった時の将来の生活への不安が高くなっています。緊急時の受け入れ体制の整備や自立した生活をしていくための体験の場等の整備が急務となっています。

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、自らが必要とするサービスや支援を適切に受けることができる環境と、ニーズに応じたサービスを提供できる事業体制が必要です。

本市では、相談支援専門員をはじめ慢性的な福祉人材の不足、日中活動の場としての生活介護事業所、短期入所支援事業所の整備、重度心身障がい児者への入浴サービスの体制整備が必要です。

また、障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動のためのサロン活動や地域で交流できる場所の確保等の推進が必要です。



◆計画期間中にめざす姿◆

- ・地域で暮らし続けるための福祉サービスの提供体制が整っている
- ・地域や人々同士で支え合う仕組みや活動が支援されている

【施策の方針】

- ① 自立支援給付等によるサービスの提供【継続】
- ② 福祉人材の確保・定着【継続】
- ③ グループホーム等の多様な住まいの確保【継続】
- ④ 当事者及び家族介護者への支援【継続】
- ⑤ 地域生活支援拠点等の機能の充実【継続】
- ⑥ 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	自立支援給付等によるサービス提供の充実	サービス等利用計画に基づき適正な自立支援給付に努めます。 また、介護保険事業者に対し、共生型サービス指定の働きかけを行います。 地域生活支援事業は、地域の実情に応じ柔軟な取り組みに努めます。	長寿福祉課 障がい福祉課	継続
①	多様な障がいへの対応	障害福祉サービス等の提供にあたり、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の特性に配慮した支援に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。	障がい福祉課	継続
②	福祉人材の確保・定着	人材確保事業や労政分野の就労支援事業と連携を図り、人材確保に努めます。 また、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）と協働しながら研修等の取り組みを推進し、定着に努めます。	地域共生社会推進課 長寿福祉課 商工労政課 障がい福祉課	継続

③	多様な住まいの確保	グループホーム等の整備や障がいのある人の暮らしについて、地域への理解啓発を進めます。また、居住サポート事業により、障がいのある人の賃貸住宅への入居支援、宅建業者等への啓発、滋賀あんしん賃貸支援事業との連携を進めます。	障がい福祉課	継続
④	当事者及び家族介護者への支援	介護者同士の交流・情報交換など家族介護者への支援に努めます。	障がい福祉課	継続
④	ピアサポート活動への支援	当事者同士が中心となり活動するピアサポート活動を支援します。	障がい福祉課	継続
⑤	地域生活支援拠点等の機能の充実	地域生活支援拠点に求められる、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの充実を図ります。	障がい福祉課	継続
⑥	障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応	障がいのある人の重度化・高齢化及び家族の高齢化に対応するため、地域包括支援センターや相談支援事業所、医療機関の連携により総合的な支援体制を整備します。	長寿福祉課 障がい福祉課	継続
⑥	障害福祉サービスと介護保険サービスの連携	介護保険の適用年齢に達した障がいのある人が、その人の状況やニーズに適したサービスを利用できるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスが連携した利用体制を推進します。	長寿福祉課 障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 困っていると思われる人には、積極的に声をかけましょう。

【地域の取組】

- 地域で暮らす障がいのある人を見守りましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- サービス提供の質を確保するため研修や検討を行います。
- 関係機関の連携強化に努めます。
- 緊急時の相談から関係機関が連携し、受け止めるための体制の充実に努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
⑤	地域生活支援拠点等の登録事業所数	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		35	35	40	40	

(3) 保健・医療

【現状と課題】

アンケート調査で心身の健康状態を尋ねたところ、定期通院をしている人は 57.5%を占め、この1年まったく医療機関にかかっていない人は 8.7%でした。

圏域に高度専門医療機関が少ないため、それぞれの障がいや疾病により圏域外の専門機関で定期受診をされている人が多くなっていますが、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けることができる体制の整備が必要です。また、新生児や乳幼児期に、障がいを早期に発見し、医療や療育につなげていくことや、高血圧症や糖尿病、歯周疾患等の予防や治療を推進し、脳血管疾患や心疾患を予防していくことが重要です。

精神疾患のある人が長期入院となることのないよう、入院治療の見通しに合わせて退院を勧めるために、入院前から本人やご家族、支援機関と医療機関が連携し、退院に向けた支援を継続していくことが大切です。

また、家族関係、過重勤務や精神的負担による気持ちの落ち込みや食欲低下等の不調を放置してしまうと、病状が悪化してしまうため、日頃から休養や気分転換を日常的に行うことが大切です。



◆計画期間中にめざす姿◆

病気や障がいがあっても、「できること」は自分で行い、
身近な地域で必要な医療や支援が受けられる

【施策の方針】

- ① 医療機関との連携【継続】
- ② 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】
- ③ こころの健康、健康づくり、介護予防【継続】
- ④ 多様な障がいや感染症等への対応【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	医療機関との連携	障がいのある人も身近に医療を受けることができる「かかりつけ医(歯科、中耳炎、熱が出た等)」が必要であるため、地域の医療機関と専門機関との連携を強化します。 さまざまな医療的ケアが必要な人の課題について甲賀地域障害者自立支援協議会(甲賀地域障害児・者サービス調整会議)で検討します。	医療政策室 障がい福祉課	継続

②	精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が病気になっても地域での暮らしが継続できるよう、本人、地域、支援者など関係機関が連携し在宅生活を支援します。	障がい福祉課 すこやか支援課	継続
③	こころの健康・健康づくり・介護予防	障がいのある人が、いつまでも元気で生活していくために、ライフステージに応じた健康づくりが実践できるよう支援します。 また、ストレスの解消や休養等、こころの健康づくりについての啓発を行い、精神面の安定が図れ、生きがいのある生活が送れるよう支援します。	すこやか支援課 障がい福祉課	継続
④	多様な障がい・感染症等への対応	新型コロナウイルス等、新たな感染症が拡大した際に、障がい等により感染リスクが高い人や施設に対し、感染リスクを軽減するために必要な情報や支援を提供できるよう、体制の強化と支援策の充実に努めます。	障がい福祉課	継続
④	依存症対策の推進	県や保健所と連携し、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に対する相談窓口の周知や、依存症に関する正しい知識を学ぶことができる機会や情報提供を充実します。	障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持ちましょう。
- 日頃から健康管理に留意し、生活習慣病の予防や介護予防に努めましょう。
- 依存症に関する正しい理解に努めましょう。
- 感染症予防に努めましょう。

【地域の取組】

- 地域の誰もが気軽に参加できる健康づくり・介護予防等の取り組みを推進しましょう。
- 感染症対策に配慮して地域活動を実施しましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- サービス利用者の健康管理に努めます。
- 事業所内の感染症の予防対策に取り組みます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	一般診療所数（箇所）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	医療政策室
		42	42	*	*	

*R7(2025)・R8(2026)の目標値については甲賀市総合計画の見直しに合わせた数値とします。

(1) こどものはったつ こそだ 子育てへのたよう しえん 多様な支援

【現状と課題】

障がいのあるこどもの健やかな成長と地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの障がいの特性や状況に応じた支援や、保護者が抱える課題や悩みを把握し、切れ目のない支援を提供する仕組みが必要です。

本市においては、子育ての相談窓口は子育て支援センターが担っています。また、発達に課題のある児童やその家族に対する相談や支援は、保健センターや発達支援課が保育園・幼稚園・認定こども園や学校と連携して担っています。

一方で、発達障がいや重症心身障がい、医療的ケア等への対応や保護者の就労に伴う支援が十分でないといった指摘があります。

アンケートによると、今後優先して取り組むべきこととして、発達支援体制の充実や、切れ目のない支援をする仕組みや放課後や学校の長期休暇等の支援が求められています。



◆計画期間中にめざす姿◆

切れ目のない発達段階に応じた支援と

保護者に対する支援体制が整っている

【施策の方針】

- ① 早期からの適切な支援【継続】
- ② 発達支援の充実【継続】
- ③ 保護者が子育てやこどもの発達について学び相談できる場の充実【継続】
- ④ 保育及び教育と専門機関をつなぐ仕組みの充実【継続】
- ⑤ 切れ目のない支援の仕組みづくり【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
① ③	保護者に寄り添う 相談、支援	こどもに発達的な課題があることが 発見されても、すぐに保護者がそれ を受け止めて、こどもにあった支援 につながるわけではありません。保 護者に寄り添い、信頼関係を築きな がら、丁寧に相談、支援を重ねていき ます。	すこやか支援課 子育て政策課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続
①	こどもの発達や 障がいについての 啓発	全ての保護者に対してさまざまな機 会を捉えて、こどもの発達や障がい についての啓発を充実します。	すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続

② ④	育ちの中で 支援が必要な 親子への包括的な 支援体制	適切な時期に必要な支援が受けられるよう児童発達支援センターの機能を強化します。また、保育園・幼稚園・認定こども園や学校、保健センターと連携し包括的な支援をします。	すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続
② ④	地域療育の充実	保健・福祉・医療等の関係機関の連携により必要な療育サービスが適切に提供されるよう児童発達支援センターを中心に地域の基盤を充実します。	地域共生社会推進課 すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課	継続
②	放課後児童クラブ の充実	一定の要件を満たす障がいのある児童に対しては加配指導員を配置し、指導員の確保及び資質の向上を図ります。	子育て政策課	継続
③	保護者が相談できる 窓口の周知と保護者 同士がつながる場づくり	相談窓口の周知や保護者がこどもの発達や子育てについての学習会を開催し、保護者同士がつながるよう働きかけていきます。 また、保育園・幼稚園・認定こども園や学校内でも保護者学習会を開催するなど保護者が学び、つながる機会を充実していきます。市内で活動されている親の会をバックアップするとともに、新たな親の会の立上げを支援します。	発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続
②	放課後等デイサービス の充実	障がいのあるこどもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受け入れの充実に努めます。	障がい福祉課	継続
③	タイムケア事業の 実施	障がいのあるこどもの長期休暇中の居場所を確保し、保護者同士の交流、地域ボランティアとの交流の中で地域での障がいに対する理解を推進します。	障がい福祉課	継続
⑤	切れ目のない支援 の仕組みづくり	支援機関が連携し、ライフステージが変わっても切れ目のない支援を継続していきます。各機関で実施した相談、検査の記録、個別の指導計画、教育支援計画等の個人情報ここあいパスポート等を活用し、必要な時に利用できる仕組みを構築します。	すこやか支援課 発達支援課 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 乳幼児健診を必ず受診しましょう。
- こどもの育ちでわからないことがあれば、気軽に市の機関や保育園等に相談しましょう。
- 発達障がい等、様々な障がいについて知るように努めましょう。

【地域の取組】

- 発達障がいの理解を深め、違いを認め合って、地域で見守り育てましょう。
- 気になることがあれば、市や学校等の関係機関と連携し支援につながるように努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- サービス提供の質を維持・向上するため研修や検討を行います。
- 関係機関の連携強化に努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	研修・啓発等の参加者（人数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	発達支援課
		300	300	300	300	

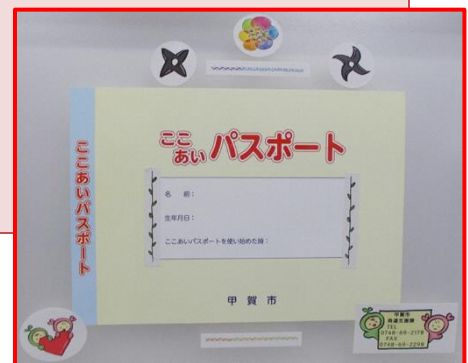
項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	児童発達支援利用実人数（人数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	発達支援課 障がい福祉課
		120	120	120	120	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	保育所等訪問支援利用実人数（人数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	発達支援課 障がい福祉課
		10	10	10	10	

ここあいパスポート

「ここあいパスポート」は、発達に支援が必要な子どもたちの支援情報が引き継がれることを目的に配布している「相談支援ファイル」です。

園や学校、支援機関で受けた検査や支援の記録を保存し、保護者が子どもの成長の様子を記録したり、ライフステージが変わってもこれまでの経過をたどれるようになっています。



児童発達支援センター

令和3年4月に開設した「児童発達支援センターつみき」は、児童福祉法に基づく施設です。心身の発達に課題のある子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていく力の基礎を培うための支援として、児童発達支援と保育所等訪問支援、障害児相談支援を行っています。

「甲賀市児童発達支援センターつみき」では、

- ① 保護者と一緒に通っていただき、楽しい遊びを通して、全体的な発達を促します。
- ② こどもとの関わりについて学ぶ「学習会」などを開催します。
- ③ 嘱託医、心理士など専門職による相談を必要に応じて受けていただけます。

(2) がっこうきょういく しんろしえん 学校教育と進路支援

【現状と課題】

障がいのあるこどもがその能力と可能性を最大限に伸ばし、自らの力を十分に発揮するためには、療育・教育の場における適切な指導や個々の習熟状況や特性に応じた学びの場が必要です。

アンケートによると、園・学校生活を送るうえでの問題点として、障がいの特性に応じた教育が不十分、通園・通学が大変、職員の理解が不十分といった意見が多くなっています。

また、小学校入学から中学校卒業後にかけて、児童・生徒の情報共有や支援の引継ぎが、実感できないといった意見があります。

本市においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がいの特性に合わせた学びの場を提供するとともに、その情報提供及び個々の児童・生徒の習熟に合わせた指導の実施に努めています。



◆計画期間中にめざす姿◆

インクルーシブ教育の推進、及び個々の児童・生徒に必要な情報・学び・支援が切れ目なく提供されている

【施策の方針】

- ① インクルーシブ教育システムの推進【継続】
- ② 適切な就学・進路支援【継続】

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

また、「インクルーシブ教育システム」においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	インクルーシブ教育システムの推進	本市の特別支援教育の在り方について検討し、関係機関（特別支援学校含む）と連携しながら進めます。 また、一人ひとりの発達や障がい等の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保と充実に努めます。	学校教育課 発達支援課 保育幼稚園課 社会教育スポーツ課	継続
①	小学校・中学校における特別支援教育の推進	発達障がいを含む障がいのある児童生徒の教育的ニーズに即した指導の充実に向け、教職員の指導力向上を図ります。 また、個別的教育支援計画、個別の指導計画及び教育支援移行計画の作成推進と内容の充実、活用に努めます。	学校教育課	継続
②	不登校・教育相談・生徒指導対応の充実	学校不適応傾向を早期に捉え、支援方法についてサポートネット会議で関係機関と連携し、アセスメントとプランニングの充実に向けて取り組みます。	学校教育課 発達支援課	継続
②	適切な就学・進路支援	就学先の決定は、発達や障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から判断し、教育的ニーズと必要な支援について、情報提供したうえで本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行います。 また、職業的自立や社会参加をめざし、個々のニーズに応じた進路実現のため、計画的に進路支援を進めます。 さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に伴う保護者負担の軽減について、取り組みの充実の検討を進めます。	学校教育課 発達支援課 保育幼稚園課 障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 障がいについて理解し、違いを認め合いましょう。

【地域の取組】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが参加しやすい地域活動の実施に努めましょう。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	個別的教育支援計画※を作成している児童生徒の割合（特別支援学級を除く。）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	学校教育課
	小学校作成率（％）	100	100	100	100	
	中学校作成率（％）	100	100	100	100	

※「個別的教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、医療・福祉・労働等の関係機関と連携して作成する計画

(1) 雇用・就業の促進

【現状と課題】

滋賀県は、全国に比べて法定雇用率達成企業割合や障害者雇用率が高く、令和4年(2022年)度における甲賀圏域の法定雇用率達成企業割合は58.3%、障害者実雇用率は3.02%となっています。

甲賀地域働き・暮らし応援センターやハローワークでは、障がいのある人の就労の相談や合理的配慮等に関する企業の理解促進を図っています。

しかし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、就労日数が少なくなることや、新たな雇用が見込めないといった問題が生じています。

また、アンケートによると、障がいのある人が働くためには、自分に合った仕事であることや身体が健康なことが必要との意見が多くあります。

障がいのある人が生き生きと働くためには、就労意欲や個々の能力・適正を生かして活躍することができる就労の場を提供するとともに、希望する人が働き続けることができる環境づくり、また離職したとしても「やり直し」が可能な支援の仕組みづくりが必要です。

令和6年(2024年)4月には民間企業の法定雇用率が2.5%(変更前2.3%)に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も従業員40.0人(変更前43.5人)以上に拡大されることから、一般就労に向けた取り組み強化が必要です。



◆計画期間中にめざす姿◆

- ・障がいのある人が自らの働く場や多様な働き方を選択できる
- ・正しい理解と適切な配慮のある職場環境が整っている

【施策の方針】

- ① 企業啓発等による雇用の促進【継続】
- ② 関係機関と協力連携・継続的な就労支援【継続】
- ③ 就労定着支援の推進【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	障がい者雇用に対する企業の理解促進	企業・事業所で障がいのある人が働くことについての理解促進を図ります。	商工労政課 障がい福祉課	継続
②	関係機関との協力・連携・継続的な就労支援	公共職業安定所や障がい者雇用・生活支援センター甲賀(甲賀地域働き・暮らし応援センター)、甲賀地域障害者自立支援協議会(甲賀地域障害児・者サービス調整会議)と連携し、障がい者及び雇用者等のそれぞれのニーズの把握や社会情勢を加味して雇用の場の確保を図ります。	商工労政課 発達支援課 生活支援課 障がい福祉課	継続
②	障がい者雇用施策と就労一般施策との連携強化	障がいのある人と市内企業とのマッチングの場である障がい者就職面接会の開催をはじめ、研修会や企業訪問を通じて障がい者雇用の促進を図ります。	商工労政課 障がい福祉課	継続

③	ジョブコーチの活用推進	障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチ活用を推進するとともに、企業への周知啓発に努めます。	障がい福祉課	継続
③	就労後の相談体制の構築	障がい者雇用・生活支援センター甲賀（甲賀地域働き・暮らし応援センター）や障がいのある人を雇用する企業等との連携の充実を図り、就労後の相談援助等（就労定着支援）の充実に努めます。	障がい福祉課	継続
③	就労定着支援の推進	就労後の雇用が継続するよう生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努め、サービスの利用促進を図ります。	障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 障がいについて正しく理解し、合理的配慮の提供に努めましょう。

【地域の取組】

- 障がい特性に応じた様々な働き方ができるよう、仕事を振り分け、配慮する等、障がいのある人の働く場の提供に努めましょう。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが働きやすい職場環境をめざしましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 企業との連携強化に努めます。
- サービス提供の質を向上するため研修や検討を行います。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	法定雇用率達成企業の割合（甲賀圏域）（％）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	商工労政課 障がい福祉課
		58	59	59	59	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	就労定着支援事業市内事業所（箇所）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		0	0	1	1	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	就労定着支援事業利用者（人数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		5	10	10	10	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	就労定着支援事業における1年後の就労定着率（％）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		80	80	80	80	

(2) 職業訓練機会と福祉的就労環境

【現状と課題】

一般企業への就労を進めるとともに、福祉的就労の環境や障がいのある人が働くための能力や学びの場を充実することが必要です。

本市では、就労継続支援B型、就労移行支援事業所数が増え、利用者も増加しています。

しかし、事業所における新規受け入れにはマッチング等の課題もあり、複数事業所から選択することができない場合があります。

アンケートでは、就労に関して、優先的に取り組むべきこととして、障がいのある人の就労支援と施設や作業所の充実が望まれており、特に知的障がいのある人は、施設や作業所の充実の期待が高くなっています。



❖ 計画期間中にめざす姿 ❖

障がい特性に応じた就労が確保され、障がいのある人の
「働きたい」というニーズが満たされている

【施策の方針】

- ① 専門的に就労訓練を行える事業所の確保【継続】
- ② 福祉的就労から一般就労への移行の促進【継続】
- ③ 多様な就労や体験の場の確保【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	専門的に就労訓練を行える事業所の確保	一般就労を希望する障がいのある人に対する就労訓練の場や、一般就労が困難な障がいのある人に、日中活動としての働く場の確保に努めます。	障がい福祉課	継続
②	障がい者就労支援施設への積極的な発注	福祉的就労の場を提供する事業所の安定的な収益を確保するため、甲賀市障がい者就労支援部会と行政が連携し、優先的な業務、物品の発注を進めます。また、福祉的就労の場で製造される自主製品の販売拡大に向け支援していきます。	障がい福祉課	継続
②	福祉的就労から一般就労への移行の促進	就労移行支援事業の活用や、障がいのある人の能力に応じた柔軟な障害福祉サービスの選択により、一般就労への移行を推進します。	障がい福祉課	継続
③	農福連携による就労機会の拡大	農福連携の取り組みの推進により、農業を活用した就労機会の拡大を図ります。	農業振興課 障がい福祉課	継続
③	新たな分野での職域の開拓	介護訓練や、ICTを活用した在宅就労にかかる情報提供等により、多様な就労や体験の場の確保をめざします。	障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 障がいや障がいのある人に対する理解に努めましょう。

【地域の取組】

- 障がいのある人の就労に向けた訓練・実習機会の提供に努めましょう。
- 障がい者就労支援施設に対する積極的な仕事の発注に努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 企業との連携強化に努めます。
- サービス提供の質の向上のための研修や検討を行います。
- 関係機関の連携強化に努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	福祉施設から一般就労への移行者（人数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		13	16	19	22	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	市から障がい者就労支援施設への調達実績（件数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		70	72	74	76	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	企業等からの就労支援部会への新規受注（件数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		3	5	10	15	

甲賀市障がい者就労支援部会

甲賀市内で活動している障がい者就労施設により構成され、障害者優先調達推進法を受け、民間の企業や行政から発注される委託業務を一括で受ける共同窓口を設置することにより、障がいのある人の就労機会を増やすことを狙いとしています。

(1) 生涯を通じて学習・文化芸術活動・障がい者スポーツの振興

【現状と課題】

平成30年(2018年)に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じて障がいのある人の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図ることが示されました。スポーツや文化・芸術活動の場で、障がいのある人が能力を発揮することは、自らの生活を豊かにするとともに、地域において障がいへの理解促進にもつながります。

今後、障がいの有無に関わらず、生涯を通じて学習や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。そして、市民・地域に普及させ、地域で積極的に取り組めるようにハード・ソフト面での整備が必要です。



◆計画期間中にめざす姿◆

障がいのある人が学習・文化・芸術活動及びスポーツを
体験できる環境が整備されている

【施策の方針】

- ① 生涯学習・文化・芸術活動への支援【継続】
- ② 障がい者スポーツの普及【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	生涯学習・文化・芸術活動への支援	障がいのある人が、生涯を通じて学習・文化・芸術に親しみ活動に参加できるよう支援します。 また、障がいのある人の創作作品の展示や発表の機会の確保に努めます。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
①	生涯学習・文化・芸術活動等の情報発信	アール・ブリュット作品などを通じて障がいのある人の可能性や魅力を広く発信し、障がいに対する理解を推進します。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
②	障がい者スポーツの普及	障がいの有無に関わらずあらゆる年代の人が一緒に楽しめるスポーツとして障がい者スポーツの普及に努めます。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深め、お互いに交流しましょう。

【地域の取組】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる文化・スポーツイベント等の開催に努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 本人の強みを理解し、活躍できるよう支援するとともに情報発信に努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	障がい者スポーツ大会参加者数（滋賀県障害者スポーツ協会主催）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		50	60	70	80	

「共生社会ホストタウン」登録を通じた共生社会の実現に向けた取組

「共生社会ホストタウン」とは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会開催をきっかけに、共生社会の実現に向けた取り組み（①「心のバリアフリー又はユニバーサルデザインのまちづくりの取組」や、②東京 2020 大会の事後交流も含めた幅広い形での相手国・地域のパラリンピアンと市民の交流）を推進する地方公共団体を国が登録する制度です。

■登録の背景

- ・甲賀市・滋賀県が、シンガポールのホストタウンに登録（平成 30 年(2018 年)4 月）
- ・シンガポール国立パラリンピック連盟と滋賀県、甲賀市の 3 者による MOU 締結（平成 31 年(2019 年)3 月）
- ・甲賀市が、共生社会ホストタウンに登録（令和元年(2019 年)12 月）

■本市における取り組み

- ①パラアスリートとの交流
- ②ボッチャ日本代表強化選手との交流
- ③シンガポール・パラリンピック選手団へ応援メッセージの作成
- ④海外交流事業
- ⑤アール・ブリュット交流作品展
- ⑥VR 映像による疑似体験
- ⑦心のバリアフリー研修
- ⑧バリアフリーマップ（水口地域(市役所周辺)・信楽地域）の作成

■今後の展望

- ・シンガポール・パラリンピック選手団の事前合宿の受入を契機に、障がいのある人も子どもも高齢者も、すべての人が互いに理解、尊重し、共に生き、共に支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、取り組みを進めます。
- ・パラリンピアンとの交流や障がいのある人の文化芸術等を通じた交流により、共生社会の目的である心のバリアフリーの意識が市内全域に広まっていくよう取り組みを進めます。
- ・令和 7 年(2025 年)に滋賀県で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会においても、この共生社会ホストタウンの取り組み経験を活かせるよう努めます。

（令和 6 年(2024 年)3 月現在）

(2) 地域活動や余暇への支援

【現状と課題】

アンケートでは、自由時間にしたい活動をするためには、いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所や支援者の付き添いが必要という意見が多く、特に後者は知的障がいのある人からの要望が高い傾向にあります。本市において活動・交流の場や支援者の確保は十分とは言えません。

障がいのある人が、自分らしく生活するために「余暇」や生涯を通じて学習できる機会が大切です。また地域における活動に参加することは、障がいの有無に関わらず地域住民間のつながりが醸成され地域共生社会の実現につながります。



❖ 計画期間中にめざす姿 ❖

障がいのある人が自ら積極的に社会参加できるように
活動の場や配慮のある環境が整備されている

【施策の方針】

- ① 地域活動支援センターの普及【継続】
- ② 地域資源を活用した余暇活動の推進【継続】
- ③ 地域で活動できる場の充実【継続】
- ④ ボランティア活動の推進【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	地域活動支援センターの充実	障がいのある人の日常生活における生きがいや社会との交流を促すため、地域活動支援センターの確保と充実を図ります。	障がい福祉課	継続
②	地域資源を活用した余暇活動の推進	障がいのある人が積極的に参加できる講座、イベント、スポーツ活動等の広報・支援を行います。また障がいのある人のニーズに応じて、生涯を通じて学習できる機会の確保に努めます。障がい者本人やその家族で構成される当事者団体の活動を支援して、助け合いと協力を基本にした仲間づくりや交流を促進します。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
③	地域で参加できる場の充実	障がいのある人が、区・自治会、自治振興会等の地域活動への参加を通じて、支援の担い手としても参画できるよう支援します。	市民活動推進課 社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続

④	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の研修・講座の開催により、ボランティアについて学ぶ機会を増やし、活動に対する理解と関心を高めます。また、誰もがボランティアとして活動できるように社会福祉協議会ボランティアセンターの機能の充実を支援します。	地域共生社会推進課	継続
---	-------------	--	-----------	----

【市民の取組】

- 障がいのある人に対する理解を深め、地域行事等へ共に参加しましょう。

【地域の取組】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが参加できる地域イベントの開催に努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 地域行事やボランティア活動に積極的に参加します。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	地域活動支援センター新規設置数	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		0	0	1	1	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
③	余暇活動団体への市からの支援状況（団体数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		1	3	5	5	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
④	社会福祉協議会ボランティアセンター登録者（人数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	地域共生社会推進課
		5,610	5,620	5,630	5,640	

(1) 福祉のまちづくり

【現状と課題】

全ての人が安全、安心に、共に暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、生活を営むうえでの社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要です。平成30年(2018年)に「改正バリアフリー法」が成立し、本市においても、施設や公共交通機関におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を進めていますが、まだまだ十分とは言えません。

アンケートによると、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進が進んでいないとの認識や、わからないといった意見が3割程度となっており、住居や地域での生活のための取り組みとして、福祉サービスの充実（居宅介護、移動支援、生活訓練等）、住まいの確保（入所施設・グループホーム等の整備、賃貸アパート等への入居支援）、外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災が全体の3割以上と多くなっています。市政に関する意識調査における「障がいのある人もない人も、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて必要な取り組み」としても、「障がいのある人に対する市民の理解の促進」(21.9%)や「誰にとっても暮らしやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進」(15.3%)は、「障がいのある人の働く場の拡充」(29.1%)や「障がいのある人がいつでも安心して相談できる仕組みづくり」(27.3%)に次いで高い傾向にあり、地域社会における障がいに対する一層の理解や、バリアフリー化等ユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

また、住み慣れた地域の中で、市民一人ひとりが助け合い、支えあい、誰もが自分らしく、生き生きと暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がいのある人を理解し、市民が共に支え合う仕組みづくりも大変重要な課題です。



◆計画期間中にめざす姿◆

バリアフリーやユニバーサルデザインの認識・取り組みが浸透し、地域住民の参画と協働により、誰もが住みやすいまちになっている

【施策の方針】

- ① ユニバーサルデザインの推進【継続】
- ② 公共施設及び公共交通機関の環境整備【継続】
- ③ 地域福祉活動の推進【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの理念に基づき、多様な機会や手段を通じて啓発を進めるとともに公共空間の環境、交通、住宅、情報環境など生活に深く関わる分野全般にわたって、庁内はもとより、関係団体や企業、地域と連携を図ります。	地域共生社会推進課 建設管理課 住宅建築課 教育総務課 管財課 公共交通推進課 社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
②	道路・公園・建物等公共施設のバリアフリー化の推進	誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、未整備区間の整備を推進します。 さらに、公園・建物等の公共施設整備及び改築更新等において、バリアフリー化を検討・推進します。	建設管理課 建設事業課	継続
②	低床バスやリフト付きバスの切り替えの促進	コミュニティバス車両は、バリアフリー未対応車両が一部運行されていることから、今後も引き続き計画的にノンステップバス車両等へ更新し、バリアフリー化を促進します。	公共交通推進課	継続
③	地域福祉活動の推進	誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、第2次甲賀市地域福祉計画に基づいた施策を推進し、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域における見守り活動のネットワーク化を図ります。 また、人材育成のための交流の推進、研修等に係る情報提供等を積極的に行い、それぞれの区・自治会、自治振興会等、地域住民の主体的な活動を支援し、共に考えます。	地域共生社会推進課 市民活動推進課	継続
③	社会福祉協議会との連携強化	第2次甲賀市地域福祉計画に基づき、相談支援事業や障がいのある人の支援事業、ご近所福祉活動の支援を行ううえで、関係機関との協力体制づくりや活動の推進について、市と社会福祉協議会が両輪となって取り組みます。	地域共生社会推進課	継続
③	地域交流の推進	市、社会福祉協議会、関係団体、サービス事業所等が連携して、障がいのある人と地域住民が交流する機会を拡充するとともに、障がいのある人が様々な形で社会活動を行えるよう呼びかけを進めます。 また、市内の福祉施設が地域に開放されたものとなるよう、交流活動等を進めます。 さらに、地域住民主体の地域福祉活動・ネットワークづくりの拡充を支援します。	地域共生社会推進課 障がい福祉課	継続

【市民の取組】

- 自ら進んであいさつする等、地域の人々と交流しましょう。
- ボランティア活動等に、積極的に参加するように努めましょう。
- 点字ブロックが必要な人や車いすの人の立場に立った行動を心がけましょう。
- バスや電車では、障がいのある人や高齢者等に積極的に席を譲りましょう。

【地域の取組】

- 地域での交流やボランティアの機会を確保するように努めましょう。
- 地域で困っている人の支援にみんなで取り組みましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 地域行事への積極的な参加に努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用者数 （単位：万人）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	公共交通推進課
		53.5	53.5	*	*	

*R7(2025)・R8(2026)の目標値については甲賀市総合計画の見直しに合わせた数値とします。

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
③	障がいのある人のサロン （件数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		10	12	12	12	



(2) 差別解消・権利擁護

【現状と課題】

共生社会を推進するうえで、人権の尊重と権利擁護は最も重要な施策のひとつといえます。

誰もが差別されることなく、多様な価値観を認め合い、人格と個性を尊重しあうことができる社会の実現が必要です。滋賀県では、「滋賀県差別のない共生社会づくり条例」に基づき、あらゆる差別を禁止し、合理的配慮を提供するための取り組みが市民一人ひとりに求められています。

市政に関する意識調査における「合理的配慮」にかかる認知状況は、「内容も含めて知っている」(6.6%)、「言葉を聞いたことがある」(28.3%)に対し、「知らない」(60.2%)であり、今後も一層の啓発が必要です。

アンケートでは、障がいのある人で権利侵害を受けたことがある人は全体のおよそ半数であり、特に「いじめ・虐待(家庭・施設・学校・職場)」や「地域社会での孤立(差別・偏見など)」といった意見が見受けられました。また、差別や偏見、虐待等の不適切な扱いをなくすための取り組みとして、「学校等における福祉教育」、次いで「障がいのある人の家族を支える仕組み」の回答が多くみられました。

このことから、障がいや障がいのある人への理解を深めるための取り組みが重要であり、学校教育における福祉教育の充実も求められています。



◆計画期間中にめざす姿◆

不当な差別や虐待を受けることが無く、権利が保障され、
合理的配慮が提供されている

【施策の方針】

- ① 多様な障がいへの正しい理解の促進【継続】
- ② 差別の解消と合理的配慮の推進【継続】
- ③ 権利擁護の推進、虐待の防止【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	多様な障がいの正しい理解の周知・啓発	発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の正しい理解の周知・啓発、保護者・関係者向けの学習会や研修会の開催、広報紙やホームページを利用した啓発を推進します。 また、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク(ヘルプカード)」の普及を進めます。	発達支援課 人権推進課 障がい福祉課	継続

②	差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の推進	障がいを理由とする不当な差別の取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、「障害の社会モデルの考え方」等についての啓発に努めます。 市の職員対応要領に基づき、障がいの有無にかかわらず、当事者に寄り添った対応に努めます。 また、障がい者団体や関係機関と連携し、障がいのある人が自らの権利意識を高めることができるよう支援すると共に相談窓口等の周知に努めます。	人事課 障がい福祉課	継続
③	福祉教育・福祉学習の推進	学校の実態や児童生徒の発達に応じた教育体制を編成し、福祉教育、人権教育、道徳教育、集団づくり等を通して、一人ひとりが個人として尊重され大切にされる教育をめざし、福祉教育実践の普及と定着を図る取り組みを進めます。 また、交流及び共同学習を計画的、組織的に行うよう推進します。	学校教育課	継続
③	人権尊重のまちづくりへの総合的な取組	甲賀市人権に関する総合計画に基づき、総合的に人権施策を推進します。また、差別を許さない世論形成や実践につながる啓発を行います。 地域においては、自身で相談することが難しい当事者や家族を相談員につなぐ地域アドボケートとともに、地域での障がい理解を推進します。	人権推進課 障がい福祉課	継続
③	権利擁護システムの構築	市、社会福祉協議会、相談支援事業所等の連携によって障がいのある人の視点から権利擁護のシステムが効果的に機能するよう取り組みます。 また、障がいのある人への虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組むシステムを構築するとともに、障がいのある人の個人情報保護を徹底します。 さらに、教育の場や日常の訓練、日中活動の場等においてサービス利用者本人の権利意識を高める啓発等を行います。	地域共生社会推進課 障がい福祉課	継続
③	日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進	講座や相談会の開催により、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知や利用啓発を図るとともに、相談者等の支援を行います。また、関係機関と連携を図るとともに、相談等に対応できる人材の確保等、支援体制の充実に努めます。	地域共生社会推進課	継続

【市民の取組】

- 障がいを正しく理解し、あらゆる差別のない人権尊重の地域社会を築きましょう。
- 困っている人を見かけた時は、合理的配慮の提供に努めましょう。
- 障がいのある人と積極的に交流しましょう。
- 虐待や問題等を発見した時は、市の相談窓口連絡しましょう。

【地域の取組】

- 障がいのある人への理解を深める場の設定や地域ぐるみの支援体制の構築に努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 障がいを理由とする差別が起こらないために、事業所内での虐待防止や差別解消法に関する研修・啓発に努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
③	人権教育連続セミナー	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	人権推進課
		4	4	4	4	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
③	障がい者理解、差別解消、虐待防止に関する市民や事業者向け人権研修の開催数	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	障がい福祉課
		2	3	4	4	

「日常生活自立支援事業」

判断能力が不十分な人が、地域において安心して暮らせるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理をサポートします。

本市では「こうかあんしんネット事業（甲賀市地域福祉権利擁護事業）」として、社会福祉協議会にて実施しています。

「成年後見制度」

日常的な金銭管理にとどまらないすべての財産管理や福祉施設の入退所など、生活の全般に関する契約等の法律行為を援助することで、判断能力の不十分な人の権利を擁護する制度です。

個々の判断能力や支援の必要な程度に応じて、柔軟かつ弾力的な利用を可能とするため、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類があります。

甲賀圏域（甲賀市・湖南市）では、「成年後見制度利用促進法」に基づき、「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」を令和3年10月に策定しました。中核機関となる甲賀・湖南権利擁護支援センター（NPO法人 ぱんじー）を中心とした地域のネットワークを構築し、誰もがその人らしい生活ができるような支援をめざします。

(3) 情報アクセシビリティの推進

【現状と課題】

日常生活や社会生活において必要とする情報を自ら収集することができるよう情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援は非常に重要です。

近年、パソコンや携帯電話等の情報通信機器や情報伝達技術が進歩し、障がい特性に応じた情報収集やコミュニケーション手段が多様化しています。

本市においては、聴覚や視覚等の障がいにより意思疎通支援が必要な人に対して、手話通訳者・要約筆記者等の派遣や設置、音声訳等の事業を進めてきました。

一方、庁内においても、障がい特性に応じた配慮が十分とは言えません。

今後は、情報の伝達や意思疎通支援について全ての人の意識を高める等、一人ひとりの障がい特性に配慮したよりきめ細やかな情報環境の整備が必要です。



◆計画期間中にめざす姿◆

障がいのある人が必要な情報を受け取り、
発信する環境が整備できている

【施策の方針】

- ① 情報のバリアフリー化の推進【継続】
- ② 障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	情報のバリアフリー化の推進	甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例に基づき、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がい特性に配慮した情報通信機器、サービスの提供の促進や利用しやすい情報の普及等の様々な取り組みを通じて情報のバリアフリー化を推進します。さらに、各相談窓口での情報提供、広報紙の音訳（音訳CD作成、音源のホームページ掲載）や市ホームページの読み上げ機能等アクセシビリティの充実に努めます。	秘書広報課 障がい福祉課	継続
②	障がいのある人の意思疎通支援	自ら意思表示が行えるようコミュニケーション手段の多様性についての配慮や工夫を推進します。 障がいのある人の社会参加を促すため、手話通訳者・要約筆記者等の窓口配置や、派遣事業の周知及び利用促進を図ります。また、手話奉仕員の養成講座や研修を行い、人材の育成と確保に努めます。	障がい福祉課	継続

②	意思疎通支援の充実	障がいのある人のＩＣＴ活用による暮らしの「質」の向上に努めます。 甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例に基づき、障がいのある人がその障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備します。 障がいのある人が、情報を取得・利用、意思を表示し、コミュニケーションを図ることができるよう研修等を開催します。	障がい福祉課	継続
---	-----------	---	--------	----

【市民の取組】

- コミュニケーションの困難さがもたらす障壁（バリア）や、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段があることを理解しましょう。
- 手話サークルや手話講座等を通じて、簡単な手話を覚えましょう。

【地域の取組】

- 障がいのある人に対する理解を深め、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮の提供に努めましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるよう努めます。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値※				担当課
①	ホームページのアクセシビリティ評価（民間調査）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	秘書広報課
		C	C	C	B	

※ 目標値：「A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査」において、全自治体の公共機関サイトの全ファイル解析を行い、アクセシビリティ・ユーザビリティの観点から、サイトの品質を９段階（A～I）で評価されている（Aが一番評価が高い）。



(4) 防災・防犯等の推進

【現状と課題】

近年、各地で災害が発生しており、障がいのある人を含む要配慮者・要支援者への支援の重要性が高まっています。また、防犯に関し、障がいのある人は通常のニーズを満たすことが困難な場合があり、犯罪や事故等の被害に遭う危険性も高くなっています。これらを踏まえ、緊急時における防災対策や、日常における防犯・事故への対策・配慮が必要です。

アンケートでは、災害に関連して、安全な場所までの避難や、周囲の障がいの理解、避難所の設備（トイレ、段差）について不安に感じている人が多く、加えて指定難病や知的障がいのある人は、災害時における介助者の存在や意思伝達にも不安を抱いています。



❖ 計画期間中にめざす姿 ❖

地域全体での防災・防犯に対する取り組みが進み、
緊急時に必要な配慮や支援を受けることができる

【施策の方針】

- ① 災害発生時における障がい特性に応じた支援【継続】
- ② 防犯対策や消費トラブル防止の推進【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	避難行動要支援者支援事業（啓発普及、避難行動要支援者関連情報の整理、訓練等の実施等）の推進	避難行動要支援者同意者名簿を、区長・自治会長、民生委員・児童委員等へ配付するとともに、避難時に必要な支援をまとめる「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」の作成を推進する等、災害発生時の安否確認や避難活動を地域で支援しやすい体制づくりを進めます。	危機管理課 地域共生社会推進課	継続
①	避難所における障がいのある人への配慮	避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障がい者トイレ、スロープ、手すり、通信手段の整備を進めます。また、要支援者が避難生活を過ごす部屋は、感染症対策やプライバシーが確保される等の配慮に努めます。	危機管理課 地域共生社会推進課 障がい福祉課	継続
①	障がいのある人に対する防災啓発・災害時の情報伝達	防災マップ、広報媒体を利用した啓発を行います。また、災害発生時には、甲賀市地域防災計画の災害広報広聴計画により対応に努めます。対象となる人たちへ避難行動要支援者同意者名簿への登録を推進し、出前講座や個別計画策定への支援等を実施します。	危機管理課 地域共生社会推進課 障がい福祉課	継続

②	消費者の保護並びに相談の推進	甲賀市消費生活センターを中心に引き続き消費者トラブルに係る相談窓口の機能強化を図ります。 広報媒体の活用や市民向け講座の開催、若年者への啓発強化等により、悪徳商法等に対する注意喚起や消費者問題に関する啓発活動・消費者教育に努めます。また、障がいのある人にトラブルの未然防止及び対処法等の知識の普及と助言に努めます。	生活環境課	継続
---	----------------	--	-------	----

【市民の取組】

- 日頃から、災害への備え（水、食料品、電源の確保）や自宅の安全対策に努めましょう。
- 身近な避難場所を確認しておきましょう。

【地域の取組】

- 指定緊急避難場所の周知や、地域の中での災害時に支援が必要な人の把握に努めましょう。
- 防犯活動を積極的に進めましょう。
- 不審な人物等を見かけたら、市や警察に連絡し、近所で情報を共有しましょう。

【事業所（福祉関連）の取組】

- 災害発生時の職員体制や援助等のマニュアルの作成を行います。
- 平時から備蓄や情報伝達手順、マニュアル等に基づき避難訓練を行います。

【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	災害時要支援者避難支援計画（個別計画）作成地域（区、自治会数）	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	地域共生社会推進課 危機管理課
		70	80	90	100	

避難行動要支援者同意者名簿

甲賀市地域防災計画に定める高齢者、障がい者などの「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するために、区・自治会長や民生委員・児童委員等へ提供することに、本人の同意を得たうえで市が作成するものです。

避難行動要支援者

次の要件を満たされ、自宅で生活されている人

- ① 高齢者（75歳以上のみの世帯）
- ② 障がい者（身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の所持者）
- ③ 要介護者（要介護3以上の要介護認定者）
- ④ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑤ その他、支援を必要とされている者



I きほんししん
基本指針について

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に即して、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

（ _____ 部分は、第6期や第2期からの変更又は新規の内容。）

(1) きほんりねん
基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成する。

- ・ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ・ 障がい福祉人材の確保・定着
- ・ 障がい者の社会参加を支える取り組み定着

(2) しょうがいふくし ていきょうたいせい かくほ かん きほんてきかんが かた
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、(1)の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- ・ 依存症対策の推進

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の充実・強化
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障がい者等に対する支援
- ・ 協議会の活性化

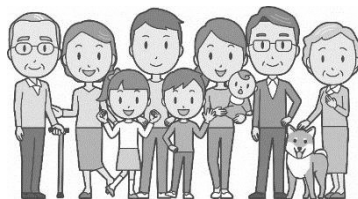
(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・ 障がい児相談支援の提供体制の確保

国の基本指針では、計画策定において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、以下の7点について、令和8年(2026年)度における成果目標を設定することとされています。

- 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3) 地域生活支援の充実
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等
- 5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6) 相談支援体制の充実・強化等
- 7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国が定める目標値】

- 地域移行者数：令和4年(2022年)度末施設入所者数の6%以上
- 入所者数：令和4年(2022年)度末の5%以上削減

【本市の実績と目標値】

表 5-1 本市の実績と目標値

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
施設入所者数	継続	80人	85人	80人
地域生活移行者数	継続	1人	0人	3人
施設入所者の増減数	継続	+2人	0人	-5人
県外入所施設から県内入所施設への移行者数	新規		0人	2人

- 本市の令和4年(2022年)度末の施設入所者数は85人でした。毎年退所者はいるものの地域移行ではありません。また待機者の入所により入所者の削減には至っていません。入居者の重症化、高齢化が進む中、地域生活移行は難しい状況にあります。
- 国は施設入所者の地域移行を推進していますが、施設入所者の重度化、高齢化により、在宅生活支援を行う家族の不在、長期入所によるQOL（生活の質）の維持、受け皿が整備されていない中で既存の資源活用だけでは不十分であり地域移行は難しい状況にあります。
- 施設入所者の状況把握に努め、自宅やグループホーム等への地域移行の可能性について検証し、福祉サービスの機能強化や柔軟に受け入れられる体制づくり、地域移行を進めていきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●精神障がいのある人のサービス利用者数

表 5-2 本市の実績と目標値：精神障がいのある人のサービス利用者数

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
地域移行支援の利用者数	継続	1人	0人	1人
地域定着支援の利用者数	継続	1人	0人	1人
共同生活援助の利用者数	継続	25人	16人	25人
自立生活援助の利用者数	継続	5人	0人	5人
自立訓練(生活訓練)の利用者数	新規		10人	15人

●保健、医療、福祉関係者による協議の場

表 5-3 本市の実績と目標値：保健、医療、福祉関係者による協議の場

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
協議の場の設置	継続	甲賀圏域で 1箇所設置	甲賀圏域で 1箇所設置	甲賀圏域で 1箇所設置
開催回数	継続	1回	2回	2回
参加人数	継続	20人	8人	20人
	保健	継続	2人	2人
	医療(精神科)	継続	1人	2人
	医療(精神科以外の医療機関)	継続	1人	0人
	福祉	継続	10人	0人
	介護	継続	2人	0人
	当事者	継続	2人	2人
	家族	継続	2人	2人
目標設定及び評価の実施回数		継続	1回	1回

- 精神障がいのある人のサービス利用は増加傾向にあります。

協議の場については、甲賀地域障害児・者サービス調整会議を活用し、圏域で1箇所設置しました。

保健・医療の関係機関や専門職との連携や専門的な研修等に参加していきます。

(3) 地域生活支援の充実

【国が定める目標値】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

【本市の実績と目標値】

表 5-4 本市の実績と目標値

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
地域生活支援拠点等の設置箇所数(圏域)	継続		4箇所	4箇所
コーディネーター(拠点マネージャー)の配置人数	追加		4人	4人
地域生活支援拠点等の登録事業者数	追加		35箇所	40箇所
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討の実施回数	追加		12回	12回
強度行動障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	新規		未整備	整備済み

- 障がいのある人の高齢化、重度化、親亡き後を見据え、甲賀圏域の既存の事業所の体制を活かし、相談、緊急時の受入れ体制、体験の場、人材育成、地域づくりの5つの機能を強化するため令和2年(2020年)度に「面的整備型」の地域生活支援拠点等の整備を行いました。
- 甲賀市では、特定の事業所による集中支援ではなく、地域の事業者が機能を分担して、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを4つの委託相談支援センターを中心に推進していきます。
また、住み慣れた地域での暮らしを推進するために、圏域を活用した面的体制と市内地域の実情に合わせた支援体制の検討を進めます。
- 健康状態等の急変や、日常生活を支えている家族等に何かあったときなど、24時間・緊急時の対応ができる体制づくりを進めます。
 - ✓ 緊急時のマネジメントを行うための相談支援体制の充実
 - ✓ 緊急時に分担して支援を担えるような協力体制の構築(所属を超えた連携強化)
 - ✓ 緊急時の受け皿となる社会資源の充実(短期入所やナイトケアだけでなく、通所施設やグループホームなどの活用方法を模索)
 - ✓ 既存のサービスの活用に加え、障害福祉サービス事業所職員の人的支援(市単独補助)を行い、緊急時支援や受入れ体制の整備を行います。
- 一人暮らしやグループホームなど地域生活に移行するための体験の場の創出を検討します。
- これらの新たな支援を行う福祉人材確保に向けた取り組みを進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国が定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和3年(2021年)度実績の1.28倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年(2021年)度末実績の1.41倍以上

【本市の実績と目標値】

表 5-5 本市の実績と目標値

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
一般就労への移行者数	継続	10人以上	4人	20人以上
就労移行支援事業	継続	7人	2人	10人
就労継続支援A型		2人	2人	8人
就労継続支援B型		1人	0人	2人
就労定着支援事業の利用者数	追加		5人	10人
地域就労支援ネットワーク強化、雇用・福祉等の関係機関が連携した支援体制構築推進のための協議会(就労部会)開催回数	新規		2回	2回

- 本市の令和3年(2021年)度の一般就労移行者数は6人、就労定着支援事業の利用者数は4人でした。

福祉施設から一般就労への流れを促進するためには、労働施策だけではなく福祉施策としての就労移行支援事業が大きな役割を果たしています。

令和6年(2024年)4月には民間企業の法定雇用率が2.5%(変更前2.3%)に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も従業員40.0人(変更前43.5人)以上に拡大されることから、一般就労に向けた取り組み強化が重要です。

国が定める目標数値を設定し、一般企業の就労の推進を進めていくとともに、就労定着できるよう余暇の過ごしや緊急時の相談体制の整備についても進めていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国が定める目標値】

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

【本市の実績と目標値】

表 5-6 本市の実績と目標値

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
児童発達支援センターの設置	継続	1箇所	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援事業所	追加		1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	継続	1箇所	1箇所	1箇所

- 本市の児童発達支援センターについては、国の指針に基づき令和3年(2021年)4月に開所しました。

重症心身障がい児対応の放課後等デイサービス事業所は、平成31年(2019年)4月から開所し、医療的ケアが必要な児童の受け入れも行っています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の重症心身障害児・者対策部会に位置づけ、推進・検討していきます。

発達障がい者等に対する支援

【本市の実績と目標値】

表 5-7 本市の実績と目標値

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
支援プログラム等の受講者数	継続	年間 30人	年間 3人	年間 30人
ペアレントメンターの人数	継続	年間 3人	年間 1人	年間 5人
ピアサポート活動への参加人数	継続	年間 5人	年間 0人	年間 20人

- ペアレントトレーニングは、親の養育スキルの向上やストレスの軽減、こどもの社会適応能力の獲得、問題行動の改善に期待ができます。

本市においても発達障がいのある児童の保護者学習会を行っており、保護者の発達障がいへの理解促進、育児への指導助言を行うことで家庭児童支援の充実に努めています。また、実際に発達障がいのある児童を育児しているペアレントメンターの育成、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等が支えあうピアサポートにも活動を広げていくよう努めています。

※・ペアレントトレーニング

子育てにストレスや悩みを抱えている親子を支援する方法

- ・ペアレントプログラム

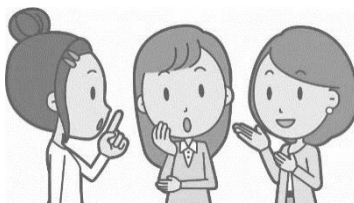
親がこどもの問題行動のパターンや心理を理解・分析し、適切な対応を取ることに
よって問題行動を減らすことができるという親子の対処プログラム

- ・ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

- ・ピアサポート

同じような立場の人によるサポート



(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国が定める目標値】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

【本市の実績と目標値】

表 5-8 本市の実績と目標値

				第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年 (2026年)度)
				目標値	実績値 (見込)	目標値
基幹相談支援センター設置の有無		新規			有	有
基幹相談支援センター による地域の 相談支援 体制の強化	地域の相談支援事業所 に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	継続		約 250 件 (圏域)	331 件 (圏域)	約 350 件 (圏域)
	地域の相談支援事業所 の人材育成支援件数	継続		研修会 20 回 (圏域)	研修会 9 回 (圏域)	研修会 20 回 (圏域)
	地域の相談機関との連 携強化の取り組みの実 施回数	継続		5 回	9 回	10 回
	個別事例の支援内容の 検証の実施回数	新規			100 回	100 回
	主任相談支援専門員の 配置数	新規			1 人	1 人
自立支援協 議会におけ る個別事例 の検討を通 じた地域の サービス基 盤の開発・改 善	相談支援事業 所の参画によ る事例検討	実施回 数	新規		6 回	6 回
					180 延件	180 延件
	専門部会	設置数			7 部会	7 部会
		実施回 数			21 回	21 回

- 相談支援専門員が業務に専念できる体制づくり、また、より専門的な支援について、関係機関と連携し個別ニーズに対応した体制づくりに努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【国が定める目標値】

●サービスの質向上のための体制を構築

【本市の実績と目標値】

表 5-9 本市の実績と目標値

		第6期計画 (令和5年(2023年)度)		第7期計画 (令和8年(2026年)度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件	追加		331件 (圏域)	約350件
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	継続	2人	2人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	継続	1回	3回	3回

- 県が主催する研修会等に、情報交換・共有、サービスの質の向上を図るため参加します。
また、福祉サービス利用者が年々増加している中、給付費の審査から、より効果的・効率的な実施のための適正給付に努めます。



成果目標の達成のため、国の基準指針に示された活動指標やサービス利用の過年度実績などを踏まえて、各障害福祉サービス等の当期見込み量とその確保の方策を示します。

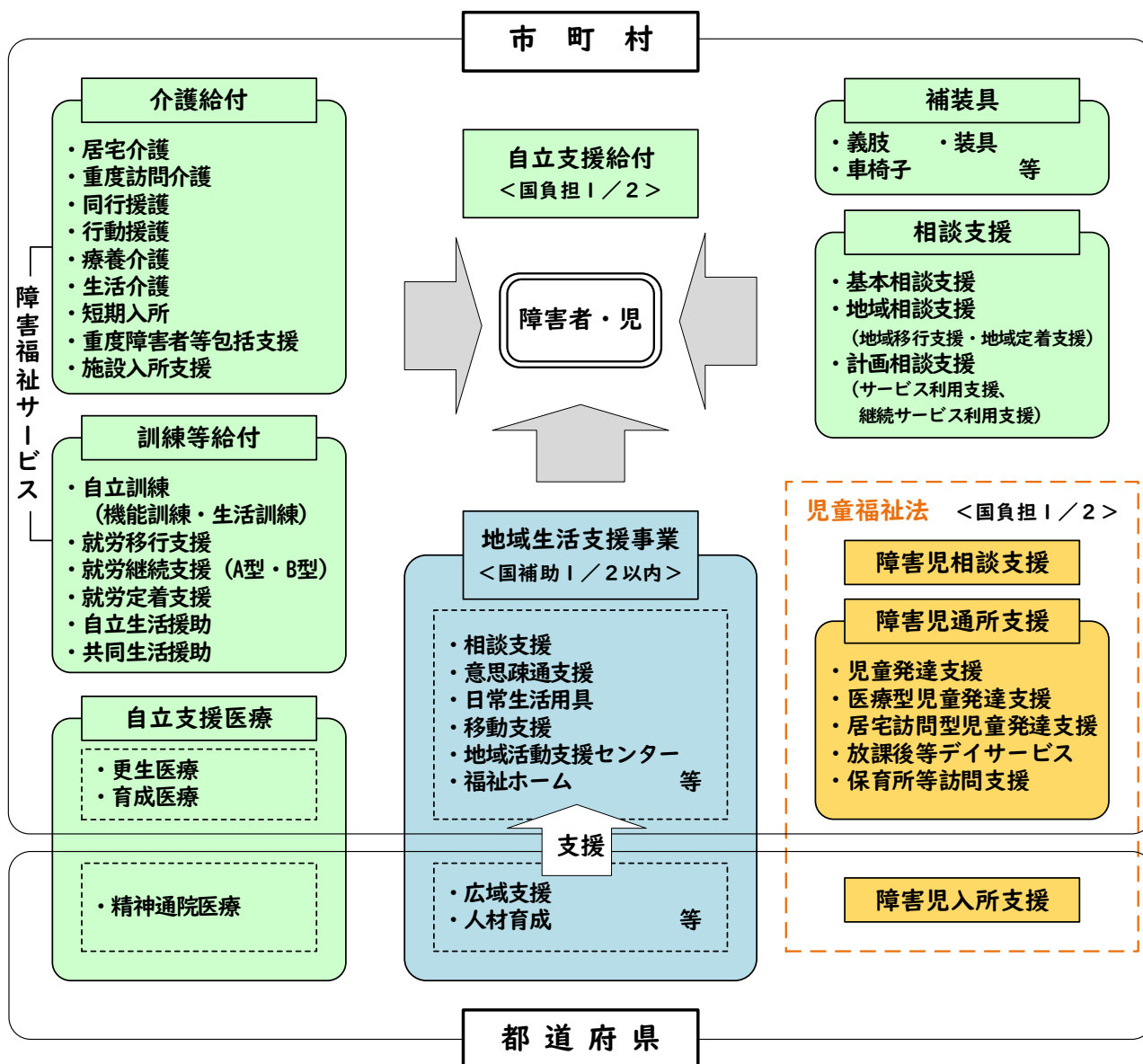


図 5-1 障害者総合支援法等における給付・事業

(1) 自立支援給付の利用見込みと確保方策

各年度の福祉サービスや相談支援に関する利用見込み量とその確保のための方策は、次のとおりです。

【介護給付】

○訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

《サービスの説明》

居宅で生活されている人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分1以上で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の支援が必要な人

②重度訪問介護

《サービスの説明》

居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、外出時における移動支援等を総合的にを行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている、重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある人、若しくは精神障がいのある人で、居宅における食事、排せつ等の介護、家事、並びに移動中の支援等、総合的に介護が必要な人

③同行援護

《サービスの説明》

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

《サービス利用対象者》

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人

④行動援護

《サービスの説明》

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分3以上で、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人又は精神障がいのある人であって、危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護等、行動に伴う支援が必要な人

⑤重度障害者等包括支援

《サービスの説明》

寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとて高い人に、重度訪問介護など複数のサービスを包括的にを行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分6で常時介護を要する障がいのある人であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある身体、知的、精神障がいのある人で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的に必要とする人

【現状と課題】

- ・居宅介護、重度訪問介護の利用はほぼ横ばいの状況にあり、同行援護、行動援護はわずかに利用者数が増加しています。一方で、重度障害者等包括支援は、計画期間中の利用者がありません。
- ・居宅介護では、医療的ケアを必要とする場合の受け入れの課題や、今後、障がいのある人やその家族の高齢化が進むことにより、緊急時の受け入れ対応が必要となることから、引き続き人材の確保が必要です。

【実績と見込み】

表 5-10 実績と見込み：居宅介護

居宅介護	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均総利用時間	時間／月	1,279	1,187	1,300	1,340	1,380	1,420
月平均実利用者数	人／月	106	99	130	134	138	142
年度末の 市内の事業所数	箇所	8	9	9	10	10	10

表 5-11 実績と見込み：重度訪問介護

重度訪問介護	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均総利用時間	時間／月	1	1	2	10	20	30
月平均実利用者数	人／月	1	1	2	3	4	5
年度末の 市内の事業所数	箇所	3	3	4	4	4	4

表 5-12 実績と見込み：同行援護

同行援護	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
月平均総利用時間	時間／月	236	271	300	345	390	450
月平均実利用者数	人／月	21	21	20	23	26	30
年度末の 市内の事業所数	箇所	5	6	5	6	6	6

表 5-13 実績と見込み：行動援護

行動援護	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
月平均総利用時間	時間／月	93	139	195	252	260	268
月平均実利用者数	人／月	13	15	15	21	22	23
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	2	2

表 5-14 実績と見込み：重度障害者等包括支援

重度障害者等 包括支援	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
月平均総利用時間	時間／月	0	0	0	0	0	0
月平均実利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

- ・今後も障がいのある人の高齢化が進むことから、居宅介護のニーズは高まることを想定して見込み量の増加を定めています。
- ・本市では、身体障がいのある人がわずかに減少し、その一方で知的障がい、精神障がいのある人が増加している傾向にあります。そのため、近年、利用時間が減少した行動援護においても、今後その利用者が増えることを想定しています。
- ・重度障害者等包括支援は、現在利用者がおらず、市内にサービスを提供する事業所はありませんが、引き続き、事業所に対する情報提供により、事業所の開拓を図ります。
- ・サービスを提供する事業所間で、情報交換の場が少ないことへの指摘が多く、研修や協議の機会を設けることを検討します。
- ・強度行動障がいや医療的ケアを必要とする方を支える訪問系サービスの充実（事業所増や人材の確保）を図ります。

⑥短期入所（ショートステイ）

《サービスの説明》

居宅で介護を行う者の疾病やその他の理由により、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他必要な日常生活の支援を行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分1以上で、介護者の病気等により一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする人

【現状と課題】

- ・介護者の高齢化等、サービスの重要性が高まっています。
- ・知的障がい、精神障がいの短期入所事業所が不足しています。

【実績と見込み】

表 5-15 実績と見込み：短期入所（福祉型）（ショートステイ）

短期入所（福祉型） （ショートステイ）	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均総利用件数	件／月	55	87	92	96	103	109
月平均実利用者数	人／月	9	9	23	25	28	31
年度末の 市内の事業所数	箇所	4	6	6	6	6	7

表 5-16 実績と見込み：短期入所（医療型）（ショートステイ）

短期入所（医療型） （ショートステイ）	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均総利用件数	件／月	46	34	34	36	38	40
月平均実利用者数	人／月	10	8	13	13	13	21
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・今後介護者の高齢化等、夜間や緊急時の受け入れ対応が必要となることも鑑み、サービスの重要性が高まっていることから、利用者が増加することを見込んでいます。
- ・グループホームと短期入所の多機能型事業所の開設に努めます。
- ・医療的ケアを必要とする人等も含めて、多様な障がいの特性に対応し、利用者が安心してサービスを利用できるように、関係機関との連携体制の構築に努めます。

○日中活動系サービス

①生活介護

《サービスの説明》

常時介護を必要とする人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人

1. 障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）
2. 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

②療養介護

《サービスの説明》

医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。

《サービス利用対象者》

病院等への長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がいのある人で障害支援区分5以上の人

【現状と課題】

- ・高齢化等による重症化などにも対応できる体制づくりが必要です。
- ・強度行動障がいのある方への対応等、需要は高まり続けています。

【実績と見込み】

表 5-17 実績と見込み：生活介護

生活介護	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用件数	件／月	4,133	3,833	3,820	3,910	4,000	4,100
月平均実利用者数	人／月	231	213	210	220	230	240
年度末の 市内の事業所数	箇所	8	8	8	9	9	10
基準該当サービス生活介護事業所数	箇所	2	2	2	2	2	3

※ 基準該当サービス生活介護事業所：介護保険の通所施設を利用し、障がいの生活介護を行う事業所で市の指定を受けた事業所のこと。

表 5-18 実績と見込み：療養介護

療養介護	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均実利用者数	人／月	17	17	17	18	18	18
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・常時介護を必要とする人が、本人の意思に基づき、地域での生活を送ることができるように、引き続きサービスの提供が必要であり、今後も利用者が増加することを想定して見込み量を定めています。
- ・強度行動障がいの対象者が増加傾向にあり、活動場所の確保に努めます。
- ・療養介護については、今後も一定の利用ニーズが生じると見込んでいます。

○居住系サービス

①施設入所支援

「サービスの説明」 施設入所する人に、夜間や休日における食事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行います。 「サービス利用対象者」 1. 生活介護利用者で、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上） 2. 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所が困難な人
--

【現状と課題】

- ・国は引き続き、施設入所者の地域移行を推進していますが、現在の施設入所者が既に高齢であり、在宅生活を支援する家族の不在等により、地域移行が難しい状況にあります。
- ・令和4年(2022年)度末時点で、施設入所の待機者として、身体障がい者15人、知的障がい者5人、重度心身障がい者が5人います。
- ・高齢化や障がいの重度化により、医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、その対応にあたる看護師や職員の配置・確保が困難となっているため、人材の確保への支援が求められています。

【実績と見込み】

表 5-19 実績と見込み：施設入所支援

施設入所支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均実利用者数	人／月	86	80	84	83	82	80
年度末の 市内の事業所数	箇所	3	3	3	3	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・施設入所支援は国が目標として入所者数の削減を定めておりますが、現在の入所者数を維持することを見込み量として定め、事業所定員の空き状況を把握し、必要な人が利用できるよう努めていきます。
- ・施設入所者の状況把握に努め、自宅やグループホーム等への地域移行の可能性について甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）等において検証していきます。

【訓練等給付】

○日中活動系サービス

①自立訓練（機能訓練）

《サービスの説明》

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》

地域で生活するため、身体機能・生活能力の維持・向上等、一定の支援が必要な身体に障がいのある人

②自立訓練（生活訓練）

《サービスの説明》

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上等のために食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》

地域で生活するため、生活能力の維持・向上等、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人

③就労移行支援

《サービスの説明》

就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

1. 一般就労を希望する人で、単独では就労困難なため就労に必要な支援が必要な65歳未満の人
2. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

④就労定着支援

《サービスの説明》

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

《サービス利用対象者》

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

⑤就労継続支援 A 型

《サービスの説明》

企業等に就労することが困難な者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の人で、

1. 就労移行支援を利用した後、又は特別支援学校を卒業後、就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人
2. 就労経験があり、現に雇用関係がない人

⑥就労継続支援 B 型

《サービスの説明》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き雇用されることが困難となった者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

1. 就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人
2. 就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、B型の利用が適当と判断された人
3. 50歳に達している方、又は障害基礎年金Ⅰ級受給者
4. 入所中で市町が適当とした人

⑦就労選択支援【新規】

《サービスの説明》

就労系障害福祉サービスや一般就労につなげるために、ハローワークや市町村などの関係機関と連携して、障がい者の希望や能力に合った仕事を探す支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

1. 障害者手帳を持っているか、障害者手帳の交付を受ける見込みがある人
2. 就労系障害福祉サービス（就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、就労定着支援、共同生活援助など）を利用する意向がある人
3. 一般就労に向けて、自分の希望や能力に合った仕事を探したい人

【現状と課題】

- ・ 自立訓練、就労移行支援事業、就労継続支援A型とも利用は増加しています。
- ・ 平成23年(2011年)度から始まった「福祉事業所合同説明会（以下、説明会）」は、進路指導を行う上で欠かせない過程の一つとして定着しています。今年度は特別支援学校の保護者や関係者200名弱の参加があり、参加者アンケートから「進路選択の拡がり」や「通所事業所の理念・活動の理解」などに繋がっていることが伺えました。その一方で、希望の進路先が「定員超過」「送迎課題」などによって利用できないというケースもあります。

【実績と見込み】

表 5-20 実績と見込み：自立訓練（機能訓練）

自立訓練 （機能訓練）	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用件数	件／月	9	20	23	23	23	23
月平均実利用者数	人／月	1	1	1	1	1	1
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

表 5-21 実績と見込み：自立訓練（生活訓練）

自立訓練 （生活訓練）	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用件数	件／月	95	135	140	140	140	140
月平均実利用者数	人／月	12	14	14	14	14	14
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

表 5-22 実績と見込み：就労移行支援

就労移行支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用件数	件／月	233	258	300	350	400	440
月平均実利用者数	人／月	14	18	27	30	33	36
年度末の 市内の事業所数	箇所	2	3	2	3	3	3
年間実利用人数	人／年	25	42	42	45	48	51

表 5-23 実績と見込み：就労定着支援

就労定着支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	人／年	4	5	5	6	7	8
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	1	1

表 5-24 実績と見込み：就労継続支援 A 型

就労継続支援 A 型	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
月平均延利用件数	件／月	1,487	1,550	1,600	1,740	1,780	1,820
月平均実利用者数	人／月	78	80	80	87	89	91
年度末の 市内の事業所数	箇所	4	5	5	5	6	6

表 5-25 実績と見込み：就労継続支援 B 型

就労継続支援 B 型	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
月平均延利用件数	件／月	4,443	4,049	4,100	4,223	4,350	4,480
月平均実利用者数	人／月	269	251	250	260	268	276
年度末の 市内の事業所数	箇所	13	13	14	14	14	14

表 5-26 実績と見込み：就労選択支援

就労選択支援	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
月平均延利用件数	件／月					15	15
月平均実利用者数	人／月					5	5
年度末の 市内の事業所数	箇所					0	1

【見込み量の確保方策】

- ・自立訓練は、今後も一定のニーズがあることを見込むとともに、訓練を必要とする障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、サービス事業所への情報提供とサービスの調整を行います。
- ・就労移行支援は、利用が増加傾向にあり、就労継続支援においても知的障がいのある人や精神障がいのある人の人数の増加に合わせた利用増を見込んでいます。
- ・障がいのある人の就労意欲を醸成し、就労移行支援や就労継続支援による福祉的就労の質・量両面での充実を図りながら、一般就労への移行を促進します。
- ・引き続き、市内の一般企業に対し、「障がい理解の促進」として「出会う」機会の創出とその評価の見直しを求める啓発活動を行い、障がいのある人の様々な働きたい想いに応えるために、多様な働く場の創出に努めます。
- ・行動点数が高い方の進路希望が叶えられるよう、必要な環境整備や人材の確保に努めます。
- ・就労をされた方々を支える福祉側の支え手の確保に努めます。
- ・甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）での協議結果として課題が抽出されたものを解決するための具体的な取り組みを進めていきます。
- ・知的障がいを伴わない発達特性を持つ方の就労支援に努めます。

○居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

《サービスの説明》

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

《サービス利用対象者》

身体障がいのある人（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る）、知的障がいのある人及び精神障がいのある人

②自立生活援助

《サービスの説明》

入所施設やグループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する障がいのある人等を対象に、居宅における自立した生活を送るうえでの困りごとについて、定期的な訪問、又は随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

《サービス利用対象者》

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等（既に地域で一人暮らしをしていて支援が必要な人、障がい、疾病などのある家族と同居していて一人暮らしを希望する人も含む）

【現状と課題】

- ・障がいのある人の地域での生活の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）のニーズは高く、今後も利用が増加することが見込まれます。本市内では、令和3年(2021年)度に新たに1箇所のグループホームを整備し、市内の事業所は35箇所となっています。
- ・平成30年(2018年)度から創設された自立生活援助は現状においては、利用者はいません。

【実績と見込み】

表 5-27 実績と見込み：共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助 (グループホーム)	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給決定者数	人／年	117	108	115	115	115	117
年間実利用者数	人／年	173	171	165	165	168	170
うち市内実利用者数	人／年	72	76	72	73	74	75
定員数	人	192	192	190	193	195	200
現員者数	人	164	167	162	165	168	170
年度末の 市内の事業所数	箇所	35	35	35	35	35	37

表 5-28 実績と見込み：自立生活援助

自立生活援助	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
年間実利用者数	人／年	0	0	0	0	0	5
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	1

【見込み量の確保方策】

- ・主たる介護者の高齢化に伴う介護力の低下や在宅高齢障がい者について、リスクのある対象者を事前に把握し、緊急時対応や自宅で暮らすことが難しくなった場合、自宅以外での暮らしの見通しについて計画的に備えていきます。
- ・共同生活援助（グループホーム）の整備に関しては、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）等を通じて、実情などの把握や協議を進め、サービス量の確保に努めます。
- ・強度行動障がいを持つ人を共同生活援助（グループホーム）で受け止めるには、住環境整備はもちろんのこと強度行動障がい支援のスキルを持つ職員の配置などが必須となり、これらの環境整備を検討します。
- ・自立生活援助は、現在、市内に事業所がなく、今後の利用希望に応じて対応を検討します。

【相談支援（サービス利用計画）】

①計画相談支援

《サービスの説明》

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

《サービス利用対象者》

障害福祉サービスを申請した障がいのある人又は児童

②地域移行支援

《サービスの説明》

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

《サービス利用対象者》

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人（1年以上の入院者が原則）等で、退所・退院して地域で生活するにあたり支援が必要な人

③地域定着支援

《サービスの説明》

入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

《サービス利用対象者》

居宅において単身で生活する障がいのある人、又は居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がいのある人で、常時の連絡体制の確保が必要な人

【現状と課題】

- ・相談支援機関（相談支援事業所、働き暮らし応援センター、権利擁護センター等）による相互の情報交換及び共有、また相談支援の課題の顕在化や解決に向け取り組んでいます。
- ・計画相談支援事業の利用により、本人の意向に基づいたサービスや量の検討がなされることで、適切なサービス利用につながってきています。計画相談支援の利用は年々増加しており、その一方で、事業所、人材の不足により一人ひとりの個別的な対応の難しさや相談員の負担の大きさが課題となっています。
- ・ケース照会の際、情報量が少ないなど相談支援事業所との連携が課題となっています。
- ・地域定着支援、地域移行支援とも現在利用者がいない状況です。

【実績と見込み】

表 5-29 実績と見込み：計画相談支援

計画相談支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均実利用者数	人／月	163	158	160	170	180	190
年度末の 市内の事業所数	箇所	10	10	10	12	12	12

表 5-30 実績と見込み：相談支援専門員の専任者数

相談支援専門員の 専任者数	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
専任者数	人／年	6	8	8	10	10	10
年度末の 市内の事業所数	箇所	10	10	10	12	12	12

表 5-31 実績と見込み：地域移行支援

地域移行支援	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
年間実利用者数	人／年	0	0	0	1	1	1
年度末の 市内の事業所数	箇所	3	3	3	4	4	4

表 5-32 実績と見込み：地域定着支援

地域定着支援	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
年間実利用者数	人／年	0	0	1	1	1	1
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	2	2	2

【見込み量の確保方策】

- ・計画相談支援は、今後も障がいのある人の増加に伴い、サービス利用者が増加することを見込んでいます。
- ・相談支援専門員の増加に向けて、引き続き、相談支援専門員養成研修の受講を事業所に働きかけるとともに、指定特定相談支援事業所の新規開設に向けて、未開設法人に対し、働きかけを行い、相談支援に従事する人材の確保に努めます。
- ・委託相談支援が本来業務に集中できる体制づくりに努めます。
- ・初期相談の段階で適切にニーズ整理とアセスメントを実施して、引継ぎ等を行うように、市のケースワークの充実・強化を図ります。
- ・利用者の自己実現、自己選択を原則とし、「制度・サービスに利用者が合わせていく」のではなく、「利用者に制度・サービスが合わせていく」ことを念頭に、個々が置かれている状況を勘案したサービス支給量の提供に努めます。
- ・障がい児のセルフプランの方が増えてきており、対策を検討していきます。

＜参考＞：障害児相談支援事業 令和4年度セルフプラン率 13.2%

- ・地域移行支援及び地域定着支援は、今後、一定のニーズがあることを見込みます。



(2) 地域生活支援事業の利用見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業です。

①理解促進研修・啓発事業

「サービスの説明」

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【現状と課題】

- ・障がいのある人への理解を深める研修会及びイベント、ホームページ等による啓発を行っています。

【実績と見込み】

表 5-33 実績と見込み：理解促進・啓発事業

理解促進・啓発事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の確保方策】

- ・今後も引き続き、理解促進・啓発事業を継続します。
- ・市の広報紙やホームページで関連記事の記載など障がい理解の啓発を継続していきます。

②自発的活動支援事業

「サービスの説明」

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ボランティア活動等）を支援します。

【現状と課題】

- ・障がい者団体や家族会が自主的に取り組む活動を支援しています。

【実績と見込み】

表 5-34 実績と見込み：自発的活動支援事業

自発的活動支援事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の確保方策】

- ・障がいのある人の団体や家族会の取り組みに対し、活動補助を継続的に行っていきます。

③相談支援事業

《サービスの説明》

障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【現状と課題】

- ・障害者相談支援事業は、甲賀圏域で4箇所（市内2法人、市外2法人）に委託して実施していますが、計画相談支援と併設して実施しているため、業務過多の状況が継続しています。
そのため、新規の相談の対応が十分にできない現状があります。
- ・基幹相談支援センターにおいて、新規事業所のフォローアップ体制の確保や相談支援専門員の人材育成やバックアップ支援等を行っています。

【実績と見込み】

表 5-35 実績と見込み：障害者相談支援事業

障害者相談支援事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数（圏域実施数）	4	4	4	4	4	4
設置数（市単独実施数）	0	2	2	2	2	2

表 5-36 実績と見込み：基幹相談支援センター

基幹相談支援センター	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

表 5-37 実績と見込み：市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

表 5-38 実績と見込み：住居入居等支援事業（居住サポート事業）

住居入居等支援事業 (居住サポート事業)	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

※圏域：甲賀圏域（甲賀市・湖南市）

【見込み量の確保方策】

- ・本市では、湖南市との圏域事業として、社会福祉法人等に委託して実施します。
- ・相談支援事業所の委託事業所の増設を進めます。
- ・指定相談支援事業所の新規参入を進め、計画相談支援事業を併設している相談支援事業所から、計画的なケース移管を基幹相談支援センターと連携し進め、相談支援事業所の受入れ体制の確保を進めます。
- ・障がいのある高齢者の支援について、介護分野の支援者との交流の機会を確保していくために、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）等と連携していきます。
- ・居住サポート事業は引き続き実施し、事業の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

「サービスの説明」

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用の支援を行います。

【現状と課題】

- ・成年後見制度は近年わずかに利用が伸びており、今後も制度の周知・啓発を行うことにより、制度利用が進むことが見込まれます。

【実績と見込み】

表 5-39 実績と見込み：成年後見制度利用支援事業

成年後見制度 利用支援事業	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
実利用者数	人／年	6	12	14	16	18	20

【見込み量の確保方策】

- ・成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、利用しやすい体制を整備しています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

「サービスの説明」

成年後見制度における法人後見活動の安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【現状と課題】

- ・甲賀・湖南権利擁護支援センター（NPO法人ぱんじー）が、制度に関する相談や活用の支援を行っています。成年後見制度を利用して、判断能力が十分でなくなった人が、その人らしく安心して暮らせるように、本人の権利を守り、生活を支援しています。
- ・制度の啓発・周知を進めることで、今後の利用者が増加することが見込まれるため、人材の確保についての検討が必要です。
- ・甲賀圏域の後見の受任者が不足しており、市民後見の活用についての協議が必要です。

【実績と見込み】

表 5-40 実績と見込み：成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見 支援事業	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

※圏域：甲賀圏域（甲賀市・湖南市）

【見込み量の確保方策】

- ・第 2 次甲賀市地域福祉計画と整合を図りながら取り組みを進めます。
- ・今後増加が見込まれる相談等に対応できるよう、人員体制の確保・充実に努めます。
- ・後見の受任者不足を解消するため、市民後見人の育成に努めます。

⑥意思疎通支援事業

《サービスの説明》

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の者との意思疎通を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進を行います。

【現状と課題】

- ・近年、利用件数がやや減少しています。
- ・市の窓口到手話通訳者を 2 名配置しています。
- ・市が取り組む、講演やイベント等において手話通訳や要約筆記を行う人を派遣しています。

【実績と見込み】

表 5-41 実績と見込み：手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
実利用件数	件／年	300	319	300	400	400	400

表 5-42 実績と見込み：手話通訳者設置事業

手話通訳者 設置事業	単位	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（計画）		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度) (見込)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
実設置者数	人	2	2	2	3	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・身体障がいのある人はやや減少傾向にありますが、今後も社会参加を促すにあたり、コミュニケーションは重要であることから、これまでと同程度のニーズがあることを見込みます。
- ・緊急時にも対応ができるよう、人員体制の確保・充実に努めます。
- ・市単独の手話通訳者の登録派遣制度を活用し、一層の確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

「サービスの説明」

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【現状と課題】

- ・すべての用具において大きな増減はなく、ほぼ横ばい状態となっています。

【実績と見込み】

表 5-43 実績と見込み：給付等件数

給付等件数	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件／年	2	2	4	4	4	4
自立生活支援用具	件／年	2	15	15	15	16	17
在宅療養等支援用具	件／年	5	8	15	20	21	23
情報・意思疎通支援用具	件／年	48	41	50	55	57	60
排泄管理支援用具	件／年	2,044	1,961	2,000	2,010	2,010	2,010
居宅生活動作補助用具	件／年	0	0	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・身体状況に合わせた適切な日常生活用具の選定と給付ができるように努めます。
- ・身体障害者手帳交付時等、日常生活用具に関する情報提供を行い利用の促進に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

「サービスの説明」

聴覚障がい者に対する理解を深め、手話で会話ができる市民を増やすことにより、聴覚障がい者が自由に参加できる社会の実現をめざして、手話奉仕員養成講座を行います。

【現状と課題】

- ・手話奉仕員養成講座を対象者のレベルに合わせて入門編と基礎編を1年おきに開催しています。
- ・令和4年度にはフォローアップ講座を、令和5年度からはステップアップ講座を新設し、技術の定着強化にも力を入れて取り組んでいます。

【実績と見込み】

表 5-44 実績と見込み：手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員 養成研修事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実修了者数	人	16	39	34	40	40	40

【見込み量の確保方策】

- ・継続的に手話奉仕員等を養成し、手話で会話ができる人材の確保に努めます。

⑨移動支援事業

＜サービスの説明＞

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

【現状と課題】

- ・利用者数はやや減少していますが、外出のための支援だけでなく、宿泊の短期入所（ショートステイ）を利用されている人の送迎等、様々な場面で活用されています。

【実績と見込み】

表 5-45 実績と見込み：移動支援事業

移動支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延利用時間数	時間／年	1,295	1,155	1,516	1,600	1,600	1,600
実利用者数	人／年	37	31	27	50	50	50
市内の事業所数	箇所	2	2	3	3	3	4

【見込み量の確保方策】

- ・サービスの活用や、社会参加の促進に向けて、利用が増加することを見込みます。
- ・利用者のニーズと事業の現状や課題を把握し、サービス提供の柔軟な体制整備とサービス量の確保に努めます。
- ・移動支援事業への新規参入を促す取り組みに努めます。

⑩地域活動支援センター事業

＜サービスの説明＞

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

1. 地域活動支援センターⅠ型（利用人数：1日当たりの実利用人員は概ね20名以上）
専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
2. 地域活動支援センターⅡ型（利用人数：1日当たりの実利用人員は概ね15名以上）
地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
3. 地域活動支援センターⅢ型（利用人数：1日当たりの実利用人員は概ね10名以上）
Ⅱ型と事業内容は同じ。利用人数によりⅡ型とⅢ型を区分します。

【現状と課題】

- ・甲賀圏域（甲賀市・湖南市）においては、Ⅰ型の事業を2箇所（内市内1箇所）、Ⅱ型の事業を1箇所（市外）委託実施しています。

【実績と見込み】

表 5-46 実績と見込み：地域活動支援センター事業

地域活動支援 センター事業		単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
Ⅰ型 事業所数	甲賀市	箇所	1	1	1	1	1	1
	湖南市	箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅱ型 事業所数	甲賀市	箇所	0	0	0	1	1	1
	湖南市	箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅲ型 事業所数	甲賀市	箇所	0	0	0	0	0	0
	湖南市	箇所	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

- ・各機能を備えたセンターを通じて、今後も障がいの特性に合わせた活動を進めるとともに、地域において自立した日常生活や社会生活を営むための創作・生産活動等の場所を提供することで、支援体制の充実に努めます。



⑪日中一時支援事業

《サービスの説明》

障がいのある人の家族の就労支援や、障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的に休息できるよう、日中における活動の場を確保する事業を行います。

【現状と課題】

- ・保護者の就労支援や休息を目的にした事業ですが、市内に3箇所と少ない現状です。就学後及び日中活動終了後の時間を過ごすための場所としての保護者のニーズは高くなっています。サービス利用希望者は年々増加傾向にあります。
- ・日中一時支援事業への新規参入を促す取り組みに努めます。

【実績と見込み】

表 5-47 実績と見込み：日中一時支援事業

日中一時支援事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	人／年	46	56	59	70	75	80
年度末の市内の事業所数	箇所	3	3	3	3	3	4

【見込み量の確保方策】

- ・サービスの利用にあたっての運用基準の見直しに基づき事業所に説明を行ない、新規事業所の開拓に努めます。
- ・利用者の特性や家族の状況等を考慮し、柔軟な運用を検討していきます。

⑫福祉ホーム事業

《サービスの説明》

居宅で生活することが困難な身体障がいのある人が、低額な料金で居室等の設備を利用する事業を行います。

【実績と見込み】

表 5-48 実績と見込み：福祉ホーム事業

福祉ホーム事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均実利用者数	人／月	2	2	1	2	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・市内に1箇所整備されていますが、家庭環境、住宅事情等により自宅での生活が困難な身体障がいのある人のニーズに応じ、社会福祉法人等において継続して利用できるよう努めます。

⑬訪問入浴サービス事業

《サービスの説明》

居宅で臥床し、自宅の入浴設備では入浴することが困難な重度の障がいのある人に対し、移動入浴車による入浴の機会を提供する事業を行います。

【実績と見込み】

表 5-49 実績と見込み：訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均実利用者数	人／月	3	4	4	6	6	6

【見込み量の確保方策】

- ・必要な人がサービスを利用できるように、制度の周知を図るとともに、適切にサービスの提供ができる体制を確保していきます。

⑭社会参加促進事業

《サービスの説明》

- ・声の広報等発行事業：文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音訳した広報を作成し、提供する事業を行います。
- ・自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業：自動車運転免許の取得、自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業を行います。

【実績と見込み】

表 5-50 実績と見込み：声の広報等発行事業

声の広報等発行事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

表 5-51 実績と見込み：自動車運転免許取得事業

自動車運転免許取得事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

表 5-52 実績と見込み：自動車改造助成事業

自動車改造助成事業	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の確保方策】

- ・市の広報紙やホームページ等を活用し、情報提供を進めるとともに、事業内容の充実に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加の促進を図るため、事業内容の充実と、より参加・利用しやすいよう情報提供に努めます。

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施を進めます。

(1) 障害児福祉サービス

① 児童発達支援

「サービスの説明」

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

「サービス利用対象者」

心身に障がい又は発達に課題がある未就学児とその保護者

【現状と課題】

- ・実利用者数は、わずかに減少していますが、延べ利用者数が増加傾向にあり、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。
- ・児童発達支援センターを令和3年4月に開所し、児童発達支援センターを中心とした支援体制を構築し、家庭や保育園、幼稚園が連携して支援を進めています。

【実績と見込み】

表 5-53 実績と見込み：児童発達支援

児童発達支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用数	件／月	206	200	252	252	252	252
月平均実利用者数	人／月	100	89	90	90	90	90
年度末の市内の 事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・「児童発達支援センター」を中心に、児童発達支援以外の幼児期の発達支援の場も含めて総合的な支援の体制の構築を進めます。
- ・強度行動障がい児の対象者に対する支援やその家族のサポートの体制を検討していきます。

②放課後等デイサービス

「サービスの説明」

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な療育を行ないます。

「サービス利用対象者」

心身に障がい又は発達に課題がある 18 歳（必要に応じ 20 歳）までの就学児童

【現状と課題】

- ・放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向にあり、就学後の時間を過ごすための場所としての保護者の放課後等デイサービスの利用意向は今後も高くなることが見込まれます。
- ・現在の市内事業所は8箇所となっています。
- ・特別支援学校に加え、地域の学校からサービスの利用を希望する児童が増えています。
- ・重症心身障がい児を支援する事業所を1箇所設置しています。

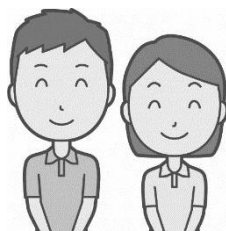
【実績と見込み】

表 5-54 実績と見込み：放課後等デイサービス

放課後等 デイサービス	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用数	件／月	1,563	1,818	1,976	2,040	2,240	2,400
月平均実利用者数	人／月	134	151	163	170	190	200
年度末の市内の 事業所数	箇所	8	8	8	8	9	9

【見込み量の確保方策】

- ・今後の利用者の増加が見込まれることから、保護者の就労支援を目的とした日中一時支援事業の更なる受け皿開拓を進めるとともに、療育的なサービスを提供する放課後等デイサービスの目的についての周知や情報の提供を行い、適正な利用に努めます。
- ・サービス利用者の現状を把握して計画相談支援と連携し、本人に必要な支給量の決定に努めます。
- ・支援者の知識・技術を高めることが必要であり、様々な研修の機会を確保するとともに習得意欲の喚起を進めます。



③保育所等訪問支援

「サービスの説明」

保育所等訪問支援は、専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練や支援者への助言等を行います。

「サービス利用対象者」

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童

【現状と課題】

- ・家庭の事情等により児童発達支援事業への通所が困難で、かつ専門的な療育支援を必要とする幼児を対象としており、今後も継続的な支援体制の確保が必要です。また、専門スタッフと稼働時間の確保が必要となっています。

【実績と見込み】

表 5-55 実績と見込み：保育所等訪問支援

保育所等訪問支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用数	件／月	2	2	10	10	10	10
月平均実利用者数	人／月	2	3	10	10	10	10
年度末の市内の 事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・園訪問・家庭訪問によるサポートや保育園等と連携を図りながら利用しやすい体制づくりに努めます。

④障害児相談支援

「サービスの説明」

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかに支援するものです。

「サービス利用対象者」

障害児通所支援を申請した障がいのある児童であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた児童

【現状と課題】

- ・放課後等デイサービスの利用増加に伴い障がい児相談支援の利用者数は年々増加しています。
- ・甲賀圏内の児童相談支援事業所が少なく、慢性的な不足状況が続いています。

【実績と見込み】

表 5-56 実績と見込み：障害児相談支援

障害児相談支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用数	件／月	43	41	42	43	45	48
利用件数	件／年	501	483	500	518	540	580
年度末の市内の 事業所数	箇所	6	6	7	7	7	8

【見込み量の確保方策】

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が今後も増加することを見込んでいることから、障害児相談支援の利用も増加することを見込んでいます。
- ・新規事業所が継続して事業実施できるよう、基幹相談支援センターと連携し、指導や相談に対応する等、地域の相談支援体制の充実を図ります。
- ・行動障がいを持つこどもは、早期からの適切な支援を行い、行動障がいの状態をつくらない支援のために、セルフプランではなく相談支援専門員による適切なアセスメント等が実施されるよう努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

《サービスの説明》

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に、発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与等の支援を行います。

《サービス利用対象者》

重度障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童で、児童発達支援や医療型児童発達支援に通所してサービスを利用することが難しい児童

【現状と課題】

- ・市内にサービスを提供する事業所はありませんが、引き続き事業所の開拓を図ります。
- ・医療的ケア児・者協議会が設置され、医療・福祉・教育の現場での現状や課題についての話し合いを行い、緊急時の受け入れの場所の少なさや利用できる資源の少なさがあげられました。

【実績と見込み】

表 5-57 実績と見込み：居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型 児童発達支援	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均延利用数	件／月	0	0	0	1	1	1
年利用実人数	人／年	0	0	0	1	1	1
年度末の市内の 事業所数	箇所	0	0	0	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・庁内関係各課が連携し、制度等の周知を進めるとともに、利用ニーズの把握とニーズに応じた対応を行います。
- ・医療的ケア児者の休日や通所施設利用後の過ごしの場合（日中一時支援、短期入所など）の確保に努めます。
- ・重心児、医療的ケア児の入浴サービスを増やすことを見込んでいます。
- ・医療的ケア児者の移動にかかる支援について検討します。
- ・医療的ケア（喀痰吸引・胃ろう等）に対応できるヘルパーの確保に努めます。
- ・重心児者、医療的ケア児者が甲賀圏域で安心して住み続けられるよう関係機関との連携強化に努めます。

⑥医療的ケア児童に関するコーディネーターの配置

＜サービスの説明＞

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

＜サービス利用対象者＞

医療的ケアが必要な児童

【現状と課題】

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、甲賀圏域で「医療的ケア児者支援協議会」を設置しています。

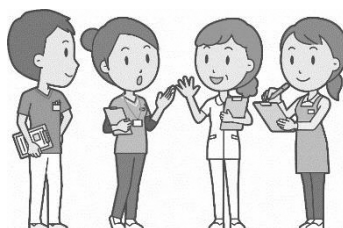
【実績と見込み】

表 5-58 実績と見込み：医療的ケア児童に関するコーディネーター

医療的ケア児童に関するコーディネーター	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（計画）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	人	3	3	3	3	4	5

【見込み量の確保方策】

- ・医療的ケアが必要な児童について、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）の重症心身障害児・者対策部会において協議の場を設置し取り組みを推進していきます。



I

けいかく すいしん
計画の推進

計画の推進にあたっては、市が主体となり、国、県、近隣市町との連携を図るとともに、広く市民や関係者等の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) かんけいきかん だんたい じぎょうしょどう れんけい
関係機関、団体、サービス事業所等との連携

計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体等との連携を深め、情報の共有を図りながら、事業の推進、調整を行い、障がいのある人の支援に関わるさまざまな施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとします。また、事業の推進にあたって、サービス事業所等との連携を図ります。

(2) こうかちいきしょうがいじ しゃ ちょうせいかいぎ じゅうじつ
甲賀地域障害児・者サービス調整会議の充実

障がい福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議を行う甲賀地域障害児・者サービス調整会議によって、関係機関のネットワーク、相談支援事業の推進、困難事例への対応や福祉の向上に必要な検討協議等を進めます。

(3) しみんさんか きょうどう そくしん
市民参加と協働の促進

障がいのある人もない人も、地域の問題について関心を持ち、共に地域社会の一員として積極的に社会参加を果たし、役割を担うまちづくりを進めます。

また、障がいのある人に対する差別の解消及び合理的配慮の推進を行うため、市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民協働型の事業の検討等、市民による地域ぐるみの取り組みを図ります。

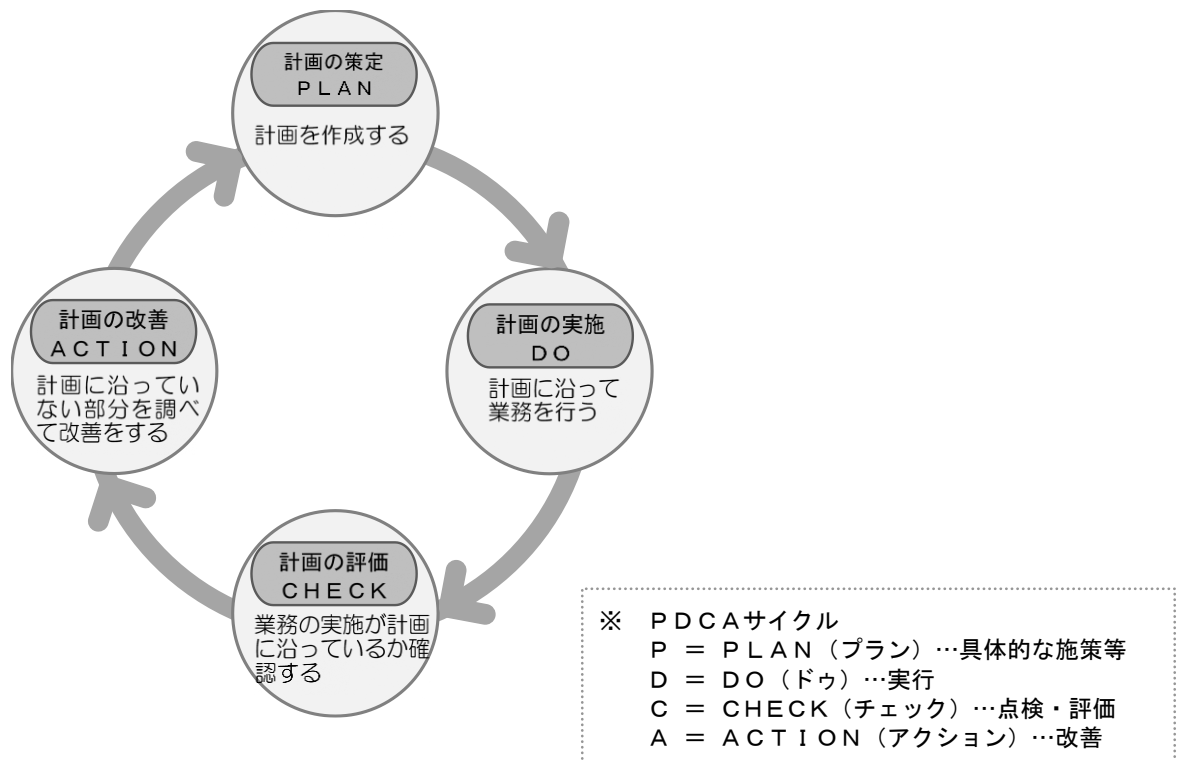
(4) ちょうない けいかくすいしん
庁内の計画推進

計画に基づく関連施策を推進するため、個々の施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、健康福祉部が中心となり、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的、効果的な推進に努めます。障がい福祉分野だけでなく、こども・高齢者分野等においても共通する課題については、各分野の連携強化を図り、一体的に施策を推進していきます。また、計画推進上、国や県との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整、要請にあたります。

(5) 計画の進捗状況の管理・評価

各分野に携わっている団体の代表や市民、学識経験者等で構成される甲賀市障害者施策推進協議会にその状況を報告し、庁内においても計画の進捗状況の自己管理、評価を行うものとします。

本計画の円滑・着実な実行のために、「PDCAサイクル」に基づき、甲賀市障害者施策推進協議会等と進捗状況の把握を行うとともに、実施（Do）した内容を把握、評価（Check）し、自立支援協議会等に報告の上、意見を聴き、必要があると認めるときは、事業体制や内容の改善（Action）等を行います。



こうかししょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかいじょうれい
甲賀市障害者施策推進協議会条例

平成21年3月27日

条例第38号

改正 平成23年6月20日条例第19号

平成25年3月13日条例第7号

平成25年12月18日条例第36号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、甲賀市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者に関する施策について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 福祉事業の従事者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(敬称略)

氏名	所属・役職名
◎ 黒田 学	立命館大学産業社会学部 教授
○ 金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 理事長
嘉瀬 英紀	滋賀県立三雲養護学校 校長
岩田 孝之	甲賀市身体障害者更生会 副会長
菊田 幸世	甲賀市手をつなぐ育成会
松宮 貴義	一般社団法人 水口病院 地域生活支援センターしろやま 所長
菅沼 敏之	甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター 所長
真溪 宏	甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所） 次長
岩永 信也	甲賀市企業人権啓発推進協議会
湯次 耕大	甲賀市社会福祉協議会 部長

◎：委員長、○：副委員長（順不同）

開催日		主な内容
アンケート調査 実施（当事者）	令和5年(2023年) 2月～3月	1. 障害者手帳を所持しているサービス利用者及び福祉 サービス利用者
第1回甲賀市障害者 施策推進協議会	令和5年(2023年) 7月13日	1. 協議事項 (1) 計画の進捗状況について (2) 計画策定方針について (3) 関係団体ヒアリング・事業所アンケートの実施に ついて
アンケート調査 実施（事業所）	令和5年(2023年) 7月～8月	1. 障がいのある人を支援している福祉サービス事業所
ヒアリング調査 実施	令和5年(2023年) 8月	1. 障がい者関係団体
第2回甲賀市障害者 施策推進協議会	令和5年(2023年) 9月12日	1. 協議事項 (1) 計画（骨子案）について (2) 協議会で重点的に検討すべきことについて
第3回甲賀市障害者 施策推進協議会	令和5年(2023年) 10月24日	1. 協議事項 (1) 計画（素案）について (2) 協議会委員へのアンケートについて
第4回甲賀市障害者 施策推進協議会	令和5年(2023年) 11月21日	1. 協議事項 (1) 計画（案）について (2) パブリック・コメントの実施及び今後のスケジ ュールについて
パブリック・ コメント実施	令和6年(2024年) 1月1日～ 1月30日	1. 周知方法：市広報紙及び市ホームページ等 2. 公表場所：障がい福祉課、各地域市民センター及び市 ホームページ等 3. 意見数：17件
第5回甲賀市障害者 施策推進協議会	令和6年(2024年) 2月19日	1. 協議事項 (1) 計画（最終案）に対する意見・修正点について (2) 計画（最終案）について

あ行

医療的ケア

医療行為として、医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引などの医療的介助行為のこと。

インクルーシブ社会

障がいの有無や国籍、年齢、性別など様々な背景を持つあらゆる人が排除されことなく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会のこと。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行う。併せて、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

QOL

生活の質。「クオリティ・オブ・ライフ (quality of life)」の略。どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。

共生型サービス

障がい者（児）と高齢者が共に利用できる事業所を設置するという観点から設けられたものであり、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくするよう、障がい福祉、介護保険のそれぞれの制度に特例を設け、相互にサービス利用をしやすくする制度。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のこと。

強度行動障がい

直接的他害（噛みつき、頭つき、など）や間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持：例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物損壊など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な障がい。

ケアマネジメント

介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、心身の状況や本人の意向を踏まえ、福祉・保健・医療などのサービスや社会資源を結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保する仕組み。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどがある高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。成年後見制度はそのひとつ。

高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいが生じること。

合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことをいう。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なるが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられる。

ここあいパスポート

こどもの成長についての保護者の記録と、園、学校、支援機関の検査や支援記録を保存しライフステージが変わってもこれまでの支援をたどることができるようにする記録ファイル。

さ行

サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する際に、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等の利用計画。事業者は一定期間ごとにモニタリングを行い利用者の心身の状況、環境、意向等を勘案して、サービスの内容について計画を立てるほか、適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連携を行う。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもの。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを目的とする。

児童発達支援センター

心身の発達に課題のあるこどもたちが社会の中で自分らしく生きていく力の基礎を培うための支援を提供する施設。

手話奉仕員

講座により手話等を習得し、地域の聴覚障がい者と手話で会話ができ、習得した手話等を活用して、地域の聴覚障がい者団体の行事への参加や、手話サークル活動への参加等、手話活動を行う者。

障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和 45 年制定の心身障害者対策基本法を改正して平成 5 年成立。平成 16 年大幅改正。障がいのある人に対して障がいを理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月施行）され、主に、①障がいを理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどを定めている。

障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づき設置している機関。障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項や関係機関相互の連絡調整を要する事項等について、調査・審議を行う。

障害者自立支援協議会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき、障がいのある人への支援の体制の整備を図るため設置している機関。関係機関、関係団体、障がいのある人及びその家族、福祉、医療、教育、雇用に関連する職務の従事者、その他関係者により構成される。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行っている。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に法律名も変更されて施行された。

情報アクセシビリティ

情報システムの利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどりつけ、利用できること。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて認定された身体障がいのある人に都道府県知事が交付する手帳。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられる。

精神障害者保健福祉手帳

平成 7 年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活の援助を、代理権や同意権、取引権が付与された後見人等が行う仕組み。

た行

地域資源

何らかの活動や施策に資する有形無形を問わない地域の資源のことで、サービス、人材、既存の活動や組織、建物、特有の技術などが含まれる。

地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり等の機能を備えた拠点となる施設。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業。

地域活動支援センター

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のことである。

特別支援学校

障がいのある児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、併せて学習上又は生活上の自立に必要な知識技能を授けることを目的とする学校。従来の盲・聾・養護学校といった障がい種別にとらわれることなく教育を行う学校制度。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19 年 4 月から、学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

は行

バリアフリー

障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がい。

パブリック・コメント

市の基本的な政策又は制度の策定にあたり、原案の段階で、その趣旨や目的、内容等を公表し、これらに対する皆さんからのご意見や情報、専門的知識の提出を受け、提出されたご意見等を考慮したうえで政策等の最終決定を行なうもの。

ピアサポート

同じような立場の人によるサポート。

ペアレントトレーニング

育てにストレスや悩みを抱えている親子を支援する方法。

ペアレントプログラム

親がこどもの問題行動のパターンや心理を理解・分析し、適切な対応を取ることによって問題行動を減らすことができるという親子の対処プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

包括的相談支援

身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を分野や属性を問わず包括的に受け止める支援のこと。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ決まった割合に相当する数以上の障がいのある人を雇用しなければならないとされており、法定雇用率はその割合のこと。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、3年の任期で、地域住民の福祉、生活援助活動を行う委員。民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼務する。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者等に使いやすい配慮をするという「バリアフリー」の概念を超えて、障がいのある人や高齢者も含め、だれもが利用しやすい製品や環境をデザイン（考案）すること。

要約筆記

聴覚障がいのある人に、話の内容を書いて要点を伝える文字通訳。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リハビリテーション

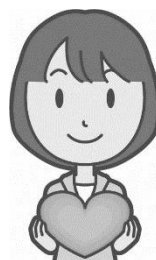
障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

療育

障がいのあるこどもについて治療、相談・指導を行い、その発達能力を育て、自立生活に向かって育成すること。療は医療、育は養育・保育・教育を意味する。

療育手帳

知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳。知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。この手帳を取得することによって、障がいの支援区分（最重度・重度（A）、中軽度（B））に応じた福祉サービスを利用できるようになる。



	名称	所在地	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所(児)	短期入所(者)	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設 (指定発達支援医療機関)	重度障害者等包括支援	療養介護	生活介護	生活介護(基準該当)	共同生活援助	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)
1	るりこう園	土山	●	●			●	●					●			●		
2	甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち	水口	●		●													
3	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうか	甲賀	●		●													
4	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうなん	甲南	●		●													
5	甲賀市社協 ヘルパーステーションしがらき	信楽	●		●													
6	甲賀市社協 ヘルパーステーションつちやま	土山	●															
7	ヘルプネット「らいふ・かれっじ」	水口	●	●		●												
8	訪問介護事業所 花こころ	水口	●	●														
9	訪問介護ほほえみ	甲賀	●	●	●													
10	エーデルつちやま	土山												●				
11	はとがひらデイサービスセンター	水口												●				
12	障がい者支援施設 信楽青年寮 しん	信楽						●					●			●		
13	障がい者支援施設 信楽青年寮 らく	信楽						●					●			●		
14	しろやまコミュニティハウス	水口																●
15	独立行政法人国立病院機構紫香楽病院	信楽					●	●		●		●						
16	滋賀県立信楽学園	信楽					●		●				●					
17	さわらび作業所	水口																
18	第二さわらび作業所	水口											●					
19	サニーサイド	水口																
20	ワークショップ水口	水口																
21	ここねっとふれあい農園	水口											●					
22	障がい者通所施設 かがやき	水口											●					
23	つちやま福祉作業所	土山																
24	やまなみ工房	甲南											●					
25	ゆとりあ	甲南																
26	コッカラ	甲南																
27	甲賀福祉作業所	甲賀																
28	働き教育センター甲賀	甲南																
29	ワークセンター紫香楽	信楽											●					
30	信楽くすみ作業所	信楽																
31	アイ・コラボレーションしがらき	信楽																
32	ウェルメント水口	水口																
33	ウェルメント水口2	水口																
34	ウェルメント水口3	水口																
35	福祉事業所 春の日	水口																
36	共働事業所けいかん	水口																
37	サンタローザホーム	水口													●			
38	むくの木ホーム	水口													●			
39	ライフクリエイティなさか	水口													●			
40	はなみずきホーム	信楽													●			
41	やまつつじホーム	信楽													●			
42	COTTONハウス	信楽													●			
43	TAMBO SIDE	信楽													●			
44	あおぞら	信楽													●			
45	あたご荘	信楽													●			
46	浦白荘	信楽													●			
47	北山荘	信楽													●			

	名称	所在地	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	日中一時支援	移動支援	特定相談支援	障害児相談支援	地域移行支援	地域定着支援
1	るりこ園	土山										●	●	●	●		
2	甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち	水口															
3	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうか	甲賀															
4	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうなん	甲南															
5	甲賀市社協 ヘルパーステーションしがらき	信楽															
6	甲賀市社協 ヘルパーステーションつちやま	土山															
7	ヘルプネット「らいふ・かれっじ」	水口											●				
8	訪問介護事業所 花こころ	水口															
9	訪問介護ほほえみ	甲賀															
10	エーデルつちやま	土山															
11	はとがひらデイサービスセンター	水口															
12	障がい者支援施設 信楽青年寮 しん	信楽															
13	障がい者支援施設 信楽青年寮 らく	信楽															
14	しろやまコミュニティハウス	水口	●														
15	独立行政法人国立病院機構紫香楽病院	信楽															
16	滋賀県立信楽学園	信楽															
17	さわらび作業所	水口				●											
18	第二さわらび作業所	水口															
19	サニーサイド	水口				●											
20	ワークショップ水口	水口				●											
21	ここねっとふれあい農園	水口				●											
22	障がい者通所施設 かがやき	水口															
23	つちやま福祉作業所	土山				●											
24	やまなみ工房	甲南				●								●			
25	ゆとりあ	甲南				●											
26	コッカラ	甲南				●											
27	甲賀福祉作業所	甲賀				●											
28	働き教育センター甲賀	甲南		●													
29	ワークセンター紫香楽	信楽		●		●											
30	信楽くろみ作業所	信楽				●											
31	アイ・コラボレーションしがらき	信楽				●											
32	ウェルメント水口	水口			●												
33	ウェルメント水口2	水口			●												
34	ウェルメント水口3	水口			●												
35	福祉事業所 春の日	水口			●												
36	共働事業所けいかん	水口			●	●											
37	サンタローザホーム	水口															
38	むくの木ホーム	水口															
39	ライフクリエイटनाさか	水口															
40	はなみずきホーム	信楽															
41	やまつつじホーム	信楽															
42	COTTONハウス	信楽															
43	TAMBO SIDE	信楽															
44	あおぞら	信楽															
45	あたご荘	信楽															
46	浦白荘	信楽															
47	北山荘	信楽															

	名称	所在地	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所（児）	短期入所（者）	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設 （指定発達支援医療機関）	重度障害者等包括支援	療養介護	生活介護	生活介護（基準該当）	共同生活援助	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）
48	テルホーム	信楽													●			
49	フォレスト	信楽													●			
50	ユーハイツ梅園櫻	信楽													●			
51	綿花菓子	信楽													●			
52	和楽	信楽													●			
53	自立支援ホーム 桜生	水口													●			
54	いちごジャム	水口													●			
55	けやきホーム	甲南													●			
56	こぶしホーム	水口													●			
57	さくらホーム	水口													●			
58	ポプラホーム	水口													●			
59	宿り木	水口													●			
60	サニーズホーム	水口													●			
61	グループホームフルハウス	甲南													●			
62	グループホームかずみハウス	甲南													●			
63	グループホーム春の日	水口													●			
64	精神障害者グループホームかわせみ	水口													●			
65	グループホームしろやま	水口													●			
66	HALU	信楽						●							●			
67	かえてホーム	水口						●							●			
68	城山社	信楽													●			
69	ふくやまHOME	信楽													●			
70	緑の家	信楽													●			
71	メゾンもとみ	信楽													●			
72	甲賀市児童発達支援センター つみき	甲南																
73	放課後等デイサービスてんてん	水口																
74	甲賀地域福祉事業所 放課後等デイサービスてんてんしがらき	信楽																
75	児童デイサービスすまいる	水口																
76	児童デイサービスはっぴい	甲南																
77	児童デイサービスLuana	水口																
78	にじいろクラブ	水口																
79	さんま	水口																
80	放課後等デイサービスきらっと	水口																
81	地域生活支援センターしろやま	水口																
82	しがらき地域生活支援センター「うろむろ」	信楽																
83	相談支援センターろーぶ	水口																
84	甲賀市社会福祉協議会相談支援事業所	水口																
85	甲賀市児童相談支援事業所 ばとん	甲南																
86	相談支援事業所 つくしんぼ	水口																
87	特定相談支援事業所 あゆあん	水口																
88	相談支援事業所 はれるや	信楽																
89	障がい者雇用・生活支援センター甲賀（甲賀地域働き・暮らし応援センター）	水口																
90	青少年支援ハウス 輝	土山																
91	青少年自立支援ホーム 一歩	甲南																
92	甲賀・湖南権利擁護支援センター	甲南																

※1～88 は障害福祉サービス等提供事業所、89 は障がい者雇用・生活支援センター
90・91 は滋賀型地域活動支援センター運営事業所、92 は権利擁護支援センター

※37～71 の共同生活援助事業所には休止中の事業所も含んでいます。

	名称	所在地域	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	日中一時支援	移動支援	特定相談支援	障害児相談支援	地域移行支援	地域定着支援
48	テルホーム	信楽															
49	フォレスト	信楽															
50	ユーハイツ梅園櫻	信楽															
51	綿花菓子	信楽															
52	和楽	信楽															
53	自立支援ホーム 桜生	水口															
54	いちごジャム	水口															
55	けやきホーム	甲南															
56	こぶしホーム	水口															
57	さくらホーム	水口															
58	ポプラホーム	水口															
59	宿り木	水口															
60	サニーズホーム	水口															
61	グループホームフルハウス	甲南															
62	グループホームかずみハウス	甲南															
63	グループホーム春の日	水口															
64	精神障害者グループホームかわせみ	水口															
65	グループホームしろやま	水口															
66	HALU	信楽															
67	かえでホーム	水口															
68	城山社	信楽															
69	ふくやまHOME	信楽															
70	緑の家	信楽															
71	メゾンもとみ	信楽															
72	甲賀市児童発達支援センター つみき	甲南						●			●						
73	放課後等デイサービスてんてん	水口								●		●					
74	甲賀地域福祉事業所 放課後等デイサービスてんてんしがらき	信楽								●							
75	児童デイサービスすまいる	水口								●							
76	児童デイサービスはっぴい	甲南								●							
77	児童デイサービスLuana	水口								●							
78	にじいろクラブ	水口								●							
79	さんま	水口								●		●					
80	放課後等デイサービスきらっと	水口								●							
81	地域生活支援センターしろやま	水口												●		●	
82	しがらき地域生活支援センター「うろむろ」	信楽												●	●	●	●
83	相談支援センターろーぶ	水口												●	●	●	●
84	甲賀市社会福祉協議会相談支援事業所	水口												●			
85	甲賀市児童相談支援事業所 ばとん	甲南												●	●		
86	相談支援事業所 つくしんぼ	水口												●			
87	特定相談支援事業所 あゆあん	水口												●	●		
88	相談支援事業所 はれるや	信楽												●	●		
89	障がい者雇用・生活支援センター甲賀（甲賀地域働き・暮らし応援センター）	水口															
90	青少年支援ハウス 輝	土山															
91	青少年自立支援ホーム 一歩	甲南															
92	甲賀・湖南権利擁護支援センター	甲南															

甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年(2024年)3月

甲賀市健康福祉部障がい福祉課

〒 528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号：0748-69-2161 FAX：0748-63-4085

E-mail：koka10253800@city.koka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.koka.lg.jp/